

参議院文部・人事・法務連合委員会會議録第一号

昭和二十九年四月二十六日(月曜日)午
前十時二十七分開会

委員氏名

文部委員

委員長 川村 松助君

理事 加賀山之雄君
理事 荒木正三郎君
理事 相馬 助治君

委員氏名

人事委員

委員長 松浦 清一君

理事 重文君
理事 千葉 信君
理事 北村 一男君
理事 後藤 文夫君
理事 山川 良一君
理事 紅露 みつ君

委員氏名

法務委員

委員長 郡 祐一君

理事 正吉君
理事 宮城タマヨ君
理事 青木 一男君
理事 加藤 武徳君
理事 高橋 道男君
理事 小林 亦治君
理事 一松 定吉君
理事 木村篤太郎君

委員氏名

出席者は左の通り。

文部委員

委員長 川村 松助君

委員氏名

人事委員

委員長 松浦 清一君

理事 重文君
理事 千葉 信君
理事 北村 一男君
理事 後藤 文夫君
理事 山川 良一君
理事 紅露 みつ君

委員氏名

法務委員

委員長 郡 祐一君

理事 正吉君
理事 宮城タマヨ君
理事 青木 一男君
理事 加藤 武徳君
理事 高橋 道男君
理事 小林 亦治君
理事 一松 定吉君
理事 木村篤太郎君

委員氏名

出席者は左の通り。

文部委員

委員長 川村 松助君

理事

加賀山之雄君

荒木正三郎君

相馬 助治君

委員

雨森 常夫君

木村 守江君

田中 啓一君

高橋 衛君

中川 幸平君

吉田 萬次君

杉山 昌作君

高田 一彦君

須藤 五郎君

岡 三郎君

高田 一彦君

永井 純一郎君

松原 一彦君

長谷部 ひろ君

須藤 五郎君

宮田 重文君

千葉 信君

湯山 勇君

紅露 みつ君

郡 祐一君

上原 正吉君

宮城タマヨ君

得治君

三橋 八次郎君

國務大臣

一松 定吉君

羽仁 五郎君

大達 茂雄君

佐藤 達夫君

野木 新一君

浅井 清君

丸尾 毅君

福井 勇君

緒方 信一君

竹内 敏夫君

工藤 英司君

熊登御堂定君

西村 高見君

堀 真道君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

の確保に關する法律案及び教育公務員
特例法の一部を改正する法律案の両案
について文部、人事、法務連合委員会
を開会いたします。慣例によりまして
不肖私が委員長を務めさせていただきます。

本日主として人事委員、法務委員
のかたに御質疑を願います。最初
に法務委員のかたに御質疑をして頂
き、法務委員のかたの質疑が終了した
しましてから次に人事委員のかたに
に御質疑をして頂きたいと存じます。

本日要求いたしております國務大臣
及び政府委員は次のようであります。

文部大臣、人事院總裁、法制局長官、
刑事局長の代りに桃沢公安課長が見え
ております。以上でございます。

○千葉信君 議事進行について。只今
承りました委員長の日程と、或いは
又本日の公報に掲載されました日程か
ら言いますと、法務、それから人
事、文部の三者の連合委員会が今日は
午前中という予定になっております

ところでは、それから非公式に承りました
委員長の質疑が終了しなければ、明日又
労働委員会との連合委員会とに質
疑をすることにもいいという御予
定のようでございますが、私もこの
法案を拝見いたしますと、国家公務員
法に直接関連を持つ要件はつきりし
ておりますし、従つて疑義に亘る点
がかなり多数ございますので、できる
だけ今日の御予定になつております
午前中という審議の予定をできるだけ

私どもの質疑にも、法務委員のかた
がたが終つたあとでは時間を余り制限
されずにやつて頂くということ、それ
から明日の労働委員会との連合に際し
まして、できるだけ私どもの納得の
行くような時間を割いて頂くことをこ
の際委員長に希望を申し上げておく次第
でございます。

○委員長(川村松助君) 承りました。

○龜田得治君 私の方でも実は私ど
もは連合審査をして頂く際にはもつと
時間がもたれる、こう予定をしていた
んですが、聞いてみると人事と一緒
だ、而も何か午前中というふうなこと
もちよつと聞くのであります。それ
ではもうとても十分なこととは勿論でき
ませんし、是非とも質さなければなら
ない点だけでも十分なんです。この
点は一つどういふふうにお考えになつ
ていらつしやるでしょうか。委員長か
らその辺のおつても少し聞かして頂
きたいと思つております。

○委員長(川村松助君) 文部委員会の
ほうにお申入のありました際に、全然
人事委員会のほうのことは頭になかつ
たのであります。それで一応スケジ
ュールを組みまして御挨拶してござい
ます間に、人事委員会のほうからも強つ
てのお申入がありましたので、文部委
員会の方の計画もあることでありま
すし、果して御期待に副えるかどうか
わからぬ状態でありましたが、併し
でき得るだけお互いがわかるように質
疑を進めてみようではないか、ついて

本日の會議に付した事件
○義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に關する法律案(内閣
提出、衆議院送付)
○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

○委員長(川村松助君) 只今から義務
教育諸学校における教育の政治的中立

に濟く

は只今お話がありましたように午前中に法務のほうを先ず終了しまして、人事委員会のほうを午後延びてもやむを得まい、こういうことでお打合せを済ませました。併しその後千葉さんから御要望があり、委員の間でもいろいろ懇談いたしました。要するに諸種の目的を達するためには相当の時間がかかるであろうけれども、又同時に文部委員会のほうの事情もありませんので、この点は御考慮を願つて適當に進めて行こうではないか、こういうことになつております。

○亀田得治君 適當に御考慮を願つて進めて行く、私どもの質問事項が非常になくさんありますから、大體の見当を示してもらいせんかと非常にこちら都合が悪いわけなんです。

○委員長(川村松助君) そうすると今日何時間くらいお使いになることになつておりますか。

○亀田得治君 私だけで二時間くらいは予定してあります。ほかのかたは勿論あると思うのですが……。

○鈴木幸弘君 法務委員会から申込まれたときに、私どもとしては法務委員だけといたしましたも午前中というお約束をいたしました。それで今委員長が、そういうことで委員会は承知したのでありますから、委員長はこれを御考慮の上お取計らいを願いたいと思ひます。

○郡祐一君 私からちよつと申し上げますが、法務委員会では連合審査の御要求があり、直ちに文部委員長とお打合せをいたしまして、そうして文部委員長は、半日に法務委員の連合審査はいたしたいという文部委員長からの要求が

ございましたので、委員会でも御了解を得ましたように法務委員会との連合は半日という予定で法務委員長といたしても承知をいたしておりますので、どうか本日の午前と申しまして時間若く延びることは當然予想されるところでございます。大體本日の半日を法務委員との連合に使うということで御進行を願いたいと思ひます。但し只今十時半であるから何時というところは申せませんが午後延びる若干延びましても、私は文部委員長とのお約束通りお進めを法務委員のかたにお願いをいたしたいと思ひます。

○亀田得治君 一応やはりそれで進められても、進行の模様によつてこれは文部委員会の都合もありと思ひますから、考慮してもらいたいと思ひます。折角なのでからその点希望しておきます。

○委員長(川村松助君) 承りました。

○羽仁五郎君 議題になつております二つの法律案は一身を教育に捧げておられる教員のかたに關するものであり、そして又これがそのかたに關する刑罰を以て臨む、従つてその意味においては公正を使命としておられる裁判所にも關係をして来る法律案であり、且つ又第三にはこれがいわゆる國家の公共の福祉に獻身せられる公務員のことにも關係している、こういう重大な法律案が国会において如何に審議せられるべきであるかということに委員長においても十分御了解のことと確信をします。仮にこういう法律案が国会において十分の審議を得ないで成立いたしますとすれば、第一に教育に獻身をいたしておられるかたに、どういふふうにお考えになるか。又第

二に裁判所は如何なる迷惑をこうむられるか、又第三に國家公務員並びに國家公務といふものに如何なる支障が生ずるか、申上げるまでもないと思ひます。そこで私としてはこの参議院が第二院として現在政府に向つて申入れていることがある、そのことに對する返答を伺わないうちに委員会が活動するということとは果して妥當であらうかどうか、深い疑問を抱いてゐるものであります。(その通りと呼ぶ者あり)政府は勿論第二院の意向を無視せられるものではあるまい、国会を無視せられるものではないかと思ふ。而も明治、大正、昭和今日に至るまで前例の少い態度を参議院は政府に對してつてゐるのである、従つて政府は速かにこれに對する答をせざるべきものだと思ふ、その答がなされるうちに私がここで政府に向つて質疑をするといふことは、国会を尊重する意味から心苦しいのでありますけれども、やむなく質疑をなさんとするものであります。

第一に文部大臣に向つて伺ひたいのは、この法律案が国会に提出せられましてから今日に至るまで、各方面の輿論の批判というものを御承知になつてゐることと思ふ、而もこの各方面の輿論の批判の中には、今日日本の國民が教育に關して最高の敬意を払つておられるかたに、ある、一々その名前を引用しませんが、或いは東大矢内原學長であるとか、或いは前の東大の學長であられた南原先生であるとか、そのほか文部大臣がお考えになつて御覽になつても、教育に關する識見においてあなたと決して劣らないだろう、或いはあなたよりも事によれば長く教育に

ついて獻身しておられたかも知れない、なにかんづく戦争中の誤れる教育に對して節操を持つておられたこれらの教育者の批判というものもある。これらの批判に對して、そして又第二には朝日、毎日、読売など日本の信頼されておるところの新聞の社説というものが奉つてこの二法案に批判を加えておる或いは反對をしてゐる。

第三には直接教育に關係してゐる教員組合或いはこれと又立場を異にする、そして明治以來の長年の教育上の伝統を有する信濃教育会、そのほかあるとか、こういうように教育に直接身を捧げておられるかたに、この團體がそれらに奉つてこの二つの法律案に反對をしておられる。又教育に我々の子供たちを預けておる父兄のかたからもこれらの法律案に對する反對がある。

その反對の重点とするところは教育を刑罰の下におくべきでないといふことだ、こういう世論の反對及び批判に對して文部大臣は只今如何なる反省をしておられるか、それを伺つておきたい。

○國務大臣(大連茂雄君) この二法案をめぐりまして世間で相當強い反對の意見が行われておりますことは、私もよく承知をしております。ただ私はそういう反對があるにもかかわらずやはこの法案の必要であるといふことを確信をしておるのであります。従つて私の責任においてあえて国会の御審議をお願いしたいと思つております。と申しますのは、私は決してこの意地になつておるとか或いは又他意があつてこの法律案の成立を願つておるのは

ありません。従つて若し私が成るほどと納得をいたしますれば、今になつて撤回するといふことはできませんまいけれども、私の意見を変えることに決してやぶさかではないのであります。ただ今日まで反對の意見が相當ありますけれども、併しそれにもかからず私はなお私の所信を変えていないのであります。国会のほうにおいて慎重に御審議を頂きたいと、かように存じております。

○羽仁五郎君 教育に關係し且つ裁判に關係し且つ國家公務に關係する法律案でありますから、これを提出せられた政府の責任者がいやくも無批判であるようなことがあれば、この法律は仮に成立しても紛擾を増すばかりです。従つて文部大臣が今日までこの法案が提出せられた以後における今日までに現われておる高いレベルの世論の批判というものに対して、現在最初提出せられたときのお考えを少しも變えておられないといふお答えは私は實に驚き入る。これは文部大臣に對するお願いであります、どうか全國の、殊に小学校の教職員諸君、大學教授とか、そういうかたに、はい、はい、社會的な保護もありません。併し貧しい、そして苦しい仕事に全身を捧げておられる小学校のかたに、というものをことを本當にお考えになつて、そうして従つてこれらの人々を守らうとして率直に述べられるその高いレベルの批判というものに対しては、いま一応十分に御検討を願ひたい。今のお言葉にも決して意地になつてゐるとか或いは無反省であるといふ心持はないとおつしやるから、それにおすがりして

お願いをするのですが、どうかもう一遍読んで見て頂きたい。もう十分お読みになったでしょうが、或いは矢内原学長の御意見或いは磯山政道学長の御意見、その他いろいろなかたんの御意見、あなたの御了解に適合するような御意見もあると思う。それらを十分御検討願つて、そうして又我々が今伺ふことを、そういうお心持でお聞き願つて、今日までお交りになつていないというお考えが、どうかお交りになる必要をお認めになればお交えを願いたいと思う。今申上げたのは世論の批判というものを尊重せられたいという点であります。

次に伺つて置きたいのは、この二つの法律案の立案の目的は何かということ。これは我々は国会において現在の憲法及び国会法においては国務大臣を証人としてここに立つて頂くというところは差控えなければならぬ。けれども国務大臣はそこにおいて御答弁になる御答弁というものは、いやしくも誠意に欠けることがあられるはずはないと思う。そこで決して今までなさつておられるような御答弁で私は満足する気持ではないのです。端的に申上げますが、どうかこの国会に対してはその立法の目的が何であるかということをお直にお答えを願いたい。これがいやしくも言を左右にせられるようでありますと、国会の審議というものは進行いたしませんから、あなたが立案者としてこの二法案によつて何を目的としておられるのか、その目的を端的に明確にして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 最初に私は今日世論としてこの法案に反対の意見、これにつきましては私は私の目に

触れる限りでできるだけ読んでお聞きすし、又私に直接大学の教授のかたがたなどが決議等を持つて見えます。そういう場合にはできるだけ長い時間お目にかかつてお話を聞き、又私の考えを申上げておる。又外国人でボーレーと申しますか、ああいう人の、これについても十分意見を聞き、又私の考えを長時間に亘つて話しておりまして、決して世論に耳を傾けない、そういう気持は全然ない。むしろ進んでそういう論文があるということであれば、人に頼んでその論文を手に入れても読んでおきまして、決して全然一方的に耳を傾けない、こういうつもりはあります。

それからこの法律案を提出しました狙いと申しますか、目的とするところでありまして、これはすでに本会議において申上げ、又文部委員会においては常に衆参両院を通じて論議を申上げておるのであります。結局その目標として考えておることは、学校教育における教育の政治的中立を確保したい、現在教育基本法の第八條の二項に書いてありますその精神を学校教育の上ではつきりと貫きたい、こういうことに尽きるのであります。それには先ず教育に当る先生がその点に十分自重せられて、そうして偏つた教育をしないということにせられてもらなければならぬ。併し学校における教育活動自体を採上げておるという場合、これが中立を破つておるとか、一方的に偏しておるとかといううなことで、この一々の教育活動を対象として、殊に刑罰を以て臨むといううなことであれば、これは非常に教職員を萎縮させ若しくは教育そのものを萎縮

させ、又誰かの考えで以て教育というものに勝手に方向に強制的に付けさせられるということも十分考えられることだと思ひます。でありますからして、そういう直接的な方法をとることにはやめたのであります。そうしてただ教育に当る教員諸君ができるだけ政治に深入りをし、一口に言うとき余り政争に没頭するとか、夢中になるとかいううなことをやめてもらつて、現在必ずしもそうしておるというわけではありませぬけれども、そういう深入りをするということをしなさい、それによつて本来の職務である教育活動の上に中立が維持されることを期待する、こういう考えであります。これは一般公務員についてやはり公務というものが一党一派に偏せず、或いは一部の利益に偏らずに、適正、公平に行われなければならない、これは公務一般についての原則であらうと思ひます。その場合にもやはり公務員自身が政治的に余り深入りした立場に立たないということによつて公務の適正を確保しておるのが現在の公務員に関する政治活動の制限というものの趣旨であらうと私は了解しております。それと同じ考え方の下に先生がたが強い政治的な行動、そういうものについては、先生がたは手を出さないことにしてもらふことによつて、その公務であるところの教育の中立が維持せられることを期待する、これが第一点であります。それからその次には学校の先生のほうはそうでありまして、今度は先生に対して政治的に偏つた教育をするように政治的な勢力の伸長を目的として、そういう教育をするように働きかけると言ひますか、そういうことが考えられる、若

しさうであれば、これは先生が折角偏らない教育をしようと思つても、それに対して相当強い影響力を以て外から先生を強いてそういう教育をさせようとする、そういう行為は、これはとめなければいかん。いやしくも教育の中立性を維持することがいい、そうすべきであるということが教育基本法に立てられておる原則である限り、それを偏らせるような教唆扇動を教職員に向つてする、こういう行為は許さるべきものではない。その反社会性というものは、これは当然考えられることでありますから、それに対しては刑罰を以てそういうような働きかけは断ち切る。つまり外からのそういう働きかけを断ち切ることは、先生をして外からの影響を受けることなしに自分の良心と良心に従つて自主的に教育をするという立場を確保するゆゑである、そうしてその先生には強い政治的な動き方をすること、これは遠慮してもらうことが教育活動の上における政治的中立を確保する、こういうゆゑである。こういう先生自身と、外からの場合と、こういう二つの場合を分けて考えまして、その両面から教育の中立を維持する、こういう考え方であります。

○羽仁五郎君 只今の文部大臣の御答弁はこの二法案提出当時の御答弁と少しも變つておりません。これは先ほどの御答弁に反する。提案以前においては或いは文部大臣はその程度の御反省で結構であつたのかも知れない。併し提案以後現われてゐる高いレベルの批判というものは、正に今お話の二つの点について有力な反対を表わしておられます。それに対するお答えがないの

で、私から改めて申上げるまでもないと思ひますが、どうですか。それではさつきの御答弁即ち提案以後において現われてゐるところの世論というもののについては十分学んでゐるということなんです、然らば御答弁において提案以後現われてゐる世論に対する批判をあなたがこゝでして頂かなければならない。第一には今おつしやる教員が政争に没頭する、これは政治上の問題です。第二は教員に向つて外部から働きかける人がある。これも政治及び良心の問題であります。こういうことが望ましいか望ましくないかということであれば、教員が教務を抛つて政争に没頭する或いは堂々と教員に向つて外部からいろいろと指図、さしでがましいことを言う、或いは圧迫を加ふる者があれば、望ましくないことは言うまでもない。けれども望ましくないことが直ちに刑罰によつて防止できるかどうか、又防止すべきであるかどうかという点については世論は反対しているじやありませんか。第一の問題は政治の問題、第二の問題は良心の問題、それを刑罰の問題で解決しようとしてゐるところにこの立案者の識見の低さが現われておると批判されてゐるのであります。それに対してそうではないというならば、そのお答えを頂かなければならぬ。

○国務大臣(大達茂雄君) この反対の意見というものはこれも非常にいろいろあります。でありますからして、それについて一々具体的にどの点について具体的なお尋ねであれば、それに対して具体的なお答えをしたいと思ひますけれども、世論というものがまとまつた形になつてはいないのであります。

従つてそういうふうな具体的形でお尋ねを頂きたいと思ひます。

それからこの世論というものが事実についての認識の違い、或いは認識の深い、浅いという点からも結論が違つて来るという点もあるように思ひます。これは新らしく教育の方針を打出したものでありません。教育基本法第八條の二項には政治教育に當つては特定の政党を支持したり、或いは又反対するような教育はしてはならないということが、これは原則として打出されておるのであります。新らしい方針をこのたびこの両法案で打出しているわけではない。このすでに確立しているわけばならんはずの教育の政治的中立、かういふものが現在において必ずしも守られておらん、或いは又それが危険になつておるといふふうに認められる。であるからして、今においてそれを維持する方法を講じなければならん、かういふことが主眼なのであります。でありますから、これはその方法についてはそれ／＼の意見がありましようが、併し刑罰を以てする。現在は罰則の付かない基本法の八條の二項というものが現にあるのであります。そうしてそれが守られておらん、かういふ認識に立つ限り、現在のような罰則の伴わないものだけではそのまま打つちやつておくわけに行かん、かういふ結論にならざるを得ないのであります。世間の反対論の中には、かような刑罰等によつて教育というものを維持して行こうとする、そういう考え方自身が面白くない、或いはそういうことは誠に好ましからざることである。かういふ議論が相当多いのであります。私も同様に考えます。教育というものの

を刑罰の力を借りて維持しなければならぬやうな、そういうことが決して喜ぶべきものでないということは私も同様に思うのであります。併しながら現実の事実、目を蔽うて、ただそういうものだからこういうものはいけない、こういうふうな結論になつて来るというとも私は納得ができません。そういうものであつてそれが現に教育者自身の自重自戒と、そして世の中の社会一般の良識によつてそれがきちんと守られておらん何らの危険を感じないという事であれば、何も苦しんでかような法律を出す必要はないのであります。ただそれが守られておらん、現に教育基本法の八条の二項にそれがはつきりと書いてある限り、それを蹂躪し或いはそれに違反するような教育をする先生がたは、これは教員としての行政処分と申しますか、懲戒の対象に現行法上なつておるのであります。なつておるものであるけれども、併しながらなおそれでも現実の問題としては中立性が保たれていない、保たれていない、はつきり言うことが悪ければ、それは危険を感じざるを得ない、こういう実情であるということであれば、それに對して何らかの方法、具体的方法をとらなければ、つまり現在のやり方では足りない、私どもはこういう認識を持つておるのであります。

それから教唆煽動の關係につきましても、これはやはり同様なことでありますが、これは教育そのものに對して直接何を規制をするとかいうことでは全然ありません。これは教育者に対する規定でもないものでありまして、要するにこれは特定の人を対象にしておるのではないのであります。一般にそう

いう社会的な行為を規制しよう、つまり教育基本法の八条の二項に反するような教育をなすべきことを教唆煽動する、これが少くとも教育基本法の原則を堅持する限り望ましからざると言いますか、今日の教育上の秩序、法律秩序というものを乱す行為であることはこれは明瞭であらうと私は思います。これは教育活動ではありません。教職員に対して、教育上の責任を持つ人に対して横合いから要らん世話をやく、要らんことをけしかける、こういうことでありますからして、これをとめるということは教育を圧迫するものにあらずして、私は教育を擁護するものである、こういうふうと考えておるわけであります。

○羽佐五郎君 今度は法制局長官に伺いますから、そのおつもりでお聞きを願いたいと思います。只今大達文部大臣は私の二回に亘る質疑、質問に対して、即ち第一、本法案の目的は、立法の、立案の目的は政治的目的である、即ち教員が政争に没頭することを好ましくないと考えます。第二はこの二つの法律案、いま一つの第二の目的は、教員に向つて外部から意見を述べる人々の行動というものを抑えたいという、これは仮に差出がましい意見があつたとしてもその人々の良心の問題である。で、こういう理由に基いて法律を以て基本的人權を制限して刑罰を加へようとしている、その危険、眼前の危険というものに対して、文部大臣が述べられたところは今法制局長官がお聞きになつた通りであります。即ちそういう中立性が破られているということは、悪ければというお言葉をお使いになつたが、破られているかいないかという

ことは議論の余地のある問題で、そうして又仮に教育の中立性が破られておるとしても、それが直ちに如何なる眼前の危険をもたらすかということについては、大達文相はいさ知らず、あなたにはつきりした見識がおりだらうと思います。そこで大体以上のような政治的目的において、そうして又人の良心に關係する問題であり、そして第三に眼前の危険というものについて只今責任者がお述べになつたような認識に基いて人の基本的人權を制限する、そのために刑罰の立法をするということとは、法制局長官の責任において許されるとお考えになるかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 主として憲法との関係の角度からお答えすればお答えになると思うのでありますが、今度御提案申上げております法律案は一つは特例法の関係、それからいま一つは中立確保と言われている二件でございます。この特例法関係のほうは、これは申すまでもなく、すでに国立学校の先生についてとられているところと同じことを公立学校の先生にも及ぼさうということでありまして、この根本の基くところの問題は、国立学校の先生の場合と同じであらうと思います。従つて多くを申上げませんが、この中立確保のほうの問題は、要するに、今文部大臣からのお答えにも含まれておりましたように、教育基本法の八条そのものの規範の問題にこれは繋がると思います。八条はとにかく正しいかどうかということによつて話が出て来ることであらうと思います。八条は正しいということはどういうことかと私ども考えますと、まあ極めて素朴な考え方でございますけれども、学校教育とい

うものは立派な政黨員を作る、或いは政党の有力なシンパを作るということ
でなしに、立派な国民を作る、公正な
判断者と主権者を作り上げるというの
が恐らく私は教育の本当の目的であ
らうと思うわけです。そういうことか
らいたしまして、無垢なる子供に政党
的な色着けを付けてしまふということ
では民主主義の根本そのものを動か
して、右、左、赤、黒、白というや
うな投票機械を作つてしまふというこ
とになり恐ろしいことであらうと思
います。そういう点から申しますとい
うと、今の法律で制限しようと思つ
ておられますところは、もとよりまあ
手近な目で見れば言論の自由とかそ
の他憲法の保障する自由に対する関
係で非常に心配になることであらう
と思ひます。その点は御尤もである
と思ひますけれども、そういう点か
ら考えて見まするといふと、やはり
憲法というものはその根本になつて
おる民主主義としての作りの上げ
て行かなければならぬという要請を
第一義的に私は持つておるものであ
らうと思ひます。そういう意味にお
きまして言論の自由というようなこ
とは勿論でございますけれども、そ
こには又今の大きな制約から参りま
すところの、まあ公共の福祉とでも
申しますか、羽仁委員は十分御承知
のことでありましてけれども、そうい
う点からの制約が憲法上当然出て
おることであらうと考えるわけであ
ります。丁度そのことは主権者が我
々の代表者としての議員を選ぶとい
う最も崇高なる任務を遂行する選挙
の手続においてすらも大きな演説
その他言論その他の行動の自由が制
約されておるわけでありまして、こ
れも同

じ憲法上の要請から来ておるものと思
いますので、そういう点から申します
というとき、この法案の狙つておるす
ものはその限界の中のことであると申
さざるを得ないと思ふのです。ただこ
のような措置を現実にとることがいい
か悪いか、或いは行き過ぎか行き過ぎ
でないか、これは政治の問題として私
は憲法のいづれも制限内だと思いま
すけれども、これは政治の問題として
国会でおきめになる事柄であると、か
ように考えます。

○羽仁五郎君 私、法制局長官のお答
えを聞いておきたいと思つた点は今お
答へになつた点ではないのです。それ
では角度を変えてあなたに伺います
が、今提案されているような二つの法
律案に類似するような国際的な我々が
以て範とすべきような法律が外国にあ
りますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 外国の立法
例のことを一々調べて正確なる知識を
持つておられませんからして、その点に
ついてはお答へはいたしかねます。こ
れはまあ文部省のほうが或いは詳しい
かと思ひます。少くとも日本の憲法
の下において、日本の現実の情勢の下
においてこの法律は憲法には違反しない
というふうな考へております。

○羽仁五郎君 専門家であるあなたが
こういう立法例について外国に例があ
るかないか、詳しく承知しないとおつし
やるのは、ないというお答へだろうと
思ふ。それは専門家としてのあなたの
良心からいって、ここに提案されてお
るような二法案というものが、憲法違
反の疑いがあるということと関連して
おります。その憲法違反の疑いがある
かないかということは、勿論私は決定

することもできないし、あなたが決定
することもできない。けれどもあなた
が良心に基いて、この二法案が憲法違
反の疑いがあるという議論を発生する
理由があるかないかという点について
は、どうお考へになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほども触
れましたように、卑近な目で言論の自
由とか、その他の人権というものを眺
めれば、その自由に対する制約を当然
もたらしますからして、これは憲法の
許す範囲の制約であらうか否かといふ
点について御疑問が出て来るのは、こ
れはもう一応、尤もなことだと思いま
す。併し我々としては、先ほどお答へ
申上げたように、その制約は憲法自身
の予定している制約でございまして考
えておるわけでありませう。

○羽仁五郎君 憲法自身の予定してい
る制約であるかどうかといふことにつ
いて伺つて居るのです。基本的人権が
制限され得る場合と、どういふ場合に
制限され得るかといへば、あなたはま
さか、国際的に確立せられた原則であ
る眼前の明白な危険という理論を否定
されはしまいと思ふ。ところで今この
二法案が要求しているような、基本的
人権の制限、即ち刑罰というものの対
して如何なる眼前の明白な危険があ
りますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 眼前の明白
なる危険の原理につきましても、曾つ
て破壊活動防止法のときに、全く羽仁
委員と私とこのこと自身については意
見が合致したのでありますから、今でも
その点は變つておりません。従つて先
ほどの説明も、その点に触れて申上げ
ているつもりであります。この根本に
基いておるところの、要するに大きな

ことを申上げて恐縮でございますけれ
ども、民主主義そのものの基礎が崩れ
るとか何とかといふことに対して、私
は影響のある事柄だと思ひますからし
て、事柄自体としては今申しましたよ
うな眼前の明白な危険といふことに当
然緊がつて来るというふうな考へます。

○羽仁五郎君 破壊活動防止法の討議
の際に、眼前の明白な危険の原理につ
いてあなたの意見と私の意見が合致し
たといふことは私は承知しません、従
つて今の御答弁の註釈は取消しを願ひ
ます。私の言う眼前の明白な危険とい
ふのは、そういう判断の余地のあるよ
うな問題ではないはずで、これはあ
なたに向つて申上げるまでもないこと
ですが、眼前の明白な危険があるかな
いかという程度のことであつて、基本
的人権を制限し、又は刑罰法規を立法
するといふことはできないこととす。

現在の日本の教育及びそれに関係する
いろいろの事情が日本の民主主義の基
本を危くしているのではないかといふこ
とは、見ようによつては危くしている
とも見られるでしょう。併し見ようによ
つては危くしているとは見られない
といふ。そして又民主主義が危くされて
いるという場合でも、それは何によつて
是正されるものであると憲法は考へて
いるか。憲法は、民主主義を救ふもの
は、民主主義よりほかにないのです。
民主主義を危くする動きが仮にあると
しても、それを直ちに刑罰によつて救
うといふことはならない。私はそこ
には、あなたに向つて申上げるのは恐
縮だが、三段ぐらいの関係があるうと
思ふ。民主主義がみずから救う作用、
これが最も高い作用です。それが具
体的には、第二にどういふことになつて

現われて来るかと言へば、政治或いは
言論、世論、そういうものによつて救
われる、それが第二の救われ方で、こ
れは最も望ましいのです。然るにみず
から救う作用、これはもうした政治
上、社会上又は世論によつて救われ
で、最後に残る手段が刑罰によつてこ
れを救う、刑罰法規によつてこれを救
うといふことになるのです。そこで具
体的にこの二法案につきまして申せ
ば、教育に關係して、民主主義の方向
を誤るかの虞れがあると仮にお考へに
なつても、それがあつたか否かは別問
題として、その第一に我々の願わな
ければならないのは教員みずからがそ
れを正すことである。教育に關係して
ある人みずからがそれを正すことで
ある。自己正の作用を忘れては、民
主主義といふものの最高の使命はござ
いませぬ。これはお認めになるだろう
と思ひます。第二は、仮に不幸にして、
教員及び教育に關係する人がみずから
救わない、救えない、或いは救おうと
する努力の片鱗さえも示さない、日教
組自身において、反省の片鱗も示さ
ない、或いは教職員諸君もみずから
正しようとする一つの、一片の努力
も惜まれるというやうなことがある場
合でも、次に控えておる手段としての
世論がこれを批判する。学校が置かれ
ておる地域社会の批判もありましょ
う。又父兄の批判もありましょ。又
新聞もそれほど大きな危険があるのに
だまつておるはずはないのです。日本
の民主主義の根本が、憲法に明示して
いるところの民主主義の根本が危くな
つてはならないのです。従つて天下の新聞が

挙つてこれを攻撃するでしょう。以上
二つの手段が尽されて、而も救えない
というとき、初めて刑罰による立法と
いうことを考へることが、お互いに法
の尊厳を維持しようとするものとなる
べき手段ではないかと思ふのです。今
の第一、第二の手段が尽されている、
或いは尽される見込みなしというよう
に判断して、第三の手だて、即ち刑罰
立法に入るといふことが許されるとお
考へになるかどうか、その点を伺つて
おきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 世論を構成
する基礎は言論でございます。その言
論の途が封ぜられて、健全なる世論が
出て来るはずはないのです。従つて健
全なる民主主義の運営ができるはずは
ないとおつしやるのは全くその通りだ
と思ひます。併し先ほど触れましたよ
うに、その言論といふものについて全
然限界がなくともいいものかどうか、こ
れが逆に無制限、放埒なる言論といふ
ことを許すことによつて、民主主義が
逆に壊されやしないかといふやうな建
前と、私は両面の建前から考へてみな
なければいけないと思ひます。先ほど
非常な、素朴な考へで申上げたので
ございませうけれども、選挙のごとき場
合を考へてみましても、選挙のとき
に我々の代表者を選ばず、その崇高なる任務
を果すに當つて、その候補者即ち代表
者たるべきおかれた言われること、な
されること、これはすべて直接に選挙
民たる我々が批判して、世論を以てこ
れを厳正に動かして得る事柄で理論上は
あるわけですから。然るにもかかわらず、
選挙の法律におきましては、厳格な取
締りが設けられておる、選挙ほうとも
或いは選ばれるほうの活動についても

制約がある、これは私先ほど申し上げましたように、もう一つ逆のほうの心配から、そこにそういう規制が出て来ておるのです。その点は両面からよく考えて、その調点を発見しなければならぬ、ということかと私は信じております。

（羽仁五郎）選挙の場合についてはしばしば言及されますが、それは却つて議論を粉砕させることになると思ひますが、おつしやるからそれについて伺いますが、選挙については眼前明白なる危険があるのではないですか、教育の場合と著しくその事情を異にしておる、選挙の場合は選挙の腐敗、或いは政府の閣僚、その選挙事務長が自殺をする、或いは政府与党の幹事長が逮捕許諾を求められて、そしてそれを閣僚が阻止する、そういういわゆる政情の腐敗と関連するところの選挙の腐敗、それによる民主主義の転覆、或いは民主主義の障害、眼前明白なる危険があります。然るにもかかわらず、或いは政府閣僚の選挙違反の場合であれ、或いは与党の幹事長の逮捕許諾の問題であれ、直ちにその閣僚に罰罰が及ばない、或いはその幹事長が逮捕せられないという事実も、あなたはよく御承知の通りです。これは何を意味するかと言へば、選挙の場合でさえも、刑罰を以て立法してあるけれども、併し直ちにその刑罰を機械的に適用するといふことができない事情があることを示しています。私はそのことがいいか悪いかと言つているのじやない。法律上の議論としてお考えを願ひたいと言つてゐるのです。而も選挙の場合と、選挙の取締りの対象となつてゐるものと、それからこの二法案の取締りの対象となつてゐるものは質が違ひま

す。選挙の場合には明瞭に投票という行為があるのである。現在の場合には投票という行為が対象になつてゐるのじやありません。従つて、選挙の場合とこの場合とを理論上の根拠としておきかせるだけだから、それについては、今の意見を申上げるだけで別に回答を頂きたいが、この二法案の場合に問題になることは、議論を元に戻しますが、先ほど文部大臣に伺つた三つの点、即ち第一は政治的目的という点です。これは決して私は揣摩臆測をするものではありませんが、文部大臣が先お述べになつたのは、教員が政争に奔走するというお言葉をお使いになりましたが、他の場合において、或いは衆議院において、或いは参議院において、或いは本会議において、或いは委員会において、又はその他の場合において述べられてゐることにしげしばら挙げておられるのに日教組という職員団体を挙げておられる。それから社会党左派という政党を挙げておられる。このために、世論の批判の中には有力な批判として、本二法案といふものはいわゆる選挙対策であるという批判を受けてゐることは、あなたも御承知のところと思う。この選挙対策であるかどうかということをお私は今言つてゐるのじやないのです。この立法の基礎に政治的目的があるということに問題があると思う。これも勿論非常にむづかしい問題で、その立法の基礎となる政治的目的といふものの概論をお私ここでやろうとするものじやないが、併し問題は、これは礪波山学長の衆議院における公述の場合にもその点を述べておられるけれども、つまり日教組と

いふものを眼中に置き、或いは社会党左派といふものを眼中に置いて立法をなす場合に、そういう立法をするのがいいかどうかということを私は言つておるのじやないが、そういう立法をして、そうしてそこに刑罰が出て来るといふ場合に、これが憲法違反の疑いがあると言われるゆえんでもあらうが、その議論はさておいて、あなたにいま一言伺つておきたいのは、そういう法律が実際に適用された場合に、裁判所がこの立法の動機にそういう動機があると考えられる法律によつて、法に觸れた人の裁判といふものにどういふうな困難を感ぜられるかといふことは、あなたがよくおわかりのことだらうと思う。おわかりになりませんか。それではもつと端的に申上げますが、この人を禁錮十年或いは十五年牢屋に入れる、或いは罰金をとるといふ、人權を制限する。この人權を制限するといふことは、誰が見てもそれに値すると思へられる場合においてのみ裁判の公正は維持されます。これが自由党から見た社会党左派、或いは特定の人々から見た目教組というような考え方の上に立つておれば、裁判の公正は維持されません。裁判の際に、必ずこの法に觸れるといふ疑いを受けた人は、その点において自己の行為が公平な見地から見れば妥当なものである。政治に熱心に活動するといふことは民主主義的な美德ですよ。政争に奔走するといふことは民主主義の美点である。与党幹事長は政治的活動に没頭しておられるでしょう。我々が政治に活動する熱意を捧げるといふことは、民主主義の美德である。よいことである。併し、よいことであるからといつて、それを

なす時と場合とがある。従つて、いいことではあるが、それをなす時とそれをなすところ、考えられないところでそれをなそうということは、それは差控えらるべきなんです。けれども、それを差控えることが誤られたからといって、刑罰を加えることができるかということは問題です。これはあなた御自身にしてもそうでしょう。自由党の内閣の法制関係の最高責任者を長くやつておられるけれども、その他あなたはその法に關する識見というものは、人間でありまして、あなたが政府の立場をとられて法律についての立案をし、或いは説明をせられるときに、人間としての立場においてあなたのお述べになることが學問上の、或いは法理論上の公正をときに外れることがあつても、私は必ずしもそれは刑罰に値するものとは考えないのです。これは人間というものが生き物である以上は、正しいことをなすというその場所と時の判断をとくに誤まるということとは、これは或いは政治上の問題であり、或いは良心の問題であると言つておるのです。それが差控えらるべきことは申すまでもないが、併し差控えられなかつたからといって、直ちにこれが刑罰の對象となり得るかどうかということに問題があるのだと思う。そこにこの二法案についての立法の一番大きな問題があり、且つ又これが万一法として成立した場合に、最後のところまで考えなければならぬ。あなたもお考えにならなければならぬ。我々も考えなければならぬ。裁判所において裁判がいやしくも階級裁判であるというやうな印象を与えることを、我々も抱

くまで防がなければならぬ。あなたも御同感だろうと思う。従つて、そこに出て来る法というものが、裁判官を置いてそうした非難を受けるような立場に置くという法律を我々は国会において制定すべきものではないと考える。ですから、簡単に質問を要約いたしますと、第一の政治的目的、即ち教職員が職務に全身を捧げないで政治上の活動に没頭すること、これは好ましくないことではあるが、けれども政治上の活動をするということは民主主義の美德である。その美德をなす時と場合とを誤つておるというに過ぎない。それを直ちに刑罰の対象とすることができるか。第二に、外部から教職員の団体を通じて教員に向つて政治上の意味を含む教育をなせということ、これもこの政治活動というものは民主主義の美德であり、そのこと自体は決して悪いことではない。で、恐らくは現在この二つの問題について、これらが悪いかのごとき印象を若し文部当局が持つておられるとするならば、文部当局の考え方に過去の官僚主義の考え方があるのだらうと思う。如何なる政治活動も、それは美德です。そうして、その政治活動の行き過ぎがある場合に、それを救ひ得るものはそれに対する政治活動あるのみです。今日自由党が社会党左派に対して堂々として政策を以て争われると、そうしてその自由党の文教政策が立派なものであるならば、天下の教員は必ず自由党を支持します。何も遠慮されることはない。ただ、不幸にして今日自由党の文教政策が、客観的に見て甚だ貧弱である、且つ又その自由党の政策全般が救うべからざる状態に陥つてゐる、それ

に對する反作用として野党或いはオポジションの活動が起つてゐるのである。

それから第二の外部から教員に向つて言論を以て働きかけるといふことも、そうした言論が誤つてゐるならば、正しい言論を以てそれに立向ひ、言論を救うには言論よりほかはない、そのように政治を救うには政治よりほかはなく、言論を救うには言論よりほかはないのであります。で、仮にそれに向つて、よいことであるけれども、時と場所とを誤つてゐる、或いは言論であるけれども、同様の言論の濫用があるといふような場合でも、御承知のようにそれが刑罰によつて是正せられるべき場合に至るには、私は二つの問題が考えられなければならないと思ふ。

一つはそれが刑罰によらないで、いわゆる行政上の処置によつて解決する場合、それから第二は眼前の危険が明白に迫つてゐるという場合。眼前の危険が明白に迫つてゐるというのは、民主主義の基礎が覆りそうであるかどうかであるかといふような、そういうことを言つてゐるのじやありません。もつとホルムスの言つた元の言葉に戻してあなたは考へて頂きたいと思ふ。ところで公務員或いは教育公務員が公務員、教育公務員たるの身分といふものから来るところの制約といふものはその身分にとどまるのが当然であつて、即ち行政上の処置或いは免職せられるといふことが当然であつて、その身分を超えてその人の人格にまで入つて行くといふことは、これは議論の余地のあることだろふと思ふ、私は許されな

いことだろふと思ふ。あなたは憲法の

範囲内で許されることだといふふうな前からお答えになつてゐるけれども、併しこれは議論の余地のある問題だろふと思ふ。で、国際的な立法例を見ましても、身分に關して起るところの法に關する行為といふものについての処置は身分にとどまるべきものである。その人の人格に及ぶといふことは非常な場合である、これはよく御承知だろふと思ふ。で、国家公務員の政治活動の制限といふことも国際的に例の多いことではございません。極く最近にイギリスでは公務員の政治活動の制限を著しく緩和して、これに政治活動の自由を与えてゐます。いわんや日本の国家公務員における政治活動の制限といふものは、立法當時から今日まで考へてゐるのに、それが妥当なものであつたか、妥当なものでなかつたかといふことについても議論の余地があると思ふ。そういうようにこの二法案が考へてゐるようなこと、即ち政治上の目的を根拠とし、そして第二に良心といふ、そういう問題に刑罰を以て臨むといふことについて、先ほどおつしやつた選挙法の場合その他の場合には特に違ふのです。選挙法の場合には国際的な例もありまふ。現に選挙法に刑罰を以て行なつてゐるというところはあつても、教育の場合にはそれが無いといふことからこの場合が違ふといふことはおわかりにならうと思ふ。

そこであなたに伺つておきたいのは今申上げた点ですが、裁判が階級裁判である、或いは特定の政治的意図を以て裁判が行われる、或いは特定の団体といふものを圧迫しようとする意図の下に裁判が行われるといふことになつては、これは裁判所の権威のために困るのである、この二法案はそういう虞れがないとお考へになるかどうか、その点です。

○政府委員(佐藤達夫君) 裁判所は法を離れて特別の意図を以て、或いは父階級裁判といわれるような裁判をするのじやないかといふ疑問が少しでもあれば、すべての法律は私はもう信頼すべき振りどころのないことになつてしまふと思ひます。ところが幸いに今日の日本の裁判所は、そういう点一點の疑いをも入れる余地のないくらいに私は確信しております。そうしますと今度の裁判の種になる法律の形がどうであるかといふ問題が第二の問題になつて来ます。併し今回御提案申上げてあります法律の内容といたしまして、今御心配になりましたような階級裁判なり或いは特別の意図なりというものはを推察すべき何らの片鱗も私としては見受けかねます。従つてその点から御安心頂いてよろしいと思ひますが、

○羽仁五郎君 その点について最高裁判所の意見はお聞きになつたことはおありになるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 意見は聞いておりません。

○羽仁五郎君 では今の点は法制局長官は最高裁判所の意向は御承知がないとおつしやるので、私としては最高裁判所の意見を伺つておくことが必要じやないかといふように思ひますので、これは委員長にお願いしておきます。

それから質問を續けますが、今度は刑罰の問題ですが、法制局長官はよく御承知のことだろふと思ひますが、国

際的に學問上の言葉としていふやうな法によつて罪を設定するといふことの問

題があります。罪といふものは社会的に確定せられた概念として存在して

る必要がありまふ。従つて刑罰も明確な概念を持つてゐなければならぬ。

ところが法によつて罪を作らなければならぬ場合がある。これはさういふ事実があるのですが、そこで法によつて罪を作るといふことは喜ぶべき

ことであるかどうかといへば、勿論あなたも喜ぶべきことではないとお考へるになるだろふと思ふ。法によつて新しい罪を作ることとは、これは

容易ならぬことです。今この二法案によつて新しい罪が二つできます。

一つは今までは教員がさういふ行動をし

ても罪とは考へられなかつたものが罪となる、一つは教員に對して教員の団

体を通じて今までのさういふことをなすことが罪とは考へられなかつたことが

罪となる、新しい罪が二つできるわけ

です。これは法によつて罪ができて

来るのです。私は法によつて罪を殖や

すといふことはよくないことだと思ふ。人間が神から与えられてゐるその罪罰といふものに基いて、或いは社会の長い間の慣習といふものに基いて罪と罰といふものがあり、それに基いて法を作るので初めて法は適正に執行されるのである。ところが法によつて罪を作るといふことになると、その刑罰の適正といふことが却つて法の根本を揺がす虞れがあります。この点について、あなたは今の二法案が法によつて設定しようとしてゐる罪がその法の上で確定するものと考へられるかどうか、その第一点を伺つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 法によつて罪を設立するといふことについて、深い考慮をしなければならぬことは當然でありまふけれども、私はもう一つその手前に、法によつて自由を制限すること自体について、もつと深い考慮をしなければならぬことであらうと思ひます。その自由の制限に伴つて罪の問題が出て来るわけでありまふ。むしろこれはそれを確保するための手段の問題、保障のやり方の問題であつて、本質は自由を制限すること自体の問題だろふと思ひます。従つて私は罰則があつたらうとならうと、およそ自由を制限するといふ法律を作るときには慎重なる考慮をしなければならぬといふふうな、そのほうに主眼を置いて考へておるのであります。で、この法案の立案に參照いたしました際にも、むしろそのほうの角度からいいますと、教育基本法の八条そのものの問題が根本をなしてゐるのではないかと、それは八条そのものが不當なる自由の侵害であるといふことならば、この法律は出て来る余地がないわけだ。ところが八条そのものがやむを得ない、これは一応正當なものとして認められるといふことになれば、第二次的の問題としてこれの制裁の方法をどうするかという問題が出て来るわけだ。これは率直に言つて憲法論といふよりもむしろ立法政策の問題であつて、それこそ国会の多数の御判断によつて、どういふ方法をとつたらこの狙つてゐるところが確保、保障できるかといふことになると思ふのであります。その意味においてはこの刑罰を自身を設けたことは憲法に違反するといふやうな問題ではなしに、むしろ立法のやり方の問題であるといふふうな考へておるわけでありまふ。

○羽仁五郎君 今引用されたので問題が戻るのですが、教育のいわゆる中立性という問題ですが、教育の中立性という点についてはいろいろ議論があり得ると思うのです。ただそういうように解釈されてはならないという点だけははっきりしているというの、政府がそれを判定することではないかと思う。何が中立であるか、民主主義の意味するところの中立というものはあらゆる立場の議論が述べられて、そしてその中立が判断せられるというところだと思うのです。そこであらゆる立場を述べられる場合に特定の立場が特に強く述べられるという点で、恐らくは、今の法律案の目的としているところは、それを制限したい、その或る特定の立場が強く述べられることに對しては反対の立場が強く述べられればそれが望ましいと思う。社会党左派なり日教組なりの活動が盛んであれば、それに対して自由党なり或いは自由党のそういう職員組合政策なりというものが有力であれば大した紛擾は起らないで大衆は判断を誤らない、それが第一に望ましいことである。併しこのことにおいて十分なされていない。なされてないというところは世論の批判にも、なぜ文相はもつと教育関係者なり或いは教育者の団体なりというものと直接の交渉をされて、そして問題を打開されないかという批判があるからわかります。それからその中立性というものは第一には今申し上げるに官僚的な、独善的な、ドグマティックな判断によつてこれが中立だ、これがよい教育だ、或いは悪い教育だということではできない、そういう点を排除しておいて、そ

こでこの中立性というものはさき／＼に作用によつてきて来るものだけれども、そしてさき／＼申し上げたようなその問題に直接関係している教職員教育者自身の自己正作用、それから世論の是正作用というものが十分果たされている、そういうものが十分果たされているのに、然るにもかかわらず而もなお中立が失われるという事実がある場合に、そこでこの法律が出て来るのです。その法律が身分にとどまるべきではないかという点なんです、今あなたに向つていふのは、そしてそうするとあなたには必ずお答えになるだろうと思う。それは国家公務員法に遡つての問題だとおっしゃる、さつき申し上げたような国家公務員法自身について問題があるのじゃないか、それは理論上あるし、又法の実際の適用上あるのではない、そこを拡大することがいかに悪い、そこでさつき質問のうに、法によつて罪を設定するということが問題があるのです。それを今拡大することがどうであらうかというのを申し上げておきます。特に文相は先ほどの御説明では、国家公務員の担当、公務と教育公務員の担当を公務とを同じようにお考えにまさかなつておられるのではないでしようが、並べおつしやいました、これはあとかから人事院總裁の御意見も伺つておかなければならないと思つておられますけれども、法制局長官からもその点伺つておきたいのは、国家公務員の政治活動制限の理由、何によるか、且つ今法に悪い罪の設定を拡大することがいいか悪いのかということについて伺つておきたいのは、国家公務員の政治活動の制限の理由、それから第二に教育公務員

と国家公務員との公務の性質の差違をあなたはどうかお考えになつておるか、それから第三に国家公務員の身分に及ぶ制裁と、そしてそれが目的を達し得ない場合、その人の人格に及ぶ制裁がどれくらい起つておるか、それから最後に現在教育基本法によつて、そしてそれに基く教育公務員特例法などによつてなされておるところの教員の好ましからざる行為に對する身分にとどまる制裁がどの程度まで今まで行われており、そしてそれによつては問題が解決されない、従つてその本人の人格に及ぶところの制裁が必要だと考へられる場合がどれくらいあるか、それらふに認識しておられるのか、それらの具体的な点を法制局長官がこの法案の立法に参加せられるとき、以上の諸点について如何なる根拠に基いて参画せられたか、お答え願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 公務員に對して政治活動の制限の由つて来る根拠は申すまでもなく憲法の第十五条に、一部の奉仕者でなしに全体の奉仕者であるということが述べられておるわけであり、そのほかに公共の福祉云々の裏付も出て参りますが、公務員そのものの性格としては全体の奉仕者というところに重点が置かるべきものであらうと思ひます。国民がとにかく政治の手伝いを任すために奔走しておる公務員が、一部のために奔走してそれら公務員が、一種の叛逆的行為でありますからして、當然にその意味で反社会性を生ずる。従つてその制裁は勿論身分に伴う程度で打切るといふこともこれは考えられないことはありませんけれども、今のような反社会性を考へて見ますという、刑罰を以て臨む

根拠は一応十分に出て来るというふうには考えられます。教育の公務員に關しては、見方によつては更にそれよりも重い責任を持つておるのじやないか、先ほど最初に私が触れましたように、次の主権者を育て上げる人々たちというものは、普通の我々公務員と又違つた崇高なる責任の重い仕事を背負わされておる人々たちであらうと思ひます。従つて教育基本法であります、教員は全國民に對して責任を負つて教育を行ふといふことを特に教育基本法に謳つておるわけであり、そういう意味ではむしろ強調されておると思われまゝ。従ひまして先ほど一般公務員について申述べましたところは、或いは見ようによつてはそれ以上の強い力で教育公務員に對して考えられるのじやないかという気がいたします。

實際の今までの運営ということについてはこれは各地方で教育委員会その他においてやつておられることでありますから、私も精確なことは存じませんけれども、余り事例は多くないのじやないかという氣持を持つております。

○羽仁五郎君 その点が非常に問題になるのです。余り事例が多くないのじやないかというふうにお考えになつておる。これは調査をして見なければわからない程度のことです。眼前明白な危険というものは調査をして見なければわからんという程度のもので眼前明白な危険とは言えないと思ふのです。それはあなたがわかりにならんはずはないだらうと思ふ。つまり新しく法律によつて罪を殖やそうというのですから、だからどうもそうしなればならんのではないかというふうな

考えもあるが、そうしなくてもよからうという考えもある、こういう程度の段階で新しく罪を作るといふことがあなたとして問題にならないかというのです。

續いて今の問題について人事院總裁の御意見を伺つて頂きたいというふうにして思つておるのですが、国家公務員法制定の経緯は總裁も勿論御承知の通りです。国家公務員法が最初に制定せられた當時においては、いわゆる現業の人々といふものは一般職としては考へられていなかった。その人々の争議権といふものは制限されておらず、又それらの人々の政治活動の制限といふものも現在の形のような制限は受けていなかった。そのときの考へ方と、それから改正によつてこれが著しく制限されて来たときの考へ方とにどういう考へ方の違いがあるか。今法制局長官は教育公務員の公務の性質は一般公務員の公務の性質よりも一層刑罰によつて規制せられるべきであるかのごとき言葉を弄された。併し国家公務員法の概念と一致するものではないと思ふ。そこで人事院總裁に伺つておきたいことは国家公務員法そのものによつて規制せられる公務員の基本的な権利、政治活動或いは団体交渉、団体活動その他の行為が規制せられざるを得ないといふことは、この公務の如何なる性質に關係するものであるか、これを第一に伺つておきたい。

○政府委員(淺井清君) これはやはり法制局長官からお答え申し上げましたように全体の奉仕者としての中立性を要求されておるからであると思つております。

○羽仁五郎君 それでは伺いますが、最初に立案された当時の考え方と、それからそれが改正されてからの考え方の間に違いがあると思いますが、その違いはどのような点におけるものだったのですか。

○政府委員(浅井清君) その改正でございしますが、何回かの改正がございしましたが、恐らくは羽仁さんの御質問は現業公務員が国交権を認めなかつたことに対する改正を指しておるものと考えておりますが、これは要するに現業公務員が、この現業の性質、これが民間の企業にやや近付いておる、こういう点からの違いかと思っております。

○羽仁五郎君 そうするといわゆる公務といわれるものの中にも、その仕事の性質が民間の仕事と類似しておるという場合は公務というふうに解釈せざるを得ない。こういうことでひとしく国家公務員の公務といつても、民間の仕事と同じような仕事がある場合というものをおつしやつたのですが、もう一つあると思ひます。それは国家公務員の中に民間の仕事と非常に似た仕事がある、これは教育公務員の場合にもございします。私立学校の教員の仕事と、それから国立学校、或いは公立学校の教員の仕事は非常に似ております。従つて今のような点がやはりこの法律で以て問題になつて来る点があると思ひます。

それから第二の点は、これは私から申し上げるのは失礼ですが、この国家公務員法などの法律によつて制約されなければならぬ理由は、公務が政策遂行ということに關係しておるからでしよう。これは税金をとるということが国会の通過しておるのに、税務署の役

人がその税金に対しては反対の意見を持つておる。従つて税金をとらないというところは国家公務に差支えるというのです。そこで教育公務員の持つておるところの公務は政策遂行であるかどうか、この点です。

以上の二つの点について、この二法案について問題がないか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(浅井清君) 民間と同じ仕事をやつておるから云々のお話がありましたが、さういふは考えていないのであります。若しそういうようなお言葉でございすればタイピストのごときものは国家公務員にもございしますし、民間職員にもございします。自動車の運転手も官庁にもあれば民間にもおる、その点決して公務員との違いをい

つておるのではございせんので、現業として一つのまとまつた中におるというところに違いがあるように考えております。これは別に羽仁さんの御説明を反駁する意味ではなくして、ただお言葉がそこに触れましたから申し上げたのであります。

第二の教育という点でございします。この教育というものが公務の履行であるかどうかという点でございします。若しも国立大学の教授が国家公務員でございしますれば、その教育は公務の履行の一面を語るものであると申してよろしいではないかと思つております。ただ羽仁さんのお尋ねの本旨とするとこれは、これはいわゆる国家の政策それ自体を、つまり遂行するよう

な仕事であるかどうかという点にあるのじやないかと思つておりますが、それならばそれは教育はそうでなからう。但しそれがために教育が国家の政策と全く離れてもよいものかどうか、これは私は所管事項ではございせんから、文部大臣からお答えを申し上げます。

○羽仁五郎君 人事院総裁はおつしやるので、一応文部大臣のお答えを伺つておいたほうがいいと思つたのですが、国家公務員の公務と教育公務員の公務というものは著しく違ふ。殊に政策遂行という点において一般の公務員はその点から制限されざるを得ない理由があるのですが、教員のなすところは政策遂行ということではない。これは恐らく全く違ふものであらうと思つた。この点については文相はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は一般の公務員であつても、或いは教育公務員でありまして、その取扱う仕事は公務であるという点につきましては同じことであらうと思ひます。ただそれぞれの公務員が担当する公務の内容に至つては、これは千差万別であらうと思ひます。ただ土木のほうの仕事をする人もありまして、先ほど人事院総裁からお話になりましたように、自動車の運転手をしてゐるという人もあるかも知れません。公務としてはその中身は千差万別でありますけれども、併しそれは公務であるという点については共通であらうと思ひます。

そこで一般の公務というものは政策の遂行である、そうして教育の場合にはそれが政策の遂行というものではない、これはさういふふうに御覧になる考え方もあり得ると思ひます。私は政策の遂行と言えましようが、併し正確に言へば私の考えでは現在するところの国の制度、或いは国の行政上の秩序

その他を確保し、実行して行くものだ、公務というものは。その制度が打立てられることは、これはそれ／＼の主義の政策によつて打立てられるのでありましよう。併し一旦国の制度としてそれが確立すれば、そうしてそれを実際の上に実行して行くということになれば、これは必ずしも政策の遂行という考え方よりは、いわゆる公務の遂行と言ひます。国の制度の主義とそこを實現して行くところの国家活動、或いは地方の公務員であれば地方公務員たる公務員の地方の行政団体の活動であるとか、こういうふうには私に考へます。

そこで教育の場合には、そういう意味においては教員であつても、或いは公務員であつても、直ちに特定政策の政策を実行しておるのだという、正確に言つてさういふ考え方にはならないのじやないかと、これは私の意見であります。そこで教育の場合でも、これは教育というものを一々その中身を細かく一般の行政事務のように規定をしておるものではないと思ひます。これは教育の性質上当然であらうと思ひます。ただその枠と言ひますか、限界というものにつきましては、これはやはり国が法律を以てその限界をきめておる。例へば今の中立の問題について言へば、教育基本法の八条の二項というものは、学校における政治教育について

の限界というものをきめたものでありましよう。そこでその教育基本法というものを、仮にさういふ法律案を提出して、そうしてそれを国の制度として確立したということになれば、これはその当時の政府の所見に従つて、政府の政策として私はでき上つたものであらうと思ひます。教育基本法の制定というもののから、併し一旦教育基本法という制度が国の制度としてできれば、その基本法に則つて教育をすることが一々政策の実行である、こういうふうには私は考へていないのであります。これは考へよう、或いは言ひ方の問題かも知れません。要するに国の制度というものの従つて国が認めておる教育というものの、国が目指しておるところの教育というものを実行しよう、こういうことが教育公務員の公務の内容であらうと思ひます。

○羽仁五郎君 この点は文部大臣に、提案の主たる責任者としてよくお考え願つておきたいと思つたのです。

第一にさつきからよく伺ひましたのは、教員が中立的でない教育をした、或いは教員に向つて有力な団体を通じてさういふことを求めるといふ行為が好ましいか好ましくないかと、言へば、あなたは好ましくないと考へた。たゞそれがその人の、つまり人間としての落度から来る点なので、従つてその人に対して或いは政治上、或いは社会の世論というものでそれを是正するところが第一に望ましいのじやないか、これも大体御同感かと思つた。それからそれがその人自身の落度なんですから、その人自身で救つてもらいたいのです、反省して。これはあなたが教壇にお立ちになつたことではないと思ひますが、私自身は長く教壇に立つております。そしてこの教育というものは、やはり教育の効果を教育者としては第一に考へるのです。長く教員をしていた者はなか／＼その職業を愛するといふことはむずかしいのですから、です

から教員として長く勤めたいと思つてゐる。そのためにはあの人はいい先生だという信頼がなければ教育というものではできないものではありません。ですから教員は自分の心の中で政治上例え自由党を支持している、或いは共産党を支持しているという氣持があつても教壇の上にそれをそんなに輕卒に言うものでありません。それを余り輕卒に言へば子供たちがその翌日からその教師の言うことを余り信じなくなりまゝす。又父兄もそういうふうになります。ですから教員は本来教壇に立つて中立を守ることに教師としての自分の權威又教育の効果という点から十分努力をしてゐるのです、法律がなくなつても。私は過去数十年間教師をしておりましたが、而も私は特定の考え方を保持しています、人生觀にしても政治觀にしても。併しそこにおける生徒なり學生なり、そして又その父兄なりは漸く世界觀を持つてゐる。違ふ政治觀を持つてゐるのです。ですから余りそれを露骨に出せば教室の中に必ず紛擾が起る。従つて自分が教員としての地位を全うすることもできない。従つて本来これを控えるのが當然なんです、法律がなくても。そこでその人は控える作用を失つてつい行き過ぎて、共産黨でなければ駄目だと言うふうになるにはよく／＼の事情があるということを第一に御了察をお願いしたいと思います。

で、あなたがとき／＼お答えになつておりますが、休職給を殖やせとか校舎を直せとか、こういうことは本法にかかりやしないのだと、ところがそれをはかるように言うのは、いわゆるあなたの言う嘘の皮だという強い言葉をお使いになります、そこにはどうい

う理由があるかということを考えてもらいたい。即ち休職給を殖やす。校舎を新築するということは、結局繋がって来るところは政策に繋がるのです。一方で防衛隊、保安隊の宿舍がどんな新築されている。他方学校はすべてが、小学校ばかりではありません。この間私は京都大学に行つてみて、学生の集合所に行けば畳が腐つて落ちています。歩くのが危険なくらいです。そういうところに学生は集まつてゐる。而も救つてくれといつても救えない。つまるところは政策だ。自由党はそういう政策をとつているから休職給は殖えないのだということになる。思ひ余つてつい教壇においてこの人は口を滑らすことがあるかも知れない。併しそういう性質の落度でありますから、その人は必ず口を滑らした途端、ああ自分は言うべきでないことを言つたと考えるのです。従つて翌日はそういう態度を改める。私は佐藤さんにもよく聞いておいて頂きたいと思うのですが、憲法の命ずる民主主義が健全に育つ第一の作用はここにあるうと思ふ。ところがそれによつて恐らく本人が救済しないでも教員室には他の立場の先生がおられるのです。又子供に接するにもそういう先生とは違ふ先生も接せられる。ですからそこでこの本人が自分でもよくないと思うから、やむにやまれない人間としての弱さから、そうして過ちを犯してもそれは同僚教員が救います。それから又これを世論が救うというようにして救われるのである。それにもかかわらず、やはりその先生が教員としておられることは困るという、つまり行政上の処置というものには私は最後の処置ではないかと思ふ。

うのです。ところがそういうような性質のものである、即ちもとへ戻れば人間としてむしろ美德である。政治上無関心の人をあなたは決して尊敬せられないだろうと思う。教員であるが政治には無関心だ、休職給などどうなつてもいい、俺は月給だけもらつていればいいのだというような教員をあなたは決して尊敬せられないと思う。即ち場所と時を誤つたということです。その場所と時を誤つたということをも本人も自覚しておるのである。又同僚もそれを是正しようとする。又世論もこれを是正しようとしておるのである。そういう作用があつても、そういう本人をなおまだ妨げになるという場合にやめてもらへばいいのじやないか、つまり行政上の処置ということでこれが最大限ではなからうか、そこへ向つて刑罰を加えるということは、これは我々法務委員として非常に困る、つまり裁判所がお困りになるのじやないかというように考えておる点なんです。

第二に伺つておるのは公務員ということなんです。今の人事院總裁のお答えにもありましたように、国家公務員官の公務の性質は主として政策の遂行とすることにあり、従つてそれに伴う制約はやむを得ないと考えられる場合があるけれども、教育公務員の場合には政策の遂行ということじやないということとはあなたもお認めになつておる。従つて政策の遂行に關して国家公務員が受けるやむを得ない制約というものは多分に問題があるだろうということをお考え頂きたいと思うのです。この点について次の問題に移りますが、次の問題で伺つておきたい問題は、第一

は国家公務員法が制定されてから今日に至るまで、これは浅井總裁のお答えを伺っておきたいと思うのですが、御一緒に。ああした法律の制定の

務に、随分失礼なことも申し上げました。が、併し私としても国家公務員法というもののによつて日本の国家公務員というものが、いづゆる官僚主義を脱却して、そうして民主主義的な公務員制度というものが確立するのであれば、こんなに有難いことはないと思つて御協力を申上げて来たんですが、今日に至るまでの国家公務員法の経過と、今に至るを御覧になりました、多々お考えになつ

つてある点がある」と思ふ。一言に於て申し上げますれば國家公務員の政治活動の制限というところが好ましい結果をもたらしおるかどうだろうかという点です。これは國家公務員の政治活動の制限或いはそのほかの基本的人權のさまざまの制限、団体行動の制限、れらを救うためにこれらは決して単に制限されておることではない。この制限せられたものに向つて代つて与へられざることを救ふ必要がある。

た。そうでなければ不当な制限を受けたと考える人が必ずあり、その不当を救うことができない。従つてこれらの制限を与えたことが、そうしてその制限をしたために、その制限に代るものを与えた。即ち人事院を与えた。この第一の点は、その制限を与えた点について問題がないかどうか。それから第二には、その制限を与えたことによつ

て代りに与えた制度、人事院或いは公平委員会、その他ヒヤリングというような制度、その制度が今日においてあなたの総裁のお考えで、立案当時の予期した目的を果しておるとお考えにな

るか、果していいとお考えになるか、この点を第一に伺つておきたい。

○政府委員（浅井清君） お答えを申し上げます。

第一点は國家公務員の政治的活動を制限することが好ましいか好ましくないかということとは私として批判を避けたいと思う。これは国会の、当時御意思によつてかような制限になつておる次第であります。が、私個人の意見といたしましては現在の状態においては、私はこの國家公務員法百二條に基くところの政治活動の制限は、やむを得ない必要があると現在でも思つておるのでございます。

第二の点といたしまして、争議梅その他のを奪われましたものに対していろいろな制度が設けられておる。人事院もその一つでございましょうし、公平審議の制度もその一つである。又行政措置の要求もその一つである。これらは外部から御覧になれば定めて御不満に思われる点があるかも知れませんが、我々としては十分その職責を尽して参つたつもりであります。

○國務大臣(大達茂雄君) 初めにこ
いう問題は刑罰を以て法律で規制する
よりも世論によつて是正せらるべきも
のだ、これは私はその通りに思いま
す。私はこういう法律が出ると出ない
にかかわらず教育の問題についての世
論が活潑に行われるということは非常
に結構である。まあ民主主義というも
のはそういうものでなければならん。
問題になつてゐる例えは教育基本法の

八条の二項、中立を維持しなきやならんという趣旨の規定についても、現に教育というものはそれでは不徹底である、そういうものじゃないという議論があります。私はやはりそれも、私はい

それとは考えが違いますけれども、併しこれも一つの議論であり考え方であらうと思ひます。従つてその議論が世間で活潑に行われましても、これは決して私はこれに言ふべき筋合いのものではない。憲法には軍備をしないという規定がありましますけれども、併し憲法を改正して軍備をやつたほうがいいのか、いや、やらんほうがいいのか、こういう議論が抑圧されるべきものではない、法律に規定があるからといって抑圧すべきものでもないものではないと思ひます。従つて基本法の第八條二項が世論の対象となり議論の対象になつても一向差支えない。ただ現在教育基本法というものが厳格する限り、さういふ見地に基いても基かなくても学校の教育の現場において教員諸君に対してさういふ一方的な教育をあえてなすべきであるということ、つまり現在の法律をそのまゝにしておいてあえてさういふことをするのが当然でありさういふことをさういふことを言うということは、これは許されぬことである。その人の考えとして中立性なんというものは不徹底で無意味であるという議論をするとは結構であるけれども、現在の国の仕事にそれを持込んで来て現場の教員に対して基本法の趣旨に反するがごとき教育をせよ、こゝまで来ればこれは明らかに行き過ぎである。それはあたかも現行憲法をそのまゝにしておいて戦力を持たなければならぬ、現憲法はそのまゝにしておいてかまわぬ、戦力を持つんだという議論と私は同じであらうと思ふ。でありますから、それに関する限り、つまりこの中立性の確保

に關する法律、それに関する限りは私は現在の基本法というものが国の基本的制度として立つてゐる限りは、これをいけなうとか、これが非常な思想、或いは言論の圧迫であるとかいふふうにはどうしても実は私は考えない。それからその次に教員は実際極めて健康な人であつて教室ではさういふ行き過ぎたことは教えたくない、教えない、こういう人が大部分であるといふふうなお言葉がありました、これはさうでありましようが、併しこれはまあ事実上の認識の問題でありますから、現在の教員諸君がみなさういふことであれば私は非常に結構であると思ひますが、これはまあ実情に対する認識の問題かと思ひます。

それから教育の社会の実情がいろいろ同じ思想を起させる、従つてそれが時と所を誤る場合があるかも知らんが、教室においてもさういふ点が出て来る、この点は十分私もさういふに思ひます。ただ今日の一般的な社会事情というものがいろいろな考え方の基になつておること、これも私はその通りに思ひますが、併しこれは一面からいふと又非常に重大なことでもあります。先ほどお話をしましたが、私は民主主義といふものは自主性のある自分の考えで判断をし自分の考えで行動する、こういう人が出なければ一体民主主義社会といふものは保てないものである、子供に否応なしにつまり一方的な方向を与える、こういう教育が行われては私は民主主義といふものは根本的に崩れるはかない、こういうふうな考へておられますので、その場合時と所を誤るというふうなことはないよう

に是非さうしたい、さういふふうに思つておるのであります。

それから行政上の処置でいいではないか、これは御尤もであります。殊に職務上の問題でありますから、行政上の処置でこれができることならば結構だと思ひますが、ただ実情から言つてなかに行政的な、例へば教職を離れてもらふといふようなことは實際できがたいし、又これはまあ観念的に言へばお話をしように職務上の制裁と、人格に対する制裁といふことが刑罰、これは観念的に言へば非常に違ひますけれども、實際の何から言つて、まあ罰金を取られるよりは教職を追われ、一種のページミたに追出されてしまふ、これは生活その他でどうも一つが重い制裁になるかどうかといふことは、これは実情としては簡単に言へないといふ思ひますが、併しまあそんなことはともかくとして、行政上の処置によつてこれが確保されるということであれば、何を好んで刑罰をもつて臨む必要はないと思ひます。ただ遺憾ながら實際においてはそれではその効果を期待することができない、さういふ今日事情にある、これは詳しく申上げればいろいろその事情はありますけれども、私はさういふふうな考へております。

○羽仁五郎君 その点についていろいろ速記録を拜見したのですが、文部大臣のお考えの中に私の抱く疑点の一つがあるのですが、教員が皆さういふふうな自尊心があれば結構だ、今認識の相違だといふふうにおつしやいました、それは認識の相違の問題ではないのじやないか。これは佐藤さんにも隣でよく聞いておいて頂きたいのですが、私は繰返して申す議論ですが、つまり法律といふものは天使のための法律と悪魔のための法律と二つあるのではないといふことなんです。悪いことをする人がこれに引かかるといふから多数の教員は心配しないといふことをあなたはいさばおつしやつています。つまり行き過ぎたことをなさざる教員だけが触れるので、行き過ぎたことをなさらない教員にはちつとも触れるのじやないから心配しないといふことをなさらないから心配しないといふこともこれは法務委員としては伺えない議論なんです。法といふものは悪いことをする人だけに關係するものじやないのです。つまり人権全般の制限に關係して来る。且つ又人間といふものは決して悪魔でもなければ天使でもないのです。ですから随分悪い人でもよいところを持つてゐる。随分よい人でも悪いところを持つてゐる。ですからその行き過ぎる人だけの問題だといふお考えでこの法律案を進行させることは一つ御反省を願ひたいと思ひます。世間の批判の中にもそれがございす。或いは日教組の問題である、ところがそれが五十万の教員の諸君に不安を与えるから困るじやないかといふ議論を、あなたはいさば五十万の大多数の人は行き過ぎをすまい、従つて關係はないのだとおつしやうのですけれども、併し法としては、さつき申上げるように、この法は悪魔に適用するもの、天使は安心しろといふわけにいかない。つまり人間は天使の面もあれば悪魔の面もある。従つて行き過ぎをするつもりのない者でもこれによるといふろいろな状況から、或いは自分の置か

れておるところの興奮した状況において行き過ぎをすることがあるかもしれない。我々法務委員として問題になるのは、その今の点です。行き過ぎをする人だけの人権を制限するといふのじやないで、法全体によつて教育公務員の人権を制限することになるので、従つて矢内原總長なんかも言われるように、教員を刑罰の下に置くといふことは教育の冒瀆である、教育が成り立たないといふふうにおつしやるものもそこにあるのです。つまり教育といふものがよいこともできれば悪いこともできる、そこでよいことをするので初めて道徳といふものは存在するので、悪いことができないようにしておけばそこには道徳は存在しない、法だけしか存在しないことになりまふ。悪いこともできるんだがしないのです。そこに道徳や教育の価値がある。ですからさういふ点で行き過ぎをする人だけの問題だといふお考えは御反省を願つておかなければならぬ。

それからもとへ戻りますが、この公務員の問題で、總裁は職務を全うしておられるといふお答えだつたので、私はさういふことを伺つておるのではない。それは勿論さうあらうと思ふのですが、国家公務員が解決しようとしておつた問題ですね。問題の第一は、日本のいわゆる国家公務といふものを民主化するということにあつたと思ふのです。それができましかどうですか。或いはできる方向にあるかどうか。これは余り漠然としていますから、もつと端的に伺ひますが、国家公務員法の制定及びその改正の過程においてしばしば問題になつた問題は、国家公務員の政治活動の制限又団体活動

の制限、これらを行う結果国家公務員の中のモラルは類廃するだろう、こういう非難がありました。現に公述人にお招きをした公務員の下級或いは中級を代表せられるかたが、折角この敗戦後新憲法によつて官庁の空気が、

ということは御承知の通りでございます。

敗戦後新憲法によつて官庁の空気というものは非常に民主化され明朗になつた、けれどもこの国家公務員法乃至その改正などによつて政治活動、団体活動などが制限せられる結果、役所の中は再び又昔の日本の役所になるだろう、暗い役所になるだろう、そして汚職の発生する役所になるだろうといふことを言つておられました。公平に考へてみて、總裁は人事院總裁としての責任において、あの国家公務員法制定以来日本公務員制度というものはその法の目的に到達する方向を歩んでいくか、それとも反対の方向を歩んでいくか、いずれであるとお考へになりますか。

【委員長退席、人事委員会理事宮田重文君着席】

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

○政府委員(淺井清君) お答えをいたしますが、これは非常にむずかしいお答えをしなきゃならんと考へておりますが、第一点として、現在の政治活動の規則がなくつたから官庁の中が汚職に満ちると、さうなふうにはないだろうと思つております。ただ、現在の状態におきましてこの政治活動禁止の規則を廃止するというに私は反対であります。これは現在においても必要であろうと考へておるだけのことでございます。

○政府委員(淺井清君) 私は政府委員といたしまして政府提出の法案を批判する立場にありませんから、現在出されております教育二法案が、これが誠に適切なものであるかどうかということについては発言の限りでないと考へております。ただ私どもの従来の人事院規則、例の政治活動……、人事院規則運営の経過から申しますれば、現

用を受けて参つたのでございます。私にはこれによつて国立大学の教授が著しき言論の圧迫を受けて苦情を言つたというようなことは承知いたしておりません。

○羽仁五郎君 承知してないのは恐らくお忘れになつたということだろうと思う。で、この今の問題ですが、国立大学の教授の政治活動の制限というものがなされようとしておるときに、国立大学の教授の団体は挙つてこれに反対されたことは、よやお忘れはな

いだろう。それからその反対に対して人事院はこの国立大学の教授の政治活動の制限というものはその適用は極めて最小限度になされるものだろうといふような措置をとられてその不安を解消せられることに努力をしたこともお忘れはなからう。それから立法的にも

大学は研究機関としての指定を持つてゐる。そういう規定を持つておる研究上、政治上の言論というものが認められるということが保証されてゐます。それから最後に、大学教授は教授会という組織を持つてゐる。そして大学の自治という制度が確立せられております。以上のような点から、国立大学の教授が現行法のような制限を受けても著しく不安を感じないという理由があるものであつて、今お答えのよう

に、押しなべて現在提案されておるような場合と、国立大学の教授の場合と同一ように扱うということとは、そのまゝ納得することができない。殊にあな

たのようなたがさういふことをおつしやるということとは、政府の政策を誤らしむる点において、あなたは政府委員としての職務とも関係がある。而

も最後に申上げておこうと思ふのは、

あなたもよく御承知の通りに、国立大学の教授を公務員、もつとあつさり言

えば、官吏として扱うことは非常な弊害があります。あなたは戦争中よく御承知でしょう。当時東京帝国大学に

鉦々たる教授がおられた。然るにそれらの東京帝国大学の教授が、日本はあ

い戦争をなすべきでないという意見を十分に発表せられたならば、日本の

今日の惨状というものは救われたかも知れない。ところが国立大学にお

られる日本の最高の良識を代表せられる人々が官吏として扱われたために、い

わゆる官吏服務規律などによつてその言論が束縛された。そのために識見の

浅い政治家が国を誤つたという事実がある。じやありませんか。そういう点か

らも国家公務員法が建前として教員を縛るということを目的としていないこ

とは、あなたもお認めになるだろうと思ふ。そこでそれを今掲げて国立大学

教授に今まで及んで行き、実際には適用されない。それは或いは研究機関として或いは教授会の自治というもの

によつて或いは人事院が当時政府を通じてなされた声明などの保証によつてさうした不安が除かれてゐるのである。ところが今それらをあたかもすべて御

破算にしてしまふかのごとくに、教育公務員というものを、地方公務員として扱われていたものを、国家公務員として扱うことは、教育の国家公務員としての性質上これは望ましいことであるのか、望ましくないことであるのか。そ

して現実の問題としてそれがよい方向に行くか、悪い方向に行くか。これは仮定の問題ではありません。あなたは専門家であられ、且つ又その実際の任務に當つておられたのだから、良心

に基いてこういうことをすることは、教員の教育公務員の上に心配はないとお考へになるか、それとも心配はあるとお考へになるか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(淺井清君) 一身上の弁明のような形になるかも知れませんが、成るほど羽仁さんの仰せられるような反対論もあつたのであります。私はそれを否定したのじやなくて、その後の

運営の実績について申上げたのであります。なお国立大学だけがこれに服しておるのかのように仰せられましたけれども、国立大学以外の国家公務員たる

教授も若干おつて、それにもこの規則は国家公務員である以上適用を受けてゐるのであります。なお人事院の運営上この規則の適用が国家公務員たる教育公務員から除外されておるのかのごときお話がございましたが、これは除外されておるのじやなくて、適用されておるのである。ただその運営に万全を期して、決して濫用のないよう

に氣をつけておるからでございます。なお最後に自分の良心に対して今度の提案された法案についての意見を言えというやうな御発言がございましたが、これは政府委員として最前申上げましたごとく、政府提案の法案の批判はいたしかねる、かようにお答えを申上げるのであります。

○委員長代理(宮田重文君) ちよつとお諮りいたします。時間も丁度十二時半になりましたが、これから三十分休憩いたしましたして食事をいたして続行するようにいたします。

○委員長代理(宮田重文君) それでは

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

○委員長代理(宮田重文君) それでは

三三三

三

三

三

三

は言わないが、あなたもまさか全くないとはお考えになつていないでしょう。そこに相違がございます。その点を伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 給与の勧告の關係など、その実質的な面においては、これは若干の相違があるかと思ひますけれども、今の機構が内閣の所轄でしたか、に属するという形が、今度は總理府の外局になつたということによつて、その変改から来る独立性そのものの違いはないのじやないかと考えております。ないと考えております。

○羽仁五郎君 あるものをないと言う法制局長官を持つてゐることを私は國民のために悲しみます。明らかにその勧告にせよ、或いは不当の処分にせよ、相違が出て来ます。現に勧告の場合に国会に直接勧告するということはできないでしょう。そういう明らかにな独立性の差違がございます。そこであなたに伺つておきたいのですが、その基本的な人権である政治的自由或いは團結、団体行動の自由というものの制限その他、あなたは輕々しくできるとお考えになつてやいなやと思ひます。従つてそれを制限した場合に与えられるものと、与えられたものとは恐らく更に最小限のものであるかと思ひます。いいですか、決してあれが十分にあれによつて償われていると、事実問題としてお考え下さい。勧告は一つも殆んど実行されていません。時間がないので言葉が多少あれますが、どうか揚げ足をとらないで私の伺いたいと思ふことを答えて頂きたい。恐らく現在の人事院の独立性というものは基本的な人権たる政治的自由の制限、団体活動の制限を奪おうとして、代つたものとして与え

られたものが足りないと思ひこそすれ、決して余つてゐると思へない。その足りないものの権限を縮小するといふことが一方において考えられてゐる。そのときに逆に今度は國家公務員の政治活動の制限というものを拡大するといふ二つのことに作用が起つて来る、一方においては國家公務員法が足りなかつた点を一層少くし、他方においては國家公務員法の教育による基本的人権の制限を今までも精いっぱいじやないかと考えられたものを拡大しようとしておる、そこであなたに伺つておきたいのは、そういうようにして基本的人権が保障せられ、拡張せられる方向に進まないで、基本的人権が制限せられ、或いは不当に制限せられるじやないだろうかという方向に進むものであると、この法律案を我々は考えております。それで心配をしておりませんが、その点についてあなたのお考えを尋ねるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 揚げ足をとるなという御命令でございますけれども、その前提になつております何かこの際國家公務員そのものの活動をこの法律案で制限しようとお考えになつておるやうに聞きたのであります。

○羽仁五郎君 そうじやない。

○政府委員(佐藤達夫君) お尋ねの要点はどうかでございますか。

○羽仁五郎君 國家公務員法自体としては國家公務員法で恐らく足りないのじやないかと思はれる程度の基本的人権の保障しかしてゐないのです。人事院というものによつて恐らく公務員諸君はその政治活動の自由、団体活動

の自由によつて、もつと權利が保障せらるべきであらうとお考えになつておると思ふ。人事院ができたことによつて、奪われたものが十分償われてゐる。それはお考えになつてゐないと思ふ。そこが足りないのです。足りないものを更に削るのである。總理府の外局、独立性の著しくなくなつたものに移行して行く。そこで私は必ずしも國家公務員法のはうで政治活動の自由の拡大の要求が起つて来る。これは理の當然です。真理の當然です。その政治的自由の制限、団体活動の制限というものと、仮にその百対百という關係で今保障されておるとしても、それが總理府の外局になることによつて九十九に減るのです。これはもつとずつと減るでしょうけれども、それを議論を簡單にして百のものも九十九に減つて来る。これはどうしてもその政治的自由の制限、団体活動の制限というものは緩和せられたいという希望が出て来るのは当前です。で、そのことを伺つておるのじやない。そういう國家公務員法の現状にあるときに、今までは國家公務員法の規定するやうな政治的自由、団体活動の自由というものの制限を受けてゐなかつたところの人々である教育公務員を、その制限のもとに縛り付けるといふことがこの二法案の目的です。そういうことが妥当であるとお考えになるかどうかという点を、もつと端的に申上げれば、人事院というものには要するになくなるのでしよう。その要するに政治活動の制限或いは団体活動の制限は、これは奪うべきものは奪つて又与えるべきものも奪おうとしておつた、こういうことがフェアであるかどうか。而もその問題をここで論議

する必要はない。ここで論議するのは國家公務員法自体がその目的を変更しようとしておる。少くともそういうふうに変更して、國家公務員法に持つて行つて、教育公務員法と結び付ける、而も今までは教育公務員法はそういうやうな教育、政治的自由の制限、団体活動の制限を受けておるのではない。それをつ結び付けるやうなことが妥当であるかといふことです。これはどうか一つ端のにお答えを願ひたいと思ふのです。が、それで行くとお考えになつておるかどうか。それで行くのは何かほかのものを使わなければならぬのじやないかといふ点ですね。あなたが法制局長官としてどう考えますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 人事院が外局になることによつて独立性が少し弱くはなるのの影響が来るということでは、先ほど申しましたやうに考えておりません。仮にこの政治的活動の關係の人事院規則というものを見まして、も、仮に人事院規則なるものは總理大臣の承認を要することにすると、閣議の了解を得なければならぬといふことになるならば大変な違いになると思ひますが、そういうことは少しも今までも變つておりません。人事委員の任免等についてやはり身分の保障がそのまま維持されておりますから、その点からの關係は私はないと思ひます。それから先ほど今までの拘束した拘束を更に加えて、何かほかから考えるべきことがあるのではないかと、いふような言葉でございますけれども、私もまあ給与の關係などになつて来る、或いはこれはそういうことはあるかと思ひますけれども、こういう政治活動の制限その他の問題は、この取

引きといつては言葉が過ぎますけれども、これを剝奪する代りにこれをやるのだといふことでバランスがとれるやうな問題では、又そういうことになつてはならないと思ひます。政治活動の制限なら政治活動の制限それだけを取出して、多くの人の批判に曝されさせて、そうしてこれが立派な正しいことである、やむを得ないことであるといふことが私もできるやうなものでなければ、ほかにプラスしてこれを考えて両方勘案をして、だからいいのだといふことは私は言えないことだと思ひます。この意味でこれだけを抜出してお考えになつて、而もどうであるかという御判断をお願いしたいと思つておるのです。私も今朝から申上げておるの、これだけを抜き出して頂いて、その批判には堪え得るのであるといふことを御説明申し上げておるわけでありませう。

○羽仁五郎君 こういう不利益な処分を受けたといふやうに考えられるかも知れない場合を予想しなければならぬ法律の場合には、言うまでもなくそれを救う措置が丁重でなければならぬ。ところで今の点でお話のように、人事院とそれから今それが変えられるであろう人事委員会というものが大差のないものだと思はれ、なぜそれをお変えになるんですか。違ひのないものであるならば現行通りを維持されてよからうと思ふ。そうして又今の不当な、不利益な処分を受けたのではないかと、いふやうに、まあ端的に申せば非常にくやしいという氣持があるだらうと思ふその教育公務員としては、自分のやつたことは正しいことである。それなのに自分が不利益な処分を受け

る。實際世の中に神様もない、仏もないかと思う。それを救う措置が飽くまでも丁重でなければならぬ。今も時間がないので詳しく申し上げませんが、こういう二法案を出すことによつてその救う措置が丁重でなくなるのではな

いか。その点如何ですか。
○政府委員(佐藤達夫君) 救う措置と申しまして、この二法案の片一方のほうは何人もという一般的な問題です。から別にいたしまして、地方の公務員の場合につきましては、これは先ほどお話にありました罰則規定になつてお

りますからして、その罰則関係のいわゆる裁判による問題になつて一般の訴訟の問題に繋がつて来る。こういうふう

に考へております。
○羽仁五郎君 その刑罰になるという問題ですが、その刑罰が身分であること

から発生する刑罰です。そうですね。そこで身分であることから関係して来てそれが違法である、或いは不利益な処分を受けるという点については御承知のように、いきなりつまり裁判にかかるといふことは気の毒だ、従つて身分に關係してそういうことが起つたことが不利益な処分であるか、或いはそれとも適法な処分であるかといふこと

とについて十分その本人の弁明を聞くべき機会が与えられているということが国家公務員法の制度だろうと思う。そうですね。恐らく公平審理というこ

えられることについての処分を受けられる場合に、今申上げたように十分にその本人の不当であるという考えを述べる機会が与えられていますか、どう

ですか。その点を教えて頂きたいんです。
○政府委員(佐藤達夫君) お教えする

ところでございせん。こちらこそお教えを受けたのでございせんが、要するに問題の根本はこれを刑罰によつて臨むことがどうであらうかといふ問題に私は尽きるんではないかと思ひます。普通の今の懲戒の關係、いわゆる行政措置としてやられる場合について、今のお話のような場面が出て参りますけれども、刑罰権の行使になり

ますけれども、刑罰権の行使になりま

すという点、そういう場面がむしろ馴染まない事柄だと思ひますので、やはり根本について御議論を頂くよりほかに

ないんじやないかと思ひます。
○羽仁五郎君 それは實際教へて頂きたいんです。私はその懲戒なり何なりという点については丁重な措置がとられて、そこをいへば、いや私がさういふふうなことをしたのはさういふ意味だ、決して私としては悪いことをする意味ではなかつたといふことを十分に述べられる機会が与えられておるんです。ところがそれより、もつと重

い人格による刑罰というものが、その原因からいへば、その身分から発生して

いるんです。それは最後に裁判が公正に行われることを最後までも、あなた

もお考えになつてと思ひますし、私も考へて、さうしてその不当な処分を受けたと思ふかたができるだけ納得せられるには、どうしても私は先ず第一に自分の

を判定して頂くとは思わないのです
が、併し法の体系としてこういうこと
が好ましいことでしょうか。どうでし
ようか。質問の趣旨は御了解下さつたで
しょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 理窟だけで
申しますと、法の中の実質というものは
承認せられべきことであるならば、
それがどういう体系をとつてもいい
だらうと思ひます。いいだらうと思
いますけれども、併しその体系をとる
ことによつて一つのカモフラージュに
なるとか、ごまかしになるとかいうよう
な体系になる場合もあります。例え
ば、ごまかしという法律の中に盛り込
ませて、ごまかしというように、これ
はもう絶対に私は許されないことであ
らうと思ひますけれども、それ以外の
部分において堂々とその内容は明らか
にされておるという形であるならば、
これはやはり技術の問題であつて、我
我がその技術の好みに従つてこうある
べしとかいうようなことで政治をリ
ードして行くような性質のものではない
ように考えております。

○羽仁五郎君 それじや端的に伺いま
すが、あなたは学校の教員がしよつち
ゆう六法全書をいじつてゐることを望
みますか。それとも恐らくそういうこ
とはお望みにならないでしよう。私自
身としては学校教員がしよつちゆう六
法全書をひつくり返してゐるようにな
つては、世の中はおしまいだらうと思
ふのです。ところでこの二法案を
拝見すると、これは実におもしろい六
法全書をいじつてゐる人がこしらへた
法律でしよう。この法律案が通れば、そ
の本法のほうが修正されて、もう少し
体裁はよくなるでしよう。併し教育に

関係して、今お話のようなその実態が
明瞭なものであるならば、どういふ法
律の中にどういふふうに入れたらよ
いだろうかというように、教育に關係す
る立法がなされるのが妥当かどうか
ということなんです。併しその問題に
ついてお答え頂けますか、それともど
うしますか……

それは続けて伺つて行きたいので
すが、この公務員法というものを全般
的に考え直すほうが法制局としてはお
考えになるべき点じやないでしやう
か。その点どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは全く
同感であります。ですから、すでに我
々の部内におきまして、我々と申し
ますか、むしろ政府部内におきまして
もこれらの再検討のためのコミティ
を、今願振れもきまつております。た
だ国会のほうは忙しかつたものでござ
いますから、まだスタートはいたして
おられませんけれども、根本的にこれ
を再検討しようという気持ちには十分
持つております。

○羽仁五郎君 そこで文部大臣にお伺
いしておきたいのですが、これは本
当に公務員法の体系がいろいろに複
雑になりまして、且つ又刑罰、刑法の
体系も非常に複雑になつてしまつた
のです。そこでこれはどうかこうい
うことをお考え願ひたい。決してそれ
を今ここで考へるとかしないとかい
う無理な答へを頂こうと思ひないの
ですが、この考へになつてゐるよう
なことを公務員法全体としても、又
刑法全体としても、余り無理をしな
いであらうな方法をお考へ頂くこと
はどうかと思ひます。併し教育に

○國務大臣(大達茂雄君) この特例法
の一部改正という法律案は、公立学校
の先生を国家公務員たる教育職員と
政治活動の制限の面において同じ立
場に立たせる、こういうまあ形式的
にはそういうだけの問題であります。無
論今日の現在国家公務員に課せられて
政治活動の制限の内容は、十分これを
内容を見た上での話ではあります。け
れども、形式的に言うとならば、国家
公務員に準ずるといふか、まあ例
によるというだけの形式でありますか
ら、将来公務員法というものが根本
的な再検討をされて、そうして政治活
動の制限につきましても内容が大幅
に変わるといふような場合を考へま
す、この法律案によると、そのま
ま自動的にそれについて行くという
結果になるかと存じます。私は恐ら
く国全体の公務員と切離して教育公
務員だけを特に重くしなければなら
ないと思ひますから、そういうこと
にならうと思ひます。併しその改正
の内容がどういふ形をとるか、これは
今日ではわからんことではあります
から、それはその際によつて一應検討
してきめなければならぬと思ひます。
併し大体只今のところでは国家公務
員以上に厳しい制限を加へるという
必要はない、こう思つております。

○羽仁五郎君 いや、お聞きしたい
と思つたのは、お考へになつてゐる
意図はあるにしましても、それによ
つて国家公務員法なり或いは公務
員法なりの全体的な体系が著しく
複雑なものになる、又刑法の關係
でも著しく複雑になる。それは
国家公務員法全体にいい影響がな
い。勿論悪い影響があります。それ
から刑法全体にも余りいい影響が
ないと思ふのです。私どもは、公務
員ですか、その面から申上げるので
すが、この法律案によつて果されよ
うとする利益をお考へになつてゐる
でしやう。この法律案によつていい
ことができるか、そのいいことがで
き、あとから伺ひたいのですが、そ
れと失う点ですね。刑法の體系が著
しく複雑な難解なものになつて来る
、或いは国家公務員法が又著しく
複雑になつて来る。端的に言えば、
その結果教員がしよつちゆう六法全
書をいじつてゐる、いふやうなこ
とを危うく世の中が渡れないとい
ふことを危うくしない、可愛い子供
たちの教育に専念するといふことが
不可能になつてしまふ。法網に触れ
ないことになつてしまふ、法律が余
り複雑になつてしまふ、現にこれは
非常に複雑な法律で、私どもがちよ
つと拝見したくらいではわからない
。蒲川さんもういふことを言つてお
りまし。この法律を拝見しただけ
ではどうもよくわからないといふ
やうな点……どうか一つこの点を
今御即答頂きたいといふやうな点
で、なお十分お考へ下さつて、これ
はことによると国家公務員法なり
公務員法なり、全体の改正のほう
でやるべきではないかといふ点も
お考へ頂いておきたいと思ふ。時
間がないためにお考へを今頂戴し
ないで次の問題に移ります。最後
に二つだけ伺つておきたい。

それは、その一つは、そこで今
のような関連から問題になつて来
ますのは、これは政府が非常な御
苦心をなすつたでしやうが、い
わゆる罪の請求を教育委員会、
或いは学長とか知事と

か、そういうかたが、がなさるとい
う問題ですね。これはやはり法律
的にはなか／＼厄介な問題になつて
来るだらう。それでこれは或いは
専門家の中には日本に陪審制度を
復活させようとするその端緒がこ
こに表れてゐる、いふやうな考へ
まで出て来る、いふやうな問題で
は、これはなか／＼重大な問題を含
んでゐる問題です。で、そこで二
つの問題を私としては伺つておき
たいと思ふ。第一に教育委員会
なり或いは知事なり何なりが、こ
の知事の場合には、知事がこうい
う教育に關係して持つて来ると
ころの権限といふものになるの
ですが、問題は主としてこれは教
育委員会の場合に伺つておきたい。
非常に複雑となりまして、教育委
員会の持つてゐる主たる任務は
一体どういふことにあるのか、そ
うしてその教育委員会の持つて
ゐる主たる任務と、この罪、刑罰
の請求権といふものとはどうい
う關係に置かれるか。その關係
が好ましいものとお考へになる
か、好ましくないものとお考へに
なるか、という点、この点が第一
の点ですが、教育委員会といふもの
は御説明申上げるまでもなく、そ
の任務を遂行する上に恐らく私
は余餘のあるものじやなからう。
それで、この教育委員会と教員
の諸君との關係は常に最善であ
ることが必要不可欠です。若し
も教育委員会と教員との關係が
絶えずお互いに猜疑しなければ
ならぬといふやうな關係になつて
しまつては、もう万事休すとな
らなければならぬ。そこでこの
教育委員会といふものにこの罪
の請求といふことを与へることが
、教育委員会の本務に反しない
かという点で

す。文部大臣の答えを伺つておきた

○國務大臣(大達茂雄君) 教育委員会と、それから教育委員会の主たる任務と、それから刑罰の請求権という問題に關連をして、委員会と教員との間は互いに信頼をしあつて、そうしてこの教育というものをそれ／＼の建前から立派な教育を進めて行く。こういうことは無論そうでなければならんと存じます。そこで、この請求権を教育委員会に認める。言葉を換えていうと、刑事訴訟の要件としてこの請求がなければ訴訟に入らぬ。訴追手続をとれない。これは私どものほうから申しますと、やはり軽々しく教育に關連をして、これは無論教職奨励という行為を対象としておるのでありますが、併し教育に關連をして警察とか或いは檢察のほうで罪を論ずる、或いは又一般の、これは私も煙草のことと間違つておればあとで直しますが、一般の犯罪については何人もこれを告発することが出来る。だから国民の誰でもあそこをけしからん犯罪が行われていると、こう思えば何人も告発することが出来るはずで、それによつて訴追の手続をとられる場合も生ずるわけですね。この場合には、教育委員会の請求がなければ罪を論じない。刑事の訴追に入らない。こういうことでありますから、従つて一般の人の告発がでないことは勿論でありますし、だから警察或いは檢察庁の手で直接に洗ひ立てるといふようなことも通常は先ずこれであり得ない。これは犯罪の捜査としては法律上はボツボツではありますし、併し請求を待つて初めて罪を論ずるといふことになれば、そういう

請求もないのに警察とか、検事のほうで飛び出して来るというところは先ず通常なものとは考えます。そこでそういう意味で、できるだけこの学園の静謐というものを維持する。又實際上大したこともないのに、いろ／＼な刑罰法令の制定に、法規の制定に關係をして学校にいろ／＼なトラブルが起るというところは、これは防ぎたい、こういう考え方であります。

【委員長退席 法務委員長郡祐一君着席】

そこで教育委員会と教員の問題であります。これはまあ仰せられましたように、これは両々互いに信頼をしあつて、互いに立派な教育を進めるといふことに協力をして行かなければならぬと思ふのであります。然るにその場合に、この法規は、あたかも教育委員会が何といひますか、教員を監視するといふか、そういう対立的な何か目で見合つて、鵜の目鷹の目で学校教育の非を睨んでおるといふふうなことになるという前提でのお話であらうかと思ひます。そういう場合も絶無ではないと思ひます。これは非常に、相當に学校において激しい偏向教育が行われているといふような場合には、これについて教育委員会が關心を持ち、又それをさういふことのないようにするためには働かなければならぬ。これはまあ私は當然であらうと思ひます。又ふだんでも人事権を持つておるのでありますから、学校の先生の、いい先生はいい先生、余り思ひにくい先生は思ひにくい先生、こういうことは、教育委員会としてはこれは請求の問題でなくとも關心を持つては當然で、それでなくては適正な人事といふことは行ひ得

るはずがありません。ただ私どもがこういう制度を作りましたのは、作ろうとしておりますのは、そういう意味でなしに、逆に学園の静謐を、外部からいろ／＼学校に入り込んでいろ／＼する、そういうことをむしろこの請求を待つてということによつてその点を維持したい。不必要に騒々しい影響を受けたくない。而もこれは学校の先生が直接には対象ではありません。学校に対して外部から教職奨励する、それに対してどうも、具体的にいうと学校で教育しているところに外からいらんことを助言をやるとか、或いはけしかける者がおつて困る、学校の先生も困るから、そういう側からいらん世話をやくのを一つやめてもらいたい、こういう立場であります。それからいよいよも、そういう該當する罪があると認められた場合には、学校の運営、教育の實際の面において大して影響もないのに、一々これを行為があつたからといつて必ず罰しなければならぬ、いわゆる必要主義を取らなければならぬといふものでもないと思ふのであります。そういう意味でこの教育委員会、ほかの一般の誰も告発し得るような状態ではなしに、或いは警察が見て、あそこ犯罪があるといふので、すぐ出かけて行くといふのではなしに、やはり学校の正常な運営といふものに責任を持ち、又立派な教育といふことに常に關心を持つて教育委員会の判断によつて請求をさせる。そこで初めて司直の手が動くといふことは先生を擁護する立場であり、又学校の教育を守る立場でありますから、その意味において私どもはその教育委員会に大いに鞭撻激励して、いやしくも妙なことを

すれば皆請求しちまへ、妙なことといふことは学校の先生じやありませんから、そういう氣持じやなくして、逆にできるだけこういう法律があつて、学園が静謐に、外部から下らん呼びかけがあつても教育が平穩に行なえるといふことを期する意味でこの規定を設けたのであります。決して教育委員会といふものを使つて、先生と対立させるとか、そういう考え方はないのであります。その点御了承を頂きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 お言葉の中にあることで、お考えを願つておきたいと思ふのは、外部からいらんことをするとおつしやるのですが、いらんことの内容は、政党を支持し、反対するということ、これはよいことなので、そのこと自体としては、政党を支持し或いは反対する、例へば自由党を支持し、共産党に反対するのは、きつと大達さんもいいことだとお考えになつてゐる。それは民主主義の市民としては政党を支持し、反対するといふことは美徳で、非常な美徳で、最高の美徳といつても差支えない。ですからいらんことをするのじやなくて、よいことをなさうとなさるのです。ただそれが、教員の身分といふことに關係してだけ問題が起つて来ることなんですから、いらんことをするといふふうにお考えになりなす、世間ではあなたがやはり官僚的なお考えを持つておられ、それで独断的にこれがいいことだ、あれが悪いことだといふふうな判定をされるような思想の持主じやないかといふふうな疑われますから、その点は一つどうか、これはいらんことをするといふお言葉は私は頂戴いたしま

せん。で、その点はどうぞこの法律が重大な法律ですから、慎重にこれが否決されますにつけ、可決せられますにつけ、誤解がないようにして頂きたいと思ふのですが、伺つております問題は、端的に申しますと、教育委員会の本務に反することであるといふことはお認めになつたようです。教育委員会の本務はそういうことではないのだ、けれども他面において、そういう問題が、誰でも危険を感じるというのでなく、教育委員会が問題にして初めて問題になる。この方面で得るところがあると思ふので、教育委員会の本務ではないけれども、そういう責任を負つてもらいたいといふふうに考へてゐるのだ、そういう御説明のように思ひますが、違ひますか。

○國務大臣(大達茂雄君) ちよつと私の言葉が足りなかつたかも知れませんが、私は要らざることを側からいふといふことを申しましたのは、やはり私は要らざることを言うといふ意味で申したのです。というのは、どの政党がいいとか、或いはどの政党を支持するほうがいいとかといふことを呼びかけることは、これは無論今日當然なことでありましよう。正常な政治活動であると思ひます。でありますから、仮に学校の先生に向つていわれる政談演説をして、又学校の先生のほうも選挙演説を聞きに出かけて行つても、これは何も差支えないことであらうと思ひます。私がいらざることを言うといふ意味は、この中立確保に關する法律案を前提としての意味でありますから、つまりそういう特定の政党をこれが一番いいんだ、これを支持せよ、こういうことを学校の子供に教える、その先

生にそういうことを言うのじやなくて、先生に呼びかけるのではなくて、先生に、学校の子供にそういう教育をせよということを呼びかける、これは基本法八条の存する限り、つまり現行の教育法規の下においてはこれはもういらないことであらうか、むしろ甚だ反社会的なことであらう。その意味でありますから、その点は一応誤解のないように申上げておきます。

それから教育委員会の本務にこの請求権を認めたということは、本務に反するといふふうな御了解になりました。ようすが、そういう意味ではあります。教育委員会が一体どういふことを本務とし、どういう仕事をすべきかということとは、これは法律によつてきまることであらう。一般的には、無論大綱的に言えば教育基本法に基いて、そして学校の教育、或いは学校の管理運営、そういう面について立派な教育をする、ことに教育委員会としてやつて行く、こういうことであらう。併し具体的に教育委員会の職務権限の内容といふものは、これは法律によつてきまるのであります。法律がきまればそれが教育委員会の本務になる、こう思ふのであります。そこでこの際請求権を、こういう種類の犯罪について教育委員会の請求に待つて罪を論ずる、つまりこういう場合に必要があれば請求をするというのが、若しこの法律が成立した場合にこれは教育委員会の仕事の一つになるわけでありませう。そうすればこれは教育委員会の権限として、いわゆる教育委員会の仕事といふか、本務といふか、法律

にきめられたものが即ち権限の内容でありませうから、これが特に別に加わつて本務に反する、教育委員会の本務が何であるかということは、これは法律の規定に待つて初めてきまることであらう。法律でかような規定がきまれば、これは教育委員会の職務権限の内容になるわけでありませう。これと同様なものが、例えば公正取引委員会です。それはよく知りませんが、それから独禁法に規定する不当な取引をしたような場合に、やはり公正取引委員会に請求に待つて罪を論ずるというふうな規定に待つてあるように聞いております。

この場合でも公正取引委員会が、独禁法の施行については一番重要な仕事をやる関係を持つ委員会でありませうから、その委員会にこの請求権を認め、その請求権を認める法律ができれば、これは即ちこの公正取引委員会の職務の内容になるわけでありませう。この場合におきまして、教育委員会の仕事の内容にこの法律が規定すれば、その内容に反する、決してその本務に反するとか、別のものであるとかいふことにはならぬと思つております。○羽仁五郎君 時間がないうちに簡単に伺うよりほか仕方がないので、非常に残念ですが、法制局長官は退席されたのですか……それじや今の問題を保留しまして、人事院総裁から先ほどの点についてお答えを頂きたいと思つて、先ほどの点と云いますのは、人事院のあり方について政府は変更を加えようとしておられるようです。そういう提案を議院に向つてなされておられるところの独立性というものは、私は最小限度のものであらうと思ひます。

す。これは基本的権利を制限して、その代りに人事院が持たれておるところの最小限度の独立性です、この最小限度の独立性を少しでも減らされるということがあるならば、私はその基本的人権の制限が緩みとせられざるを得ないと思ひますが、如何でしょうか。

○政府委員(浅井清君) 大事な点でございます。今回国会へ提案されております人事院の改組案、国家公務員法の一部を改正する法律案は、決して人事院が提案をしてかき立ち至つたものではございませぬ。我々いたしましては、そのような提案をいたした覚えはないのであります。これは参議院の本案議でもさうに申上げておつたものであります。ただ今回提案されたものによつて人事院の独立性がどうなつたか、これは現行法よりも独立性は若干低くなつたでございませう。併しそれによつて独立性というものは全然なくなつちやうて、例えば公務員法百二条による人事院規則を運用して行く上において、もはや中立性が維持できないほど独立性がなくなつておると、私はさうには考へておらんのであります。従つて羽仁さんが申された現行法が最小の限度のものであるかどうか、その点はちよつと御所論と意見とを異にしておると思ひますが、この提案されたものによつて人事院がその中立性を維持できないほど独立性を剝奪されたかどうか、これは私はさうに考へていないのでございませう。

ないということが第一、それから第二に、それによつて人事院の独立は、今度のできる人事委員会というものによつてその独立性というものは減るものであるというお答えです。さつきあなたのお答えと一致しておりませぬ。それから第三は、それによつてあなたにお考えを願つておきたい。これは浅井さんじやない、あなたにお考えを願つておきたいのは、今のような形で国家公務員法の改正がなされた結果、喜ぶべき結果が出るかどうかというところ、その国家公務員法を主として振つておる人事院の意思にも基かず、そうして又人事院の独立性が減少する、そういう人事委員会において減るという形において国家公務員法が改められて来る結果は、私は必ずそこにそれは権利の制限である基本的人権の制限が拡がつたものと考えざるを得ない。そういうものを持つて行つてこの教育公務員というものを結びつけることが、あなたが考へになつてうまう行くとお思ひになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 浅井総裁がお答えしたのは、最初に私が大体においてというふうな妙な言葉を挿入してお答えしたのと同じだろうと思ひます。私の大体においてというのを、その次のお尋ねによつて分解いたしました。第一点はこの組織そのもののあり方から来る独立性は全然変わりはないと申上げてよからうということに申上げ、第二に権限の実体において、これは今の給与の勧告その他が今まで国会に直接できるのが、内閣を通すような形になつたという意味では、その意味の変更はあるということに申上げたので、これをプラスすれば今の浅井総裁のお答

えに結局合致すると思ひます。私自身最初にそう申したのであります。それから今のような形で改正になつた場合にどういふ形になりますか、これは先ほど触れましたように、政府が人事院或いは人事委員会に対して指揮監督権が今度強く持つことになるかどうかという点、これはちよつとも変わらざると思ひます。それから第二点としてその変形になりますけれども、例えば人事院規則について一々政府が承認をするとか、或いは政府から内容を指示するとかという点に現実的な問題があると思ひますけれども、これも少しも変わりはないと思ひます。さうな点から言つて信頼すべき人事の中核機関として存続するといふふうに考へておられるわけでありませう。

○須藤五郎君 今本会議のベルが鳴つております。これはこの前の参議院の決議に対する政府の答へが今日なされるというのを聞いておるので、若しそうならば、この委員会を一時休絶にして本会議へ入りたいと思ひます。○委員長代理(都祐一君) 須藤君にお答え申し上げますが、只今の本会議について、議連の理事会で委員会の続行を許しておりますかどうかについて、文部委員の御無理事が只今問合せて参つておりますので、その間御続行を願つたら如何かと思ひますが。○委員長代理(都祐一君) ちよつと速記をとめて。○委員長代理(都祐一君) 速記を始めて下さい。本会議が開会いたされまして、暫時休憩いたしまして、本会

議終了後直ちに連合委員会を続行いたします。

午後二時三十二分休憩

午後三時五十六分開会

○委員長(川村松助君) 連合委員会を再開いたします。

○羽仁五郎君 これまで主として二点、第一には政治的理由に基き人の良心乃至良識に關係する問題について、刑罰を以て基本的人権を蹂躪するといふことが我が憲法の命する精神に鑑みて妥当なりや否や、従つてかかる立法が万一成立した場合に裁判所が如何なる迷惑をこうむられるであらうか、殊にこの教育の中立性を確保せられるといふところの法案などによつて出て来るところの教唆煽動のごときものは実体的なものであり、裁判所がこれの罪の疑いを受けられたかを裁判によつて納得させることは著るしく困難であらうと思ふ。これらの点に關する私の質疑に對して、政府の御答弁は私を納得させることはできなかったことを甚だ遺憾に思ひます。

第二に、公務員の制度の、日本の公務員制度というものが民主化され、そして能率を上げるという制度の上から、それにこの教育公務員というものを今提案されておられるような法律案の形で結び付けるということは多大の弊害があらう、従つて人事院はこういう新しい立法に對して恐らく自信はおありにならないであらう、これについても私の心配は拭ききれなかつたのであります。で、時間の關係がありますために、私としては總論的なことしか伺えないのでありますけれども、併し参議院に寄せられております世論の期待

に應えて、是非これらの点について機会を与えられて、今少し詳しく伺つておきたいと思ふのです。

休憩前に引續いて伺つておきたいのは、この人事院に御相談もなく人事院のあり方を変えるといふことは余り民主的なやり方ではない。政府は最近そういうことをしばしばやつておられる。余談になるかも知れませんが、學術會議のあり方について、學術會議に相談しないでこれを変えようといふ言ひをして初めて諮問するといふようなこともある。そこで人事院の總裁に私の心配になる点を伺つておきたいのは、この国家公務員法によつて制限されておる政治活動の制限というものによつて教育公務員が制限を受けられるといふことにつきます。人事院はそれがお認めで結構だと人事院としてそれをお認めになつて、そうしてあと責任をおとりになることがおできになりますか。それとも何か御心配になる点はございせんか。その点を伺つておきます。

○政府委員(淺井清君) 国家公務員たる教育公務員につきましては現にやつておることとございまして、これはそのままであつて、今回の二法案によつて何ら影響を受けるところはないと考えております。問題は地方公務員たる教育公務員を国家公務員の例によるというところにあるのでございまして、従つて地方公務員たる教育公務員にも公務員法百二条に基く人事院規則の十四の七という例の政治活動の規則が適用されることになるわけでございます。問題が新しいのはこの点であります。この点につきましては人事院といひましては、若し国会の御意思がさ

ようにきまれば、運営について支障なきを期するつもりであります。

○羽仁五郎君 ちよつとお考えの中に入れておいて頂きたいのは、地方公務員だけではなく、私立学校の教員もいわゆる義務教育に關する限りは、国家公務員法の制限する政治活動の制限に服するといふことになるのじやないですか。それはなりませんか。

○政府委員(淺井清君) それはないと申つておるのであります。これは文部大臣からお答えになることとござい

○羽仁五郎君 義務教育に關する教員は、やはり同じような適用を受けるのじやないでしょうか。

○國務大臣(大達茂雄君) 国家公務員である教員は、これはまあ初めから現状通りであります。それから地方公務員である教員、これを国家公務員並みにするというのが特例法でござい

○羽仁五郎君 私の質問が少し混乱しておりますが、その第二の法案のほうのいわゆる教育の中立を確保するといふ、この教育の關係で以て公務員以外に、あらゆる義務教育の關係する教員が政見を支持し、又は反対するといふ活動ですが、これは直接には国家公務員法による政治活動の制限とは關係がないように考えられてゐるのです

が、併しその基となるのはやはり国家公務員法でそういう政治活動を制限し

ておるといふことと私は關係があるのじやないかと思ふのです。それで国家公務員法による政治活動の制限といふものが公務員のみならず、やがてすべての人の政治活動の制限に及ぶといふ悪影響があるのじやないかという議論を當時私はしたのですが、人事院總裁もお聞き取り下さつたことだらうと思ふ。つまり国民の或る部分の政治的自由の制限といふことはやがて広く

いふことは、今のそういう法律が通れば支障なきように実行できる、実行するといふ御努力をなさるでしようが、そうして今そういうお答えだつたのです。が、地方公務員がこの政治活動の制限においてだけ国家公務員と同じように扱われる。その他の点においては地方公務員と同じように扱ふといふことになるのですか。

○政府委員(淺井清君) 私の言葉が足りませんでしたに、御了解が願ひなかつたと思ひますが、私の運営に支障なきを期するといふのは、この百二条に基く人事院規則、この運営に支障なきを期するといふこととございまして、人事院といたしましては、所管事項としてそれだけになるよりこれは制度上いたし方がないと考えます。

○委員長(退席、法務委員長郡祐一君着席)

○羽仁五郎君 この点について本法の立案者がいわゆる国家公務員法による政治活動の制限に準ずるといふふうになつたことについて、人事院とは十分にお話があつたように今の御答弁で伺うのですが、この人事院としては国

家公務員法によるいわゆる公務員の政治活動の制限が、この只今議題になつておりますような教育公務員特例法の改正によつてそういうところへ使われることですね。それについては私は問題があらうと思ふのです。元來がそれは国家公務員の政治活動の制限として作られたものですから、それを教育公務員にそのまま使う、まああなたが目をつぶつていらつしやればそれまでの話かも知れないのだが、そういうことがなされることですね。そうして国家公務員と地方公務員と、教育公務員との間にいろいろそういうような筋道がさまざまに入りみだれるといふことが、国家公務員法を担当しておられるあなたとして好ましいことであるでしようか、どうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 最初にお答えを申し上げますが、私はいわゆる教育二法案がこのたび立案せられますについて、人事院が少しも相談を受けなかつたとは申したことはないものであります。これは文部省のほうから人事院に對して意見を求められ、そうして申上げた。ただこの法案を出すか出さんかというふうなことは、これは文教政策に關する問題でございまして、私のほうからは何も申しません。ただ私どもの考えましたことは、この政治活動の人事院規則が、地方公務員たる教員がそれに乗つて來ました場合に支障なく運営できるかどうか、この点を考慮しただけでござい

○羽仁五郎君 その点についてはなお心配があるのですが、時間がないからちよつと總裁にお願いしておきたいのは、丁度會つて国立学校、国立大学教授その他について人事院が

でその影響というものは非常にデリケートなものである。従つてそのデリケートなところに入つて、それが社会的によくないとかいいとかという世論の批判を受けて是正されるならいいですが、先生が刑法上の教唆、煽動になるものが整つて来ることが、この教唆、煽動そのことでもなくとも、私の場合いろいろ問題があり、人権の侵害になる虞れがありはしないかという点について、今おつしやるように人力の及ばないということ、技術上人力が及ばないのじやなくて、本質的に人力の及ばない点でしよう。本質的に人力の及ばない点にまで入つて刑罰を作つて行くということは神を無視するものであるという非難を受けることもあり得ることなんです。

それで最後に、今度は文部大臣に伺つておくのです。文部大臣はこういう法律ができることによって、教育界に人材を得ることができるとお考えになつてゐるかどうか。いやしくも思想あり節操ありそして政治的情熱があるような、そういうものでなければ教育者として仰ぐに足るものじやないと私は思う。そういう人々が今後殖えるかそれとも反対に、教育については、政治については一切ものを言わない、そういう実に唾棄すべき無節操な、そういう何らの勇氣のないそういう教員が殖えるとお考えになつてゐるか。従つてこの法律案が通ることによつて、日本の教育は日本を幸福にする方向に向かうか、それとも日本がどういう方向になるか、それとも日本がどうなるか。この点については、どうかあなたが本當の私の言葉尻などをおとりにならないで、あなたが本當に確信して、こういう法

律案が通れば、教育界に人材がますます殖えて来るとお考えになつてゐるか、それとも或いはその他の御心配があまりになるか、それを伺つておかなければならないと思つてゐるのです。

それで、以上を以て私の總括的な質問を終わりますが、どうか委員長におかされても、問題の重要な点をお考え下さつて、決して私は無理はお願ひしませんが、残念ながら時間がないうために具体的に伺うことができませんので、それらについて伺う機会を与えられるような考慮を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 学校における政治教育、この場合にはいわけゆる良識ある公民たるに必要な政治的教養を授ける、こういう見地に基く教育がなされなければならぬ。この点は基本法において明確にしておるところであります。この法律はさういふ教育を推進すると、こういう見地に立つておるのであります。従つて先生がその意味で二法案の趣旨をよくお考え下さつて、そうしてそういう健全なる、つまり粹を踏み外さない限界というものを守つて、そうしてできるだけ活潑な政治教育を施すことにしてもらいたい、こういう考え方であります。この場合外部から若し相当な支配力を或いは影響力を以て、先生自身の良識、良心に基いて責任を以てなさるべきは、その教育といふものが、外部の影響によつて支配されるということ、これは甚だ遺憾でありますから、その点をさういふ不当の支配が及ばないようになしたいという見地であります。従つてその限りにおいて、つまり基本法の要求すると

この教育というものがこれによつて確保せられることを希望しておるのであります。その意味において教職員が自主的な教育を活動に行う、こういう考え方でありますから、私は人材といふことがどういふ意味でありますか、これはまあ考えようによると思ひますが、決して教職員を無能力にして萎縮沈滞させて、さうして活潑な教育が行われなくなる、こういうふうには考へておらんのであります。

ただ非常に熱情的ないわけゆる人材といひますか、これも考えようによりますが、人間として自分の信念をどうしても貫くのだ、或いは教育は無論公務であります。公務であるからして、やはり法律に定めておるその枠の中で国家の予期しておる限度において教育が行われるべきである。併しそれでは自分分は満足しない。自分は自分のこれは人間社会を幸福にする最善の途であり、又将来の子弟をさう導かなければならぬ、こういう信念を持つて教育をする。それが公務であらうと何であらうと、これが一番いいのだ、こういうことを考へる人は、これはその人としては尊敬すべき人であるかも知れん。或いは人材と言つていい人かも知れん。併しながら国の教育は、殊に公務員の身分を持つておる人が自分の考えだけでその公務を左右するといふことは、これは法律においてとめてあります。これはひとり教員だけではありませんが、併しこれは私も知らず言へば、つまりひとり法律があるからといふのでなしに、飽くまでも教育といふものは政治的な中立という限界を保ちつつ行われるべきものだといふ考え方立つ限りは、これは止むを得ない。そういう先生がいなくなつてもこれは止むを得ないし、更に進んでは、そういう先生が日本の教室を自分だけの考えで左右せられるといふことは、極めて望ましくないからであるといふこと、こういうふうに考へておられます。

○羽仁五郎君 私は一応質疑を打切るつもりだつたのですが、今のお答の中にも、やはり文相としても苦衷があらうことになると思ふ。で、今のような点ですね、そこにこの法律案の一番最後の問題があると思ふのです。つまり人としては尊敬すべき人である、ところがその人が教育公務員としては働いてもらうことができない、そこに一つ問題がございます。それから次に、そのかたにやめてもらうだけなく、刑罰を科するといふことに問題があると思ふ。これ以上もうお氣付きのことと思ひますから伺ひませぬけれども、これは佐藤さんも人事院總裁もお聞き取り願ひたいと思ふのですが、つまり恐らく人としての最も大きな問題だらう。官吏としての自分の身分或いは分限といふものを守るということ、それから自分が人間としてなされなければならぬといふことは、どつちにこの社会

かも知れない。併しながら現行の制度に関する限りは、かようなことは教壇においては許されぬことでありま

す。その意味において、さういふ人はあえて教壇を去るということが起るかも知れませんが、併しこれは私も知らず言へば、つまりひとり法律があるからといふのでなしに、飽くまでも教育といふものは政治的な中立という限界を保ちつつ行われるべきものだといふ考え方立つ限りは、これは止むを得ない。そういう先生がいなくなつてもこれは止むを得ないし、更に進んでは、そういう先生が日本の教室を自分だけの考えで左右せられるといふことは、極めて望ましくないからであるといふこと、こういうふうに考へておられます。

さて、国家として重大な問題があるだらうか。過去の日本においてはその官吏の分限というほうを重く見て来たのであります。さうして又今日も或る程度までさういふ方に制限しなければならぬことを私も認めますが、併しそれによつて、つまり官吏としての分限をえ守つていければいいのだといふ考え方が出て来たことが、この今日の日本の不幸の大きな原因でもある。従つてそれをどこでして行くかといふことは、国家公務員法においてやはり止むを得ず制限はするが、併しその制限によつてその人の人としての良心、或いは人としての情熱といふものまでも冷やしてしまふべきではないといふお考えは、人事院總裁にも法制局長官にもおわかりだらうと思ふ。併しそこは非常にむづかしい問題ですが、どつちへ我々の立法者としての重点を置かなければならぬかといふことは、ど

うか十分に考へて頂きたいと思ひます。なお、この教育委員会が教育委員会の監督に属しない「何人も」といふ、あらゆる人の行為について起訴をする、刑罰を請求するといふ関係から、どうしても教育委員会が警察権を用ひなければならぬ。その刑罰を請求する場合に調査をする手段は全くございませぬ。今教育委員会が一般の人に対して、その人が教職員を主たる団体とする団体を通じて、教員に偏つた教育をなさせようとしておるかしらないかといふことは、教育委員会といふものから、従つてどうしても独立にこの教育委員会がこの任務を遂行することができない。従つて教育委員会が絶えず警

察権の力を借りて行かなければならぬといふことが、いろいろ／＼な意味で或いは言論を抑圧することになり、或いは教育委員会の本務を逸脱することになり、さまざまの疑問があり得ると思ふのですが、これらの点については他の委員からの御質疑の際に、どうか政府は我々の心配とおとるところを納得の行くように御説明をお願いしたいと思います。

○龜田得治君 私に両法案につきまして、時間の点等も考えまして三つの点に要約してお尋ねしたいと思ひます。その一つは、この両法案に違反する事態が起きた場合に行われる調査、捜査或いは裁判、こういったような関係の点、それからもう一つは、その結果処罰されるわけですが、その処罰の關係、この二つの重点を置いてお尋ねしたいのですが、その前提といたしまして、主として中立確保に関する法律案の中で非常に明確な概念がございまして、これらの点について先ずお伺いをしておきたい。

その第一は、中立確保の法律案の第三条、即ち衆議院で修正をされました第三条の第一項の終りのほうに、「特定の政党を支持させ、又はこれに反対させるための」と、こういう言葉が入つて来ております。これは恐らく原案の第三条第二項を削除する代りに、これが入れたものと考えるのでありますが、その実質的な内容は第二項とどういう関連においてこれが取換えられたか、この点一つ先ず御説明を受けたら、

又は反対させる教育、こういう字句が使つてあつたのであります。これはいふまでもなく、これは申上げるまでもないのでありますが、教育基本法の八条に書いてありますその趣旨をできるだけ正確に書きました。そうして基本法の趣旨が保たれるようにしたいというのとがもと／＼の本旨でありますので、三条の一項には最も鮮明なものとして「支持させ、又は反対させる教育」、こういうふうな字句を使用したのであります。ただこの場合におきまして、この「支持させ、又は反対させる教育」というのは、これは人によつてやはりそこに解釈の上に意見の違ひが起る。つまり「特定の政党」とありますから、自由党であるとか、社会党であるとか、共産党であるとか、そういうふうなはっきりした名前をそこへ出して、そうしてそれを支持せよ、それに反対せよ、こういう意味の教育と、極めて狭義に限定して解釈をする、こういう見地に立つこともできましよう。又実質において特定の政党を支持させ又は反対させるような教育であれば、やはりそういうものも包含するというような解釈の余地もある、解釈も成り立つと思ふのであります。先日の文部委員会における公聴会におきましても、牧野英一博士は「ための」とあつても「支持させる」だけに書いた場合でも自分は同じと思ふと、こういうような見解を漏らしておられました。ただその間に人によつて解釈の上に疑義を生ずるというふうな考えましたので、そこで第二項の規定を設けまして、そうしてこの支持させるに至らしめるに足る教育というものも含むんだと、こういう解釈の規定を第二項として設けたのでござい

ます。つまり第一項の支持させる又は反対させる教育、この概念は動かさない。その概念のうちに直接に政党の名前をはつきり打出さなくても、そこに至らしめるような教育を含むんだという念のためと申しますか、解釈の規定を第二項として掲げたのでござい。それが衆議院において二項が削られまして、そうして「ための」という字が入つたのであります。この「ための」という字句であります。これは教育基本法の八条の二項には同様な字句を使用しておるのであります。従つて教育基本法八条第二項の趣旨に合致する修正であるとは私も考へております。そうして原案の第一項だけでなしに、第一項を、多少人によつて違ひますけれども、第二項も含めて解釈する場合、つまり第二項がそのまゝ存続する場合をもこれによつて含んでおる「ための」という字によつて含んでおる、こういうふうな解釈をしております。

○龜田得治君 そーいたしますと、この第二項は削除され、第一項に「ための」が加わりましたけれども、実質的には原案と変りない、こういうふうな承つてよろしいですか。

○國務大臣(大達茂雄君) これは衆議院において修正された意味は、これは修正者に聞かなければわかりません。私どもとしては、只今言われましたように「ための」という字によつて、第二項の場合も包含されると、こういうふうな解釈しておるのであります。

○龜田得治君 これは修正をされた修正者は、その点についてはどのよう御説明になつておるでしょうか。これは大臣としても、あなたが原案を出されて、そうしてそれが修正されたわ

けですから、修正者はどう考へてあるかわからんじや、これは済まないと思うのですが、非常に大事な点ですから……。

○國務大臣(大達茂雄君) これは衆議院におきまして、この修正をされた当の修正案を提出せられた代表のかが衆議院の委員会において答弁をしておられました。又私の見解もその席で聞かれたのです。只今申上げたような趣旨であります。

○龜田得治君 そうすると両者の見解が一致しておるよう考へるのです。が、若しもそういうことでありますれば、特に第二項を削除して、第一項に「ための」を入れる、こういうことは必要がないのじやないかと思ひます。第二項のほうに事柄を分けて書いてあるのですから、非常にやりまあとちうも不明確なんです。が、不明確のうちにも比較的第三項のほうにわかりやすいのじやないか、一般の人から見てどうよ。この第一項に「ための」という三字が加わつた、この三字の中に第二項のようなものも含まれておるのだ、これは相当註釈をしないとその通りには必ずしも解釈をしてくれぬだらうと思ふ。だからですね、若しそういうふうな同じものだとおるのあれば、この改正された意味というものがよくわからないのです。大臣はこの改正にも同意されておるというのですが、どういう意味でこれは同意されておるのですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 元來が第二項の場合も、第一項の規定には包含されておるといふ見解をとつておるのであります。原案がただその間接的な余地なからしむるために、第二項において

次のようなものも包含をする、これは別の問題ではなくて第一項の概念のうちにはこれも入つておるのだというのが原案であります。そうしてこれはまあどつちがわかりやすいかということになると、これは人によつて又解釈の違ひ、讀む人によつて違ふわけであり。龜田さんのような専門の人が見ると、このほうが正確であるということになるかと思ひます。衆議院で修正をされたときの衆議院のときは、文部委員会における修正の提案者である議員の説明によりますと、こういうことが書いてあります。「第二に、本法の中心たる第三項に関する修正であります。特に第二項はその表現が極めて難解である、実際の内容におきましても誤りの恐れもございまして、これを第一項に取まゐめて明らかにした次第でございまして、これによりまして、先ほど申上げたように、むしろこれは素人には難解の規定である、支持するに至らしめるに足る教育、こういう言葉は非常に難解である。それよりも「ための」という字を使つたほうがわかりやすい。少くともこういう考へ方で修正されたものである、こういうふうには私考へております。

○龜田得治君 これは原案が「至らしめるに足る」という少し日本語としてはどうかと思ふるような言葉があつたから非常に不明確になつたんだと思ふのです。不明確のような印象、私は特定の政党を支持し、又はこれに反対する教育も含むような平たくやれば少しも問題にならなかつたと思ふ。至らしめるに足る」と、こういうふうな字句がむしろ問題になつて、議論がそういうふうな発展したんだと

思います。併しまあこれはこの程度にこの問題はしておきますが、併し、更にお聞きしたいのは、まあ「ための」でもよろしいが、この「ための」という内容ですね。「ための」の内容、これはですね、特定の政党を支持し又はこれに反対させるような結果が出て来るようなもの、そういうことに因果関係のあるものは全部含むのだ、こういうことになりましてこれは無限に拡がつて行くわけですね。又この条文を掌る人によつても、これは非常にむずかしい問題になつて来る。それは最後には教育委員会なり、それは裁判所が判断するのだとこういうふうにおつしやるかも知れんが、それはもう少しあとの議論であつて、立法者自身はどういうふうにかこの限界というものを考えておるのか。この点を具体的にお答えを願いたい。先ほど佐藤長官は、まあともかく人間の業としてはこの程度しか書きようがないと、こうおつしやるわけですが、必ずしもそうではないと思う。簡単な条文にまとめようとするからこういうことにもなる。これを具体的に分けて行けばもつと明確な書き方もございます。お前作つてみると言われれば作れんこともない。だからそういうものなんです。それから、これしか仕方がないのだということでは済まされたい。ともかくこういう原案が出ておるのですから、この「ための」ということの内容ですね、どういふところに一体標準を置いておるか。具体的に個々に判断するのだといつても、個々の判断の基準を結局はこれは何らかお考えになつておられると思ひますから、先ずその点お答えを願ひたい。

○國務大臣(大藏茂雄君) この「ため

の」という字は、或るほど解釈のしようによつては広くもなれば狭くもなると思ひます。でありますからして、結局問題は立法の精神に従つてこれを解釈するということに落着かざるを得ん、刑罰を以て臨むこの法律は仮に私といひましたしても、教育基本法の八条に同様の「ための教育」ということを同じ表現がしてあります。これについても私どもはできるだけこれを狭く解釈をすべきものである、かように考えております。それは良識ある公務員たるに必要なる政治的教養を与えるということ、やはり政治に關するいろ／＼の知識を子供に与えなければならぬ。これを何も言わぬということでは、何も政治的教養は養われないのであります。でありますから非常にこの「ための」という字を広く解釈して、例えば社会主義の、これは子供の発達段階によることでありまして、まあいろ／＼具体的な場合が、いろ／＼な程度があると思ひますが、仮に社会主義の話をすると、これは勿論政治的知識を与えるという点から見て必要であらうと思ひます。そこで、それを言へば、すぐ社会主義政党を支持させるためのものである、こういうようには私どもは考えておらん。それはやはり、この豊かな政治的教養を与えるというこの法律の大精神から見て、この「ための」という字句を広く解釈をして、いやしくも現実の政党に多少でも關係するよるな政治的立場、或いは政治的意見、或いは政策というものに少しも触れてはならないのだというように考えておりませんので、ただ政策に触れたからといつて、例えば自由党の何か考えておることをそこで話をして

聞かせたからといつて、すぐに人が、それじや私は自由党になる、こういうものではない。どうしてもやは自由党なり、社会党なり、共産党なり、そういうものを自然どうしても支持するようになるといふ教育でありまして、これは当然に擴張して解釈すべきものである、厳格に解釈すべきものである。これは教育基本法の立法の精神から見ても明瞭だ。殊に第一項の規定と對照する場合において明瞭であると思ひます。そこで、この基本法の八条の二項というものを確保する意味で、今度の法律案ができておる。この場合には、少くとも基本法の八条の二項を解釈する以上には擴張解釈は許すべからざることは、これは立法の趣旨からいって極めて明瞭である。殊にこの場合の、さういふ教育を教養、勵進することに対して、罰則を以て臨んでおるのであります。罰則を以て臨んでおりますから、特に罰則を以て臨む法規の解釈が、いやしくも擴張解釈の許さるべからざることは当然であります。できるだけ嚴格に拡がった解釈はしない。この基本法の教育というものは立法上の趣旨からいつても、又この法律案の罰則を以てこれに臨んでおるといふ点から見ても、私は擴張した解釈は許さるべきものではない、かように考えております。恐らくはこれが裁判所の問題になりまして、裁判所も同様な見解をとられることであらう。少くとも私どもが行政的に文部省の仕事を進めて行く場合には、八条の二項について、さういふ解釈の下に進みたいと思ひます。

○龜田得治君 大分はつきりしたやうで、なか／＼はつきりしませんが、この「ための」を非常に狭く解釈する、これは私、当然だと思ひます。ただ教育基本法の八条の二項の場合には、こゝうしてこれがいい。この政党でなければだめだ。ほかのものはだめだ。これを支持しなければいけません。こゝういふことを言うのは当然問題はありません。併し、子供の教育というものは、小さい子供から大きな子供までおるのでありますから、いろ／＼の段階において、いろ／＼の話し方がせられる。その場合教育が、もと／＼のこの立法の、法律の目的とするところは、政治的教養は豊かに与えられなければならない。併しそれが一方に極度に偏してはいけません。これは政治的の教養といふものを逆によがめる結果になる、こゝういふことでございます。仮に政党の名前を挙げなくとも、特定の政党、現実の特定の政党を支持せざるを得ないやうなつまり素地を与える、先入感を植付ける、これは教育のことでありまして、だん／＼と子供にさういふふうな先入感を与え、素地を植付ける。結局子供は自分ではわからんけれども、否応なしに子供を特定の政党に持つて行くやうな、さういふ教育というふうな私どもは解釈しております。ただ具体的な政策或いは具体的な政治的な思想、それに言及したからといつて、それがすぐこれに當るものではないことは勿論であります。特定の政党に子供の頭を結び付けるやうなさういふ教育、さういふ意味において私どもは解釈をしております。

○龜田得治君 大分はつきりしたやうで、なか／＼はつきりしませんが、この「ための」を非常に狭く解釈する、これは私、当然だと思ひます。ただ教育基本法の八条の二項の場合には、こゝうしてこれがいい。この政党でなければだめだ。ほかのものはだめだ。これを支持しなければいけません。こゝういふことを言うのは当然問題はありません。併し、子供の教育というものは、小さい子供から大きな子供までおるのでありますから、いろ／＼の段階において、いろ／＼の話し方がせられる。その場合教育が、もと／＼のこの立法の、法律の目的とするところは、政治的教養は豊かに与えられなければならない。併しそれが一方に極度に偏してはいけません。これは政治的の教養といふものを逆によがめる結果になる、こゝういふことでございます。仮に政党の名前を挙げなくとも、特定の政党、現実の特定の政党を支持せざるを得ないやうなつまり素地を与える、先入感を植付ける、これは教育のことでありまして、だん／＼と子供にさういふふうな先入感を与え、素地を植付ける。結局子供は自分ではわからんけれども、否応なしに子供を特定の政党に持つて行くやうな、さういふ教育というふうな私どもは解釈しております。ただ具体的な政策或いは具体的な政治的な思想、それに言及したからといつて、それがすぐこれに當るものではないことは勿論であります。特定の政党に子供の頭を結び付けるやうなさういふ教育、さういふ意味において私どもは解釈をしております。

うなんですか。それはちよつと疑問があるんですか。じやちよつと先へ続ける前に、そういう教師の行為が悪いというふうにお考えになるのでしたら、この話の仕方を又変えなければならぬが、その点だけちよつと先に承わりますよう。

○国務大臣(大達茂雄君) 憲法の趣旨の話を、そうしてこれを説明をし、この憲法を守つて行かなければならぬ、こういう教育をすることは私は無論差支えない。これは勿論問題になりようはありませぬ。ただ今のお言葉に、ちよつと首をかしげたとか何とかおっしゃるが、私は先ほどから申し上げたのでありますが、例えば基本法の八条の二項にいうような中立というものは、一体教育の場合においては徹底した考え方がやらないのだ、それからあいう規定は要らないのだ、というの、これは一つの議論です。だからしてそれは、学校の子供にそういうことを教えるのは困ります。やはり基本法のある限りは困ります。そういう教育をしちやならんと、こう書いてありますから、ならんという法律があるのに、そういう教育をすることは困りますけれども、一般の議論としては、そういうことはあり得ると私は思います。あり得ると……。それまで言つちやいけない、それじや世の中の学問や思想の進歩もない。法律の枠内でしかものは言えない。枠内で言論、思想が抑えられるというこじやいけないと思う。これは私の考えです。

ある。だからして現在の憲法をそのまま残しておいて、その憲法の範囲内において我々の生活というものは規制されなければならぬけれども、残しておいて違反するようなことをやるとこれはいけません。併し憲法自身がつと改正せられなければならぬという言論が行われることは、これは私は何も憲法を破壊するものでも何でもありません。これはすべての場合においてそうである。ひとり憲法に限らず、すべて政治上の論争というものは大体において制度の改廃というものを前提にしてから、だから現行の法律がこうであるから、それだからその改廃を論じ、改正を論じちやいけないという理窟は成立たないと思う。これは余り余談のことを申し上げて恐縮ですが、私は憲法を改正するようなことを言うてはならぬ、これは飽くまでも守つて行かなければならぬ、改正なんかしちやいかなんというのを仮に先生が言つても、それがすぐ特定政党云々にかかるといふことはありませぬが、私はそういう教育が学校でなされるということには少くとも私は望ましくないと考えます。これは憲法とは限りませぬ。法律というものはたくさんありますから、その法律はどうしてもこれが大事で、例えば三本建なら三本建というのもこれは法律なんだから、これに反対しちやいかな、これを改正しちやいかなというふうな、一体これは言う必要ないことなんです、学校の教育の中で……。ですからそれを私は今の偏向教育とか何とかいう意味でなしに、お話を聞いておつてちよつと私は不審に感じたからちよつと首をかしげたというだけのことでありまして、これは本

論には関係ありません。○亀田得治君 私に改正という言葉を挟んだのが或いはそういう首をかしげられた理由のようですが、私は現在の憲法では、例えば第九条というふうなのは、この憲法の基本なんだから、改正権それ自身についても相当程度制約されたものである、こう思うのです。併しまあその問題はこれは意見が分れますから触れんでもよろしい。従つて改正じやなしに、ともかく現行平和憲法がある、これが改正されるまではもうこれを後生大事にこの精神に立つて、こう先生がいふものを言つたり行動して行つて、これは差支えないことじやなしに、これはもうむしろそうすることが当然なんでしょう。これはいいですね。その点はどうですか。改正じやないです。

○国務大臣(大達茂雄君) 現行法の説明をするというところは勿論差支えませんが、又当然なことでもあります。併し現行法規を、現行の制度を子供に、まあこれは子供といつても相手はいろ／＼ありますから、年の進んだ生徒に対しては又場合によつて違ひませう。私は現行制度というものを、これはまあ憲法というから角が立つので、すべて現行の法律制度というものを維持して、これを子供に強調するということ、これは教育の上からいって私は必ずしも望ましいことであるとは思いません。併しこれは憲法を守つて行かなければならぬ、又そういうことを言うこと自身は何にも偏向教育とか一方に偏するということには、それだけではならぬと思ひます。それだけではならぬと思ひますが、併し教育というものは現行の法律制度の枠の中でその法律制度を

言つても差支えありませんでしよう。先ほどから申し上げたように、それだけで基本法の八条にいう特定政党云々という問題にはなりません。ただ私が首を横に振つたとかいうことから因になつて、そういう話になりましたから申し上げたのでありまして、私は現行の法律というものが教育上の、そういう教育の本質から見ても政治的な思想とか、政治的な主義とか、そういうものこそ取上げられるべきであつて、現行法がこうであるが、どうであるかというところが教育の一つの大きな基本的な基準になるとは思つておりません。

○亀田得治君 これは憲法の場合には相当考え方が違ふべきなんじやないですか。いろ／＼な枝葉末節の法規なんかを私言つてゐるのではないので、これはやはり現在の制度の基本ですからね。これを先生が強調するのは差支えないじやなしに、強調すべきなんじやないですか。どうもこれは問題がた／＼さん横へ出て来ましたが、その考え方が非常におかしいと思う。さつきからそういうことも差支えない、差支えないというふうなことを言つてゐるので、おおよそ憲法なんかの場合には、これはあなた現行制度の下における教師でしよう、国家公務員でしようが……。さつきから盛んに羽仁さんの質問に対して、公務員としての心得をお説きになつておるその公務員が憲法を強調する、これは私最も必要なことだと思ふ。差支えないどころじやない。それをせんのがいたら、それこそ人事院のほうで少し問題にしてみたらわなければならぬ。それくらいに私思うのですが、どうも基本的な概念というものがちよつとおかしいと思う。憲法

というものはそんなものじゃないでしょう。ただ単に、それだけに教育がとどまるんじゃないですよ。それはあなただけのおつしやるように、この現行制度以外のことにしてもいろいろ基本的な教養を教えている、これは当然必要なんです。併し、だからといって、そういう現行憲法に対してそんな何といえますか、ぞんざいな態度をおとりになることは私間違いだと思いますが、如何でしよう。

○國務大臣（大違茂雄君）　私は決して

現行憲法を粗末にするとか、ぞんざいな態度をとる、こういうことは一つもありません。又憲法に限らず国の、国民の意思によつて定められた制度秩序というものは、これはこれを馬鹿にしたり、ぞんざいに考えたのでは国家生活というものは成立しません。でありますからして、殊に憲法のごときもの

が、これが非常に大切なものであることは申上げるまでもない。だからしてその憲法の趣旨を説明をして、そうしてそれをよく子供にわからせる、これは大切なことでありましよう。差支えないと言つたのはそういう意味であります。併しこの憲法しか世の中に真理はないのだ、政治上の形態、その他すべて思想というものはこの憲法に集約せられておつて、この憲法がいわゆる最善最良なものであつて、絶対にこれに手をつけてはならん、ここまで来れば私はそういうふうなことは少くとも望ましい教育とは思いません。それは現代の人々が、我々日本人が我々の考へ方で、そうして今日の考へ方の下にこしらえたその制度というものをいわゆる不磨の大典として今後の我々の後継者になる国民、人々というものを束

縛するということには私は決してなら
んと思う。やはり次の時代でもつとい
い憲法を作るといふことになつて、そ
れが国民全体の總意であれば、それを
今抑えてさせないという考え方の教育
は私は間違つておると思ひます。決し
て憲法を輕視するとか、そういうこと
ではありません。これは私は當然だと
思ひます。教育というものは私はそう
いうものだと思ふ。国の公務員は、こ
れは憲法に限りません、あらゆる国の
制度に従つて公務を執行する、その制
度の枠を外れてならんといふことは当
然であります。併しながら教育といふ
ものは、教育の内容までそのときの制
度、そのときの政府のすることを説明
するといふ立場をとるべきものじやな
い、かような意味で私は申し上げたん
であります。誤解のないようにして頂
きたいと思ひます。

○亀田得治君 それは結局あなたたち

のほうがこの憲法を改正しようという
ような考え方がどこかにやはりあるん
ですよ。あるからそういう考え方が出
て来る。恐らくそういう考え方がなけ
れば、この憲法を大いに態憲しておる
人がいたら、それに対して少しもこん
な文句は言われないだろうと思う。そ
んないろう。現行法の説明はされても
よろしいというような消極的なことで
なしに、大いに一つ力を入れて説明を
してくれ、私はこういうふうにおつし
やるだろうと思う。併しこれは大分問題
が少し横へ行っておりますので……。

私の議論をちよつと進める前に、羽仁
さんからその点の何があるそうですか
ら……。

○羽仁五郎君　今の点について一言だ
け伺っておきたいんですが、そうしま

すと、文部大臣のお考えでは、現在小学校において、先生が現在の憲法を十分に尊重して説明し、併しその他面目本は共和制に行くほうがいいかも知れないというような議論があるということとを教えるということをおなたは望ましいとお考えになっているんですね。

○國務大臣(大澤茂雄君) 私の上の方が足りなかつたかも知れません。私は現在の憲法の趣旨を子供に説明をする、これは非常に結構なことであると

併しながらこれ以上の制度
 思います。

はないんだから、絶対にこれを変えてはいけんだ」ということは、私は行過ぎである、少くとも教育者のとるべき態度じゃない、こういうふうに思つておるんです。そこで今の、何でしたかね……。

○羽仁五郎君　共和制……。

○國務大臣(大達茂雄君)　そういう現

在の憲法を批判して、この憲法はいけ

ない、つまり改正上の意見を述べて、
 こういう憲法は望ましくないから、
 これでこういうのがいいんだ、
 ことは私はやめてもらいたいと思いま
 す。そういうことは、現在の制度とい
 うものを、趣旨のあるところをつぶさ
 に説明をする、子供によくわからせ
 る、憲法の精神を、趣旨を体得させ
 る、これは極めて大事なことでありま
 す。この憲法ではいけないんだ、或い
 は又将来とも憲法は絶対にこれがい
 んだ、ここまで行けば、この特定政
 云々ということは別として、私はそ
 ういう教育は私自身としては余り好ま
 しい教育だとは思いません。

それから亀田君が改正意見を私が持
 つているから、だからそういうことを
 言うのだから、ということ言われま

が、私自身が仮にどのような考えを憲法に対して持つていたといたしまして、私が改正したほうがいいと仮に思つても、私がそういうことを考えるからそういう見解をとるといふことはありません。私は私自身の考えによつて日本の教育を動かそうとか、私自身改正をしたほうがいいという考えであるから、そういう教育をやつちや悪いとかいいとかというようなことを言う、そういうことを言われては甚だ私は迷

惑なんです。全くこれはそういう意味

では絶対ありません。

○龜田得治君　いろ／＼こう質疑をしておりますと、大分現行憲法のほうへの比重が高まつて来たと思うのです、大臣の最初の言葉よりも……。で、結局現行憲法とそれに対するまあ右左両方の一つの改正意見というものがあつた。これは程度の問題なんだ。どの程

度取扱つていいかという……。やはり

常識的に先ほどの質疑をずつと總合すると、まあ七分、三分くらいにこちらは感ずるのだね公平に見て……。五分、五分というわけには行かない。やはりどの程度いろ／＼な憲法問題について述べるかと言へば、やはり七割程度は現行憲法に重点をおかんと、これはどうも国家公務員としての取扱を受ける教員としては不適当。そういうふうな感じがしますが、どうですか、そういう点……。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は初めから同じつもりでその憲法に関する教育ということを申上げておりました。

「だん／＼違つて来ましたよ」と呼ぶ者あり」どうもどういふんでしたか、ちよつと聞取りかねたのですが、これは憲法のただ具体の問題について

言いますと、今日平和教育とか平和憲法の教育というものを盛んに言われております。成るほどこれは憲法の基本がどこにあるかという点については、民主主義であり或いは平和国家の建設である、文化社会の建設であるというようなことが、この憲法の基本的なつまり思想的な基盤であると思います。併し個々の具体的政策として、或いは具体の政治形態というものが憲法の中に書いてある。憲法の基底をなす思想

は民主主義であり平和を願うことであ

り、文化国家の建設である。これは争うべからざることだと思えます。併し憲法は日本の政治形態はこういうふうにきめる、それからこの問題についてはこういう政策をとるということをずつと書いてあります。又政府の行政組織はこうでなければならぬ、政府の組織はこうだ、これは思想の問題であ

りません。憲法の基盤をなすところの

思想とはおのずから進もうと思います。これは今日の憲法が将来においてもこの民主主義、平和主義、或いは又文化主義、この基盤が将来構ぐということ。私は自身は想像ができません。これは日本人が非常に悪魔にでも憑かれればどうか知りませんが、そういうことは想像したくない。併し憲法に謳われている政治上の政策とか、或いは政治形態とか、或いは国としての方針とか、具体の問題についてはこれは将来は変わるかも知れない。変る可能性はあると私は思う。これが不磨の大典とは思いません。これはまあ私の意見であります。その場合に今日の憲法の第九条を以て憲法の真髄である、成るほど第九条は憲法の基本的な考え方である。平和国家の建設、平和社会を作る、こ

の考え方から現れて来た一つの政策といえますか、政策上の基本方針であるには間違いない。併しそれだからして、第九條の趣旨をわからせる、これはもう非常に結構です。又いよいよこれに反対するようなことを言う者は教室においてもこれを撃破する、ここまではまだいいと思います。併しそれだけで平和教育、平和憲法の教育といふことは私は考えられない。一連のいろいろなことを言うところだけ、これを非常に強く言うて、それから同じ憲法の第一條に、天皇は国民の親和の象徴として、親和の中心であられる、こういう点に來ると皇統神聖なことを言つて憚らない、意圖的に……。だから私は第九條の精神を高調することを悪いとは言いません。併しそれが一定の方向をとつた一連の教育である場合には、これは私は問題が起り得る。だから一つ／＼を取上げて、こういう教育はしていいか悪いか。或いは又基本法に違反すると思ふかと思ふかと言われましても、私は一方に偏つた支持させ、又は反対させる教育というふうなもの、それは一つ／＼言つたからといって、これがどうだというものではないといふふうに思つております。やはり教育というものはそういうものだといふふうに私は思つております。

○龜田得治君 大分はつきりして來ましたが、私も教師が憲法を非常に重要なものとして教へなければならぬといふのは、これは九條だけじゃない。これは、第一條から全文に亘つて、あなたが今おつしやつたような立場で言つてゐるのです。だから、そういう立場でやることは、ともかく、先ほど例えて申上げたわけですが、いろ／＼な

ことをしやべるとしたら、ともかく七割程度は重点を置いてこれはやるべきなんです、現行制度がこれなんです。そこで、次にお尋ねするのは、そういうふうな憲法を熱心に教へて行きますと、これは当然現在憲法問題について各政党の政策が出ております。このうちで、やはりどうしても左派社会党とか、そういう特定政党を支持するように子供がなるのです。自然になります、これは。特にそういう意圖がなくても、で、この場合には、私は「ためのこ」、これには入らないと思ふのですが、文部大臣どうお考えになるのですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 再軍備をすることは憲法の趣旨に反する、これはもう憲法九條の存置する限り、憲法の趣旨に反することは明瞭であります。再軍備というか、戦力を放棄するといふことはもう間違いない。そのことを聞かせるといふことは、これは無論差支えないといふか、望ましいといふか、とにかくこれは問題になるべき筋合いではありません。で、その結果、子供が大きくなつて、大きくなつてです、ね、それが頭へ残つておつて、社会党を支持することになるかも知れません。これも当然前のことだと思ひます。なつてもそれをかれこれ文句を言う筋合いではない。私は、教育それ自身が、客觀的に見て、その与えられた教育が、子供の頭をいやだなしに特殊の政党に結び付けるような教育をするといふことがいふゆる「ための教育」、こういうふうな考えでおります。そういう教育は排斥せられなければならぬ。子供が考へて、又は大人の場合でも同じでありますが、再軍備をするこ

とはよくないといふことを言つたからといつて、大人の場合で言へば成るほど、そのほうが賛成だ。こつたつてすぐ社会党へ入る、こういうものじや私はないと思ひます。すぐ自由党から脱党して、よそへ行く……。これは、個々の政党といふものは、それ／＼よつて立つところの、何といふますか、政治上の主義という基礎もありますし、その政党を顯著に特徴付けるものもあります。いろ／＼ありますから、だから再軍備に賛成、反対といふことで、国民が簡単に、いやこの政党へ入る、あの政党を出る、こういうことには私はならないと思ひます。だから、そういう教育自体にです、そういういやだなしにこへ引張りつけて行くといふ客觀性を持たない限り、その教育を受けた子供が大きくなつて、それが頭に残つておつて、社会党に行きまして、それは勿論一方に偏した教育とは私は言えないと思ひます。無論先生が政治的なことをいろ／＼教へて聞かせれば、それは子供の政治的教養となり、又長じての判断力の基礎になるのでありますから、それが、先生の言われたことといふようなものがいろ／＼影響して、將來その子供が大きくなつて、自分の判断で政党を選ぶ、或いは自分の向うべき政治の道を選ぶ、これは当然にあるべきことであり、又そのなければならぬ。私が言うのは、与えられる教育が客觀的に見ていやだなしに社会党左派へ行かざるを得んような教育をする、それがいけないといふのであります。いやだなしに自由党でなければいかへ行きようがないような教育をすることがいけない、こういうことであります。

○龜田得治君 平たく憲法を説明して、自然に左派社会党なら左派社会党を支持する、そういうことになることは少しも差支えない。ただいやだなしにそこへ持つて行くようなやつはいかんのだ、こういうわけですね。その區別は一体どういふところなんですか。これは非常に大事なところなんですね。今後先生方がしやべろうとする場合に、この法案が出ますと、先ず関心はそこなんです。だから、そこでその區別を開きたいわけですが、例えば、憲法の話を先生が教室でする、子供からですね、この平和憲法を一番守ろうとしてゐるのはどの党か、こういう質問が出た場合に、それは左派社会党だ、これは差支えないでしような。(笑聲)先ず一つ／＼聞いて行きます。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は、社会党左派だけが憲法を守ろうとしておると思ひません。

○龜田得治君 先生の意見としてです。子供からそう聞かれた場合に、いろ／＼あるが、大きな党としては左派社会党だといふことは、これは私は別に今常識に反した答じやないと思ふ。そのことを言われるのは、これはどうなんです。

うと思ひます。だからして現行憲法を変えないのだといふことを仮にまあ或る政党が言つておる場合にも、だからといつて、これは現行憲法を守る政党はそこだけだ、こういうことは私は考へません。これは言葉の違ひかも知れません。違ひかも知れませんが、社会党左派だけが、若しくは社会党左派が最も憲法を守る政党であるといふふうには私は思ひません。私は学校の先生がそういう教育はしてもらいたくない。社会党左派が憲法を守るといふことが一番いいことであり、そして社会党左派が一番憲法を守つておる政党である、こういうことを子供に言うて聞かせるというふうなことは、これは私はやめて欲しいと思ひます。ただですよ。私は法律を守らないといふことは、とにかく反対があつても何があつても、例えば、安保条約、行政協定、こういうものは現在の法律秩序であります。又國が条約によつて一定の義務を負担しておる。だから、安保条約は、あゝいものはやめたほうがいい、行政協定はやめたほうがいい、やめたほうがいい、一定の手続を踏んで、この主張は差支えないでしよう。当前だと思ふ。政治上の意見としては、併し、行政協定といふものを、安保条約といふものを、現在の秩序といふものを、そのまま置いておいて、そして其地は取返せ、アメリカ人は追い帰せ、こういう議論はなさるべきではない。これは丁度憲法をそのままにして置いて、憲法をそのままにして置いて、戦力を保持せよといふ議論と同じであります。私はそういうことを言う者こそ法律を守らないといふことであつて、法律を当前の手続によつて、政治的な

手段によつてです、改正をする、これが改正をするという意見を言うた場合に、これは法律を守らない人間である、守らない、つまり憲法精神のないものだ、改正は反対だ、やはり現行のままです、こういふことを言う者が一番守るんだ、こういう議論は私は納得できません。

○亀田得治君 改正の問題も含めて、とにかく現行憲法のままで行く、と、そういうふうに関われた場合のことなんです。決して改正の手續を踏まんで憲法を破壊するとか、そんなことじゃない。勿論これは守ろうと言つたつて、それは改正して變えて行くことのできるその前提で私は物を言つておる。そこでね、文相は、あなたはそういう教育はしてもらいたくないと言われまますが、それではね、子供といふものはなか／＼／＼なことを尋ねますが、先生がずっと平和憲法の話、七分通り重みを置いて話をすると、そうすると、子供が、先生は一体その今のお話から言つて、憲法のことがかましく言われておるが、そういう立場から見ると、どの政党がいいと思うか、こう言われた場合に、先生はその返事をしたいのですか悪いですか。

○國務大臣(大連茂雄君) 私は先生が憲法の趣旨の説明をせられて、そうして……但しこの非常に重要な規定である第九條についても現行憲法をそのまゝ維持すべきである、或いは実情に応じてこれは改正をして自衛的な方法を講じなければならぬ、こういう両方の議論がある、その場合において自衛論を主張するものがこの政党内であり、或いは自衛論というか、改正して再準備を主張したほうがいい、こういうもの

のがこの政党内であり、そういうものはいけないというのがこの政党内であるといふふうな説明をされることの差支えないことはこれは当り前であります。ただ先生がそのいずれか一方の主張である改正しなければならぬといふ考え方、若しくは絶対に改正しちやいないのだという考え方、これだけを先生が子供に強力に教えて、そうしてそれならばその論を支持している政党はどこですかと聞いた場合には、それは社会党左派です、こういうことを言われることは私はいけないと思ひます。これは子供に特定の政党を支持させる教育だ、こういうふうには思ひます。但し教育のことではありませんが、観念的にはそういうことは言えますが、實際の問題としては、具体的の場合について実情について検討して見なければ、それ／＼のはつきりした意見はきまらないうちであります。併し観念的に言つて、子供にこの政策が一番いいのだ、これが最も基本的な一番いい政策なんだ、そうして一番いいことを先ず言つて、そうしてこれを堅持して譲らざるものが社会党左派である、こういうことを言へば、私は特定政党を支持させる教育である、こういうふうには思ひます。

○亀田得治君 そういふ言い方を私はしてゐるのではない。それは憲法を非常に公平に平たく説明して来て、最後に子供が、党のことを抜きにしてもいいが、それじや先生は今の憲法をそのまま守つて行くべきだと思ふか、こういうふうに関かれた場合には、これはいいですか。

○國務大臣(大連茂雄君) そのことだけであらば私は差支えないと思ひます。

○亀田得治君 そうするとそれが今度は第二段には、それを守つて行こうという政策を掲げている政党とは、これは当然自然的に結び付くわけですね、論理的に、例えばその場合左派社会党といふものを出さなくとも……と、こゝろがそうなる、例へば至らしめるに足りる教育、この「ための」ということは、こういうことも含んでいふことになつてから、そういうことになつてから、一応の判断力、批判力を持つたいわゆる大人であれば、左派が再軍備反対である、自分も再軍備に反対だといふ場合に、左派が再軍備に反対してゐるその点においては左派の政策に自分の考えが一致しているといふだけですが自分は左派を支持する、その他は反対する、こういう簡単なものじやないと思ひます。それ／＼の政策は、そのとき／＼に打出されるのでありますからして、同じ人であつても、この点については自由党の言うほうが正しい、この点については改進黨の言うほうが正しい、こういうことは思ふべきであらう、個々の政策の場合に、それに対する賛否とそうして政党そのものを支持し反対するといふ立場とは区別して考えなければならぬのでありますから、大人の場合において、そういうものが一方を支持させる教育、教育といつて言葉が悪ければ……、そういうものではないと思ひます。併し子供といふものはとにかく

大人の政治演説を聞きに行くのとは違ひます。第一先生の言うことは、子供は教わらうという気持を持ち、いわゆる先生の言うことによつて自分は教わるのだという受入れ態勢といふものができてゐる。そうして殊に年少の子供におきましては先生の言うことだけでなしに、一挙一動がこれに強い影響力を与える。影響力を子供に持つといふことは争うべからざることであります。

〔委員長代理郡祐一君退席委員長着席〕

でありますからして、大人に言う場合にこの程度のことは差支えないといふことであつても、私はこれは先生自身に自衛して頂きたいと思ふのであります。受入れ態勢を以て先生から教わらうといふことで、そういう身構えを持つてゐるもの、而もまた判断力も批判力もないのに、それを一方付けるような虞れのある教育といふやうなものは、私は望ましい教育だとは思ひませ

ん。ただこの罰則を以て規制せられる場合の教唆、扇動の対象になる教育といふことになれば、先ほど申し上げたやうにこれはルーズな解釈であるべきものでないことは明瞭なんです。でありますから、これはできるだけ厳格に解釈をして、いやしくも拡張解釈は許されはならぬと思ひます。併しそれならばこゝまではこの法律に觸れる、この法律の教唆、扇動の対象になる教育だ、そこから先は皆やつてもいい、こ

ういふふうに関切つて言われまして、私はやはり子供の発達段階、そういうものと併せ考え、そうして子供と教師との関係といふものも併せ考え、そうして学校の先生ができるだけ

子供の将来を損わないように、或いはその方向を歪めさせないようにして、素直に育つような教育をして欲しい、こ

う思ふのであります。十分注意してもらいたいと思ひますから、私は、それだけの教育なら大いにやつてもよろしいといふことは、私の氣持としては、言えませんが。ただこの法律としては、これは先ほど申し上げたやうに、極めて嚴重に解釈されなければならぬ。併しこの法規に觸れないからといつて、大

体同じやうに虞れのあることを、この程度までなら大いにやつてもらいたいといふことを私は言う氣にならないので

す。その辺を御了承願ひたい。

○亀田得治君 そうすると私が問題にしていることが必ずしも文相としては好ましいことではないが、併しそれが必ずしも直ちに三條の第一項の罪に當るものではないのだ、そういうふうにお考えのやうですが、もう一つそれじや例を挙げて聞きたいのですが、例え

ば今汚職問題と言へば、これはもう子供まで全部知つております。これは悪いことだといふことは全部知つております。そうするとこれはもう憲法問題よりもつと端的です、汚職をやつたのは一体どの政党か、だからあれはいいとか悪いとか、これが議論になつた場合は、これはもうはつきり先生としては結論を濁すわけには行かないと思

つてゐる。そんなことを結論を濁したら子供に対する道徳教育も何もできません。これはどうですか。

○國務大臣(大連茂雄君) 汚職とい

ますか、とにかく刑罰に觸れるやうなことを政治家がやる、或いは役人がそ

ういふことをする、それがよろしくな

の上でも、基本法の八条二項ではこうなっているが、ここではこの「ための」を抜いたほうが厳格に解釈するという点から形の上でもはつきりして来る。そういうふうにおやりになつたほうがよいと思いますが、どうでしょうか。

○國務大臣(大連茂雄君) この点は御指摘の通りにこの罰則規定をいやくも濫用の結果の起らないように厳格に對処する、できるだけ狭義に解釈するという点から見れば御指摘の通りであると思ひます。けれどもやはりこれも今のうちに広くも狭くも人によつて解釈は違ひましようが、「ための」という字がなければ、少くとも非常に広がつて解釈されるという虞れはなくなると思ひます。ただ問題は、私どもとして今度逆に非常に狭く解釈をせられて、特定政党という名前を出して、そうして共産党がいのだとか、社会党がいのだとか、こういうふうなはつきりした言い方をしなければこの法律論には関係ないのだ、こういう元來解釈が成り立つというふうになると、これは私も申し上げると、この法律を提案する趣旨は没却されるのであります。なぜ没却されるかという、学校の教育というものは、無論教育でありますから、いわゆる党勢拡張の場でもなければ、政党の勢力をそこで伸張させるための政治活動の場ではありません。これは飽くまでも教育であります。その場合に特定政党という名前を持ち出すということになれば、これは明らかに政談演説とか、明瞭な政治活動であります。そういう教育が私は学校の教育の場において行われるというのではないので、やはり子供の政治的な頭を作つてやるためのものであり

ますから、そこで何も具体的に政党の名前を出さなくても、とにかく一方的に非常に偏つた政治的立場をとらせるような、若しくはとらざるを得ないような教育をする、これが問題の焦点であります。でありますからして、肝心の目的は逸せられて、名前さえ出さなければ今度何を言つてもかまわないのだ、こういうふうになつてしまつたんでは、これは何のためにこの法律を出したかわからん。こういうことに実はなる虞れがあるのであります。そこで先ほどから申し上げましたように、政府部内におきましても、法制局長官、それから法務省の関係のことも非常に勉強、努力の結果、原案のような規定ができて、余り拡がらんような、又そうかと言つて、この法律案の目的を逸するようなことであつてはならない。だから特定政党の名前をさへ言わなければいいのだ、こうなつてしまつと、この法律が出れば誰も名前を出して共産党を支持する教育をせよなんということを言う人はありません。又現実においてもそんなことをはつきり打出して、いわゆる教唆、扇動の疑いのあるようなものはあります。だから実質的にいってそこに持つて行くような教育をする、それがいわゆる教育でありますから、政治活動ではないのでありますから、そこで私どもは原案によつて必要な最小限度のものを確保したい、こういうことで二項を入れたわけなのであります。ところが今度修正されて「ための」という字に變つたのであります。だから「ための」という字は今お話をありますように、人によつて比較的広く解釈される虞れがあります。私は原案よりも虞れがあ

ると思ひます。あると思ひますけれども、これは衆議院で修正されたのでありますから……、衆議院はむしろ二項のようになつていくことを書いておつたら困る、それよりこちらがわかりやすい、こういうことで修正されたので、その趣旨は私どもとしては反對する筋合ひはない。もと／＼教育基本法を守るといふことでありまして、この表現というのは、基本法そのまゝの表現を使つてゐるのであります。でありますからして、今のような御心配があることは、これは私は尤もだと思ひますが、さればという「ための」という字をみななくしてしまふ。二項もなくする。そうすると逆に非常に狭くなつて、非常に教育防衛の見地からいふと無意味なものになつてしまふ。私どもはこれによつて教育を防衛するつもりでありますから、無意味なものになつて来る、こういうふうには私どもは考へております。

○龜田得治君 これは刑罰がついておるから実は問題になるのです。これがなければ、「ための」があつても別に私どもそんなに文句を言いませんよ。ともかく、いやしくも先生を刑務所に入れるのですからね。刑罰の原則といふものは、これは私から言わなくても、九十九人逃れさせても一人の犯罪を作つてはいけません。これは何と言つても法全体の大事な基本なんです。大体法律を作つて、全部これに違反したやつを引つけてやろうといふことはできるものではない。それよりも實際はやつておらんだけれども、法律を無理にあんなに解釈されてぶち込まれることがよほど害になるのですよ。こういうのが一人出ても……、私はそういう

立場でこれを申上げた。それで、而もその処罰の範圍は、そういうふうになさくしても、この処罰されない諸君を放つとくといふわけでもないでしよう。処罰されない者に対しては、又行政措置とか何とか考える余地があるのですから、元來処罰するかどうかについて基本的な問題があるといふのは、これは午前中からのいろいろな質疑で明らかになつてゐる。そういう問題のあるものについて、いやしくも踏み越えて濫用の虞れのあるようなところこそ我々はとめるべきだ。うまく言ひ逃れをして逃げて行つてしまつた、これは私あつていいというのじゃないのです、冤罪者を作るよりもよほどそういうことは世の中を暗くする、そういうことは。私はそういう意味で、どうもさつきからいろいろ「質疑をして見た結果、なお更だもう「ための」といふものが大きな弊害を及ぼしそうだといふ確信が大分固つて参りましたので、まあこの程度でこの点は一つ一応打切つておきます。

そこで、次に大臣は、私いろいろな記録なんかを調べて見たわけですが、三条の濫用を防ぐ一つの方法として、三条の初めのほうに、目的を書いてある。それから第二番目に組織を通じてやつた場合、こういう二つの条件があるのだ、だからこの条件があるのだから、「ための教育」といふものは相当広い場合もあるかも知れませんが、この二つを考えると大分そこは制限されるはずだ、こういうことをほう／＼でおつしやつております。ところがこれが私どもいろいろなこういう關係の刑罰規定を實際に、実務で取扱つた経験から申上げるのですが、一番初めに書いてある

目的ですね。これは何らの制限の保障にはならないのです、こんなものは。なぜかと言ひますと、特定の政党の力の伸張又は減退に資する目的をもつて、こういうわけなんですから、これは一番終りのほうに書いてある特定の政党を支持させ、又は反對させるための教育、これとちつとも變らないのですよ。變らないと申上げるのは、つまり特定の政党を支持させ、又は反對させるようなことを言つと、どこかで言つと、その中にその目的といふものは含まれてゐるのです。同じ一つの行為を、言葉を二重に、二つ書いてあるだけなんです。だからこんなものは何ら制限の保障になりませんよ。そうじやなしに、例えば初めのほうの書き方が、特定の政党と何か具体的な連絡をとつて、そうしてこう／＼こういうことをやつた。こういう場合にはさういつた具体的な連絡があつたのかどうか、この点が裁判で先ず議論になりますからね。だからそれがなければその教室における行動差支えない、その教唆、扇動の行為差支えない、こうなつて来るのです。だからこんな「目的をもつて」といふような、あとの行為に含まれてゐるようなものを、ここで二つ三つどんなに書いてあつたつて何にもならない。その人の主観でさういふにでも解釈できるから、この点あたこんなもののが何かの保障になるとお考へですか。

○國務大臣(大連茂雄君) まあこういう法規の解釈については、龜田君は専門家でありまして、十分敬意を持つて私は拜聴するのであります。ただ私の考へを申上げると、支持させ、又は反對させるための教育、その「ため

目的ですね。これは何らの制限の保障にはならないのです、こんなものは。なぜかと言ひますと、特定の政党の力の伸張又は減退に資する目的をもつて、こういうわけなんですから、これは一番終りのほうに書いてある特定の政党を支持させ、又は反對させるための教育、これとちつとも變らないのですよ。變らないと申上げるのは、つまり特定の政党を支持させ、又は反對させるようなことを言つと、どこかで言つと、その中にその目的といふものは含まれてゐるのです。同じ一つの行為を、言葉を二重に、二つ書いてあるだけなんです。だからこんなものは何ら制限の保障になりませんよ。そうじやなしに、例えば初めのほうの書き方が、特定の政党と何か具体的な連絡をとつて、そうしてこう／＼こういうことをやつた。こういう場合にはさういつた具体的な連絡があつたのかどうか、この点が裁判で先ず議論になりますからね。だからそれがなければその教室における行動差支えない、その教唆、扇動の行為差支えない、こうなつて来るのです。だからこんな「目的をもつて」といふような、あとの行為に含まれてゐるようなものを、ここで二つ三つどんなに書いてあつたつて何にもならない。その人の主観でさういふにでも解釈できるから、この点あたこんなもののが何かの保障になるとお考へですか。

目的ですね。これは何らの制限の保障にはならないのです、こんなものは。なぜかと言ひますと、特定の政党の力の伸張又は減退に資する目的をもつて、こういうわけなんですから、これは一番終りのほうに書いてある特定の政党を支持させ、又は反對させるための教育、これとちつとも變らないのですよ。變らないと申上げるのは、つまり特定の政党を支持させ、又は反對させるようなことを言つと、どこかで言つと、その中にその目的といふものは含まれてゐるのです。同じ一つの行為を、言葉を二重に、二つ書いてあるだけなんです。だからこんなものは何ら制限の保障になりませんよ。そうじやなしに、例えば初めのほうの書き方が、特定の政党と何か具体的な連絡をとつて、そうしてこう／＼こういうことをやつた。こういう場合にはさういつた具体的な連絡があつたのかどうか、この点が裁判で先ず議論になりますからね。だからそれがなければその教室における行動差支えない、その教唆、扇動の行為差支えない、こうなつて来るのです。だからこんな「目的をもつて」といふような、あとの行為に含まれてゐるようなものを、ここで二つ三つどんなに書いてあつたつて何にもならない。その人の主観でさういふにでも解釈できるから、この点あたこんなもののが何かの保障になるとお考へですか。

目的ですね。これは何らの制限の保障にはならないのです、こんなものは。なぜかと言ひますと、特定の政党の力の伸張又は減退に資する目的をもつて、こういうわけなんですから、これは一番終りのほうに書いてある特定の政党を支持させ、又は反對させるための教育、これとちつとも變らないのですよ。變らないと申上げるのは、つまり特定の政党を支持させ、又は反對させるようなことを言つと、どこかで言つと、その中にその目的といふものは含まれてゐるのです。同じ一つの行為を、言葉を二重に、二つ書いてあるだけなんです。だからこんなものは何ら制限の保障になりませんよ。そうじやなしに、例えば初めのほうの書き方が、特定の政党と何か具体的な連絡をとつて、そうしてこう／＼こういうことをやつた。こういう場合にはさういつた具体的な連絡があつたのかどうか、この点が裁判で先ず議論になりますからね。だからそれがなければその教室における行動差支えない、その教唆、扇動の行為差支えない、こうなつて来るのです。だからこんな「目的をもつて」といふような、あとの行為に含まれてゐるようなものを、ここで二つ三つどんなに書いてあつたつて何にもならない。その人の主観でさういふにでも解釈できるから、この点あたこんなもののが何かの保障になるとお考へですか。

目的ですね。これは何らの制限の保障にはならないのです、こんなものは。なぜかと言ひますと、特定の政党の力の伸張又は減退に資する目的をもつて、こういうわけなんですから、これは一番終りのほうに書いてある特定の政党を支持させ、又は反對させるための教育、これとちつとも變らないのですよ。變らないと申上げるのは、つまり特定の政党を支持させ、又は反對させるようなことを言つと、どこかで言つと、その中にその目的といふものは含まれてゐるのです。同じ一つの行為を、言葉を二重に、二つ書いてあるだけなんです。だからこんなものは何ら制限の保障になりませんよ。そうじやなしに、例えば初めのほうの書き方が、特定の政党と何か具体的な連絡をとつて、そうしてこう／＼こういうことをやつた。こういう場合にはさういつた具体的な連絡があつたのかどうか、この点が裁判で先ず議論になりますからね。だからそれがなければその教室における行動差支えない、その教唆、扇動の行為差支えない、こうなつて来るのです。だからこんな「目的をもつて」といふような、あとの行為に含まれてゐるようなものを、ここで二つ三つどんなに書いてあつたつて何にもならない。その人の主観でさういふにでも解釈できるから、この点あたこんなもののが何かの保障になるとお考へですか。

の教育」という「ための」という字は私の解釈するところでは、その教育に当る先生がそういう目的を持ち、反対させようとするためにする教育、こういうふうには私は解釈しておりません。「ための教育」ということは、その与えられる教育をどういうつもりで教育をやつたかやらんかは、これは先生の考えは別として、その教育だけを取出して客観的にこれを調べて見るというところ、その教育の中にそういうふうな特定政党の支持に持つて行くような客観的の要素を含んでおるそういう教育、つまり教育そのものの客観性のうちにこの「ための」という要件が必要である、こういうふうには考えられておる。先生がそのつもりでやつたかやらんかというのはこれは別論であります。私はこういうふうに考えております。それでそういう「ための教育」という内容の教育が、果して特定の政党の政治的な勢力の伸長になるのか減退になるのか、これは全然知らない人が仮にあるといたします。仙人みたいな人があつて書齋に引籠つておつて、そうして自分の研究をして、そうして現在の世情には全く暗い、現在の政党には一体どういふ政党があるのか、どういふ政党がどういふ政策を主張し、どういふ政治的な主義の基盤に立つておるかということを全然知らない人が、これが何れの教職員団体の会合に出て、そうして教職員諸君はまさにかくのごとき教育をしなればいけない、こういう仮に演説をしたといたしますと、その人は知らないのです。そうしてその内容はそれをそのままその先生の言う通りを教えれば、それはいわゆる「ための教育」という内容に合致する、その観念

に合致する内容を持つておる。そういう演説をして、教職員たる者はよろしくかくのごとき教育をしなければいけません、こういうことをまあ義務教育学校の先生の集まる教職員団体に出てそういう演説をしたと仮定します。その場合にその人は何も特定政党の政治的勢力を伸長させるなどという目的は持つておらないのです。これは非常にあり得ない例のようではありますが、観念としての問題であります。私はこういう場合に、その演説をした人にこの法律の罰則は適用されないものであると、そういうふうに考えておる。その「ための教育」ということに当るか当らんかは、これは与えられる教育自身について客観的なものとして「ための」要素があるかないかは、これは検討せらるべきで、そうして今度は主観的に教唆扇動する人が特定政党の政治的勢力を伸長する目的をもつてやるということがこの犯罪の成立する要件であります。従つて両者の場合には、あなたが今仰せられたような、もう言わなくてもわかり切つておるといふ場合もそれはあります。併し観念的にいえばやはりこの目的がそういう犯罪を成立する要件である、これは全く無意味な要らん文句ではない、こういうふうに私は思つております。

○龜田得治君 要らん文句ではないんです。私はこういう趣旨のものを是非置いてもらいたいと思うんです。置いてもらいたいんですが、その書き方であつては置いたも置かんでも一緒である、そういうことを申上げておるんです。それも先ほど申上げたように、「特定の政党を支持させ、又はこれに反対させるための教育」、これを教唆

扇動したということが断定されればもうその断定の中に同じことが、お前はそういう目的であつたに違いない、そんな目的でなしにあんなことを言うはずはないじやないか、こういうふうにはずしつけられればそのままになつてしまふ。それは本当に誰が見てもあの人は仙人のような人で、そんなことは、現実の政党がどうなつておるか全然知らないんだからそんな目的を持つはずがない、こういうふうに、ひよこつとどこからか降つて来たような人間がこういうことをやつた場合にしかそういうことは言えない。そうでない場合には、あれはけしからん、あれは一つやつつけてやろうということになれば、もうこの行為自身で目的というものゝが断定されてしまふ。そういうものを幾ら掲げてもあなたがちつともこれを守つてくれることにはならない。だから折角こういうことをお書き下さるのであれば、例えば特定政党と連絡をとつてとか、そうしてこう／＼こういうことをやつた、こういうふうにも書けば、これはもう相当いい保障になるんです。だからあなたの濫用されないうようにというお氣持を私は酌んで申上げておるわけです。その氣持を活かすためには、もう少しこれを具體的なものに書き替えませんと、折角のあなたの好意が通じない。だから俺の意思に反して法律ができたあとにいろいろなことがある、あれはそんなことでなかつたんだ、こういうことを言つても取り返しがつかないから申し上げますが、その点は御了解願えると思います。が、願えればこの点はもう少し具體的なものに改められるようにしてもらい

たいと思いますが、もう一度これをお聞きします。

○國務大臣(大連茂雄君)　まあ御論旨はよくわかります。「ための」という字があるから、だからその目的というものは通常の場合さような教育を教唆、扇動したということ自体によつてその目的というものが立証されるんじゃないか、従つてこれを特に目的罪として規定したことには大した意味はない、又これを拡張解釈的なことから守る上において大したことになる、こういう御趣旨であつたと思います。この「ための」、これは私は支持させる教育という字が、仮に「ための」という字が外れた場合に、それこそ私は初めの目的罪にした意味は殆んどなくなつてしまひはしないかと思ひます。これは共產党がいいんだとか、社会党がいいんだとか、こういう教育をせよという場合には、極めて狭義に解釈されたとして、そういう場合には、もう目的を特に規定することは本当は全くないだらうと思ひます。ただ「ための」という字があるから、これは今申上げたように、その教育者の主観的な目的をそこへ表わしたものと私は解釈しておらん。「ための」という字は、特定政黨を支持させる教育、そういう端的なものよりも、そこへ自然に子供が持つて行かれるようなそういう教育、こういう意味に解釈をしておりますから、つまり幾らか極めてはつきりした、どの場合も、そこは幅が拡がる、その場合よりは、そこは幅が拡がる、その場合にはやはり目的を持つてしたかどうかということは、やはり私はこの法律ができるだけ適用が嚴格にされる意味において、この法律が「目的」という字

があつたほうがやはりいいんじゃないか、こう思います。「ための」という字がついたから目的罪にすることが、もう同じことを見ようによれば重複しておるんだということにはならないので、「ための」という字がむしろなければ、そのときこそ殆んど目的罪ということにした意味は私はないと思います。「ための」という字があつて、そこに実際から言うと扇動者の意思がそこへ露骨に現われておらんという場合、而も教育基本法の上から見てこれではどうしても困るという、そういう教育を補足しようとするばこそ私は前の「目的」というものがそこでものをいつて来る、こういうふうに思います。

○龜田得治君 いや、これはもうそういうことになりません。「ための教育」というのは、勿論これは客観的に判断される問題なんです。問題なんですが、その客観的に判断されてしまえば、これはもう第三者の教唆した人の主観的な目的というものはもうそこから引出されてしまうんだから、折角一つの制限を加えるのであれば、こういうことでは大した制限に実際上なりませんよ。これは一つまだ時間があるわけですからお考えを願いたいと思います。もう一つはこの「組織又は活動を利用し」、これが一つの条件になつてゐるんだ、こういうことが盛んに言われているんです。ところがですね、これは文部大臣の私記録だけを見た説明にすぎますと、非常に教唆、扇動者を或る場合に救うために書かれている条件のように盛んに強調されるのです。が、実際問題としてはそうじゃない、実際問題として問題になる点はそういうことよりも、この組織又は活動を利用

用する。その場合には、教唆、扇動した第三者の教唆、扇動は認めて行く、こういうところに実は決して教唆、扇動者を保護するとか何とかいふやなしに、いわゆるこの法の前の平等性をこれは破壊する私規定だと思つてゐるんです、現状から行くと、組織又は活動を利用してやる、具体的にはなんでしょう、教職員組合ですね、その場合にだけいけないのだ、それ以外の場合にはそういうものを通じて直接先生がたに対して教唆、扇動をやるのはいいのだ、こういうふうになるんですが、この点は非常に不平等があると思ひますが、私これは憲法上も許されない差別扱いだと思ひますが、どうお考えでございますか。

○岡部大臣(大津茂雄君) 決してこれは教唆、扇動行為のうちには差別を設けて、そうして一部を保護するとか、これはさういふ教育を教唆、扇動するといふようなことを保護するとかなんかないやうなことは勿論ありません。ただ世の中の一般常識として、一般の言論として、或いは思想活動として、常識上許されたいわゆる言論活動というのがありましよう。そしてこの法律は常に御議論にあるように、とかくその問題と或る程度密接な関連を持つ場合があるのではありません。そこでこの法律案を作るに当りましては、学校教育の中立性を堅持するといふ立場だけで考えるならば、いやしくもこれに対して不当な教唆、扇動を以て働きかけて来る、こういうものは一切お断りするというのが当然であります。併しそれでは世の中の実情というものを考えて、やはり今日の社会に影響を及ぼす、つまり反

社会性の事実上の程度、性質だけではない。それに限定してこの法律を適用しなければ、ややもすると行過ぎの問題が起るであらう。そこで考えられた、つまりしほつて作つたのでありますが、その第一には今の一定の政治的勢力の伸長を目的とする、こういう目的を先ずかぶせる、これが第一の制約であります。この場合においてもその目的があらうとならうと、具体的にさういふ偏向教育を教唆、扇動するといふことが好ましからざることは当然でありますから、目的があらうとならうと、これを取締るというか、禁止するといふことはこれは当然であるかも知れません。併し実際にいふのはその目的があるといふことが一つの条件なんです。次には教職員団体を通して行ふ、これも実際にいふのは学校の先生に対しては特殊の強い支配力を持ち、影響力を持つてゐるのです。現在大した影響力、支配力といふものがなければ、それが側からいふ／＼な言論があり、まあいゝゆる教唆、扇動があつても、それを一々気にして罰を以て臨まなければならぬといふことは、実際の必要を超えらるものであります。実際にいふ強い影響力を持つものだけに限定してもいいのじやないか、これが第二点であります。それから義務教育諸学校だけにこれを適用する、これも義務教育といふものの特殊の国家的性格からみて、そして又それが極めて年齢の行かない子供を相手にしている、つまり一番影響を子供に今度は与え易い立場の教育であります。だからそれに限定をしてもいいのじやないか。現に今日高等学校におきましても随分限に余る偏

向的な教育が行われておるといふ事例を私も聞いております。高等学校まで持つて行かなくても、とにかく義務教育諸学校、つまり小、中学校のところで一応止めておいていいのじやないか、そこまで神経質に手を伸ばさんでいいのじやないか。それから教職員に対する働きかけ、これも一つの限定であります。さういふふうには現実の中立性を守るためにできるだけ行過ぎに亘らないように、あらゆる点を考えてこれをしほつて、必要の最小限度と申しますか、見ようによつては必要な限度には及ばないかも知れない程度にこれをしほつたのであります。でありますからして、具体的問題といたしましては、例えば學者が或る新聞に教職員諸君に望む、こういう論説を書いて、そして日本の学校における教育はかくのごとくならざるべからず、さういふ言論を発表した、これはあることであります。さういふことは社会の常識として、いわゆるさういふことをしたからと言つて、今日それを直ちに学校教育を蹂躪するものとしてこれを取締るの對象にするといふことは、少くとも社会の常識と申しますか、これは違法性の観点からみてこれは尋常であります。新聞紙上にさういふ論文が出たからと言つて、それは思つておるのではありません。さういふ意味においてしほつて実際の必要の点からみて、必要の最小限度にとどめたい、さういふ氣持で出したのであります。さういふ氣持で教育の基本法に指でも触れるやうなものは、さういふ教唆、扇動はことごとくこれを罰しなければ不公平になる、平等性を破壊する、さういふことは私はないと思ひます。法律というものは殊

に判例を以て接する場合に平等性というやうなことはない、社会の秩序を維持するための必要な最小限度に限るべきことは、これは刑罰法例としての当然の制約であります。でありますから、これをしほつて来たといふことは、私は御議論の對象になるとは思われぬのであります。

○龜田得治君 これは一般に、例えば破壊活動防止法、あの場合には主として左のほうを對象に實際の氣持はされてゐた、併し立法の形式は飽くまでも暴力行為に対する右左を問はず對象にされてゐるわけです。これは私立法上の技術としては当然さうあるべきだと思ふ。それから例えば暴力行為等処罰法、これもこれは勿論職前の議會で可決されるときには、これは主として右の暴力団、さういふものに対してあれは向けられたはずなんです。併し形式としてはその後例えは労働運動、農民運動なんかにさういふ同じやうな事態があつた場合には適用されておる。併し当初においては一定の目標をもつておる。もつておるのだが立法の形式は飽くまでもさういふ差別扱いをしないやうなやり方をとつておるのです。これは私は正しいと思ふ。何だ一方のほうだけやつてそれじやそれから除外されたものは同じやうなことをやつてもいいのか、これをやれば、例えばボス的に教師に圧力をかけるとか、個人が……、さういふものは逆に言うて公認されることになつてしまふ。あなはこんなことは望ましくないのだ、ただ刑罰の對象にしないだけだと言ひますが、さういふ言ひです。普通の刑罰法規の規定から言ふならば、当然兩者が、余りさういふ事態はない

かも知れんが、併し絶無とは言えないのですから、一方のほうをやるのであれば全部が、若しあつた場合には全部がかかるように講じなきゃならぬ。これが常識です。それを特にこれを除くわけなんですかね。だからこれは私重大な、やはりさういふ意味で立法技術上もこれはまずいし、非常に不平等な扱いだと思ふ。じやこれを除いてこの「組織又は活動を利用して」といふものをとつてしまふと仮定しまして何も差支えないじやないですか。いや現実の問題になるのは日教組だけなのだ、私はさう思ひません。ただ各論ですから実はあなたの氣持も相当酌んで話しておるわけなんです、さういふ立場だといふふうにはこれは誤解されちや困るのですが、とにかく日教組だけだ、さういふことはよく分つてゐる。たゞえそれであつても立法としてはこんなものを除いておいていいじやないですか。あとは法律の運用の問題でしよう。現実にはそれが日教組を通じてだけのものを問題にしなければならぬとあなたのほうがお考えになるのであれば、法を司る人がさういふふう運用して行くだけなんだ。これはあなた破防法の場合だつて暴力行為処罰法の場合だつて同じことなんです。さういふことを特に出して来るから余計いろいろなところに問題が起きて来る。それから、現にそれじやさういふ組織を通じて以外のやつは絶対に問題にする必要がない、こんなことはあなた断定できないでしよう。それは数が少いとおつしやるかも知れんが、併し数が多いか少いかも余りつきりしないのです。数が多いいつて何かいろいろな実例をあなたお出しになつたやう

ですが、いろいろ文部委員会で証人を調べたりしていると、どうもはつきりしないものもある。午前いろいろな事例なんかも羽仁委員から聞かれた場合、従来国家公務員として従来いろいろな何か処罰か何か受けたものがあるのか、そういうものについても余り明確じゃない。だからそういう点から考えても、こういう人を差別扱いするようなこれは「組織又は活動」と書いてあるからまあいいのですが、これは実際は日本教職員組合を利用し、これと実態はちつとも変らんのです。あなたの委員会の記録なんかを見てもちつとも変らん。だからこういうことは絶対にどういう立場の人が立法する場合でも避けてもやわなければならん、これは社会党がやる場合だって、社会党がやる場合にもどうもあいつ社会党に反対するからあの辺を狙つて……、こんなことは考えないでしようが、考えないとしても、その場合の立法形式というものはそんなものであつてはならない。これはだからこれを消したからといって、何もこの法の目的が達せられんわけじゃないのでしよう。だからこれは是非消してほしいと思う。どうですかね。

○國務大臣(大達茂雄君) 成るほど一定の犯罪として法律に規定された行為を甲のものに対しては処罰する、乙のものに対しては処罰しない、こういうことであればこれはあなたのおつしやるように不平等であり、これは不都合な立法であると思います。この法律は何も教職員、いわゆる日教組というものだけを対象にしているというわけではありません。現実の問題として日教組がこれに非常に関係のあることは私もそう思います。思いますけれども、

も、日教組であらうと何であらうと、教職員を主たる構成員とする団体の力を利用して、そうして呼びかける場合には、これはことごとくこの法律によつて取締りを受けるわけであり、日教組だけに限定をしてこの法律を適用する、こういう考え方でないことは、これは法文を御覧になつて、亀田君は専門でありますから、この点は一の疑いも容れないと思います。ただ現実の問題として誰が教唆煽動に力を藉すかということになれば、これは事実上の問題であります。事実上の問題。法律の建前としては日教組だけに適用する、こういうものではないことは極めて明瞭であります。そうしてこれは先ほど申し上げたように、多いから少いからというのじやありません。こういう教職員団体の力を通して来る場合には、それが教職員に及ぼす影響力が強い、非常に強い影響力を持つてゐる。だからさうな危険からこれは守るのだ、こういう意味であります。そうしてこれは御覧になる通り、犯罪の構成要件であります。犯罪の行為の態様であります。これだけの要件が揃わなければ犯罪にならない、だからこの形態を備えた行為をするものは誰でもこの罰則の対象になる、だから初め「何人も」と書いてある。決して人によつて同じ行為を甲には適用して、乙には適用しない、さうなことはしないことはこれは法文上明瞭であります。これは犯罪の構成要件として教職員団体の力を利用して、こういうことにきめたのであつて、何も日教組という特別なものがやつた場合だけをやるということではない、これは明瞭であらうと思います。

○亀田得治君 そういう形式的なこと

は勿論私も法文を読めばわかるわけなんです。ただ実際問題としては日教組がどういう立場をとつてゐるか、それに対して反対をしておられる人はそういう団体を持つておられない、これは具体的に言えばですね。そうすると、その団体を持つておられない人たちのほうがどん／＼侵入して来る、こういう恰好になるんですよ。結果においては非常な不平等な結果になる、このことを私は言つてゐるのです。誰でもこういう形をとれば処罰されるのだから平等だとおつしやるのですが、一方のほうではさういふ形を利用できない状態になつてゐるわけなんです。それがいいか悪いか別です。現実の状態はさうなんです。だからその人たちに對してはとにかく先生に圧力をかける、これは相當やれる、さうなんです。この間でも自由党の党報ですか、あれが配られる、好ましいかどうかは別にして、とにかく非常な差別扱いを受けますよ。それを社会党もやつたらしいじやないか、さうおつしやるかも知れませんが、社会党のほうではさういふ形をとるような今状態にはないでしよう。だから個人的な立場をとらうとするものは、はつきり言つて自由党なんだからこの法文の形だけをとつて私言つてゐるのじやない。これが実行されると実際には政府のほうのやつだけがどん／＼入つて来る。さういふことは私は甚だおもしろくない、どうも教唆煽動が悪いのであれば、政府がさういふことをやるのも取締れるようにしておいてもらひませんか困るでしよう。これは反対があるにかかわらず成立したということになれば、やはり法治国ですからこれは何とか守つて行く

ということになる。そうすると教職員組合のほうも或る程度いろいろ動き方について自制をするでしよう。その際には一方のほうだけが法文にない、ですから抜けておつたらおかしいことになつて、これは私はそんな形式じやなしに、実際の情勢から判断して御了解願ふと思ふ、どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 或る団体が果して教職員を主たる構成員としてゐるかどうか、これはそれ／＼の団体について現実に調べてみなければわかりません。この法律におきましてはその意味は大体過半数が現職の教職員を以て組織されてゐる団体、さういふふうに解釈をしております。これは日教組以外にも各地に教育会であるとかいふものがある、この教育者の団体といふものがあつて、私は承知しておつておるかどうか等の点についてはつまびらかではありません。これは日教組といふ組織を通じて、さういふ強い影響力を持つてゐる、つまりさういふ活動を通してさういふ教唆、煽動をするといふことに特殊の社会的な危険を感じる、特殊の反社会的な危険をそこに認める、さういふ趣旨の、従つてそれを犯罪の構成要件として取入れた、さういふだけのことであります。決して不公平を考え、特にどれかをいじめ、さういふような趣旨は少くともこの法文からは私は出て来ないと思ひます。又私の提案した気持からいつても、さういふ気持は毛頭ないのであります。

例を以て申上げるというと、例えば或る教職員団体の招聘に応じて、或る先生がその教職員団体の会合にです、大会とかその他の会合に出席をして講演をした、その場合に教職員団体は知らないのですよ、さういふ講演をするのか。それはあらかじめ打合せてあるわけじやない。その場合にその教職員団体の会合にその人が臨んで、その先生がさうして教職員に對して、あなたがた教職員は日本の将来のためにさういふ教育をしなればいかん、つまり特定な政党を支持するやうな教育、さういふ内容の教育を演説をして、教職員はかくのごとき教育を施してこそ初めて教職員の値打がある、子供に對してさういふ教育をしなさい、さういふ工合に演説をしたとします。これはこの場合、この教唆、煽動に、それがその人が一定の政治的目的を持つてそれをした場合には、これは教唆、煽動に該当するのであります。この場合にこの教職員団体自体はこれは何らこの犯罪に触れることはない、何もさういふ講演をしてもらいたい、又さういふ講演をさせるために連れて来たんだではない、ただ先生に講演を頼んだところが先生がさういふことを言うのであります。決してこれは特に強い影響力を持ち、それを言うてみたところ、実際に何も大した影響がない、従つて日本の教育がそこから来る危険を感じるやうな心配は先ずない、さういふ場合にそれまで取上げて一々罰則を適用しなければならんということはない。いわゆる先生が教育者に對して、さういふ先生が教育者に對して、或いは日本の教育はかくのごときでなければならないといふやうなことを論じられるといふこと自体をとめるという

ことは、これは社会の進歩に対する、或いは思想言論に対する抑圧ということになりましよう。でありますからそういうものはやめて、そして最小限度に現場の教員に強い影響力を持つものだけに限定をした、こういう趣旨であります。これは決して日教組に対して特につらく当たるとか不平等の扱いをするとか、そういう気持は毛頭ありません。先ほど申し上げたように、この種の立法をする場合においては、できるだけ一般社会的の進歩を阻害する、思想言論に対する圧迫にならないようにとの配慮から、特にさしおきがない強い影響力を持つものに限つてこれをやる。そういう意味においてこの犯罪の構成要件をきめた、構成要件をきめたんです。その人によつて。同じことをしても甲の人間には勘弁する、乙の人間は罰した、こういうことでないことは、冒頭に「何人も」という字が使つてある一点から明瞭であると思ひます。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

午後六時二十五分速記中止

午後六時五十四分速記開始

○委員長(川村松助君) 速記を始めして下さい。

七時半まで休憩いたします。

午後六時五十五分休憩

午後七時五十一分開会

○委員長(川村松助君) 再開いたします。

○亀田得治君 引續いてお尋ねいたしたい点は、本件の二法案違反の事件が起きた場合、どういふ裁判が行われるか、こういう点について文部大臣がこの法案を作られるときに、どういふ

うにお考えになつていたか、こういう点、処罰する以上はどうしても証拠が揃わないといけないうわけですね。こういう事件の証拠と言へば、一つは子供の側の証拠、もう一つは先生の側の証拠、それからもう一つは教師の同僚の側からの証拠、それから第四に考えられることは、父兄の側からの証拠、これはまあ、併し考えられるだけのものをここで考えてみておるわけですが、この中で一番直接的なものは、これはもう子供からの証拠なんです。私はこの点は非常に扱い方が間違ひますと、恐ろしい結果になると考えておるので、そういう点を十分考慮になつて、こういう罰則というものを考えられたのかどうか。ただ反社会性が認められる、これはけしからんから処罰するんだという、そういうことばかりに余りこだわら過ぎたのじやないか、こう私は感じておるので、この点如何でしようか。

○國務大臣(大達茂雄君) これが裁判になつた場合に、立証に關係する、何と言ひますか、取扱いと言ひますか、こういう点については私に不案内であります、只今お話をになりましたやうな、証人について調べるという場合は勿論あると思ひます。ただ犯罪になる行為は、いわゆる教唆、扇動の行為でありますから、教唆扇動のあつたか、なかつたかという点を中心の問題であらうと思ひます。これは教唆、扇動の行為がそれ自身を独立の犯罪として規定してあるのでありますから、その規定によつて、現場の教室で、教唆、扇動によつて、現場の教室で、特定政黨を支持させ、又は反対させるやうな教育が行われたということは必ずしも犯罪の成立には關係がない。

要するに義務教育諸学校の教職員に対して教唆、扇動というやうな働きかけというものが到達するということ、犯罪としては一応成立する、かように考えます。ただ実際の問題として、それによつて学校の教育が乱されたという場合に、教育委員会が請求する場合が多からうと思ひます。従つてこれは一々の場合については今お話をいたしましたやうな、先ず教唆、扇動の事実が立証されるということが先決の問題であります。そしてそれに伴つて偏面的な教育が行われたかどうかという点についても、恐らくは裁判所は諸般の事情、或いは刑の量定等の關係から言つて、その調べをすることであらうと思ひます。これは今御指摘になりましたやうな場合が生ずることは当然にあり得ると思ひます。

○亀田得治君 私の言ひ方が少し足らなかつたのですが、この特例法の改正によりまして国家公務員に準じた取扱ひをされます。従ひましてこの教唆、扇動を受けまして、或いは受けなくて、教師がいわゆる偏向教育をやつたという場合には、当然この特例法の改正案によればそれが処罰の対象になるわけですね。教唆、扇動が問題になるのも、やはり教唆、扇動に伴つてやうな事態が起きた場合に、これは今文相も言われた通りの場合に、主として私問題にならうかと思ひます。如何にこれは独立犯として規定されておる教唆犯であつても、何らの実害が出ておらないという場合には大してこれは問題にならないと思ひます。教育委員会もそういう場合にはいろいろ注意する程度でとめるのではないかと思ひます。だから従つて結局はいわゆる偏向教育と

いう事実がどうかにあつた、こういうことが一番問題にならうと思ひます。教唆、扇動の場合であれば、子供といふものが、その場合に、処罰する場合に子供を調べる必要は必ずしもない。ところが今申し上げたように、ともかく子供に対する教師の国家公務員法違反の行動による教育活動が行われたと見る場合には、最大の証拠といふものは、子供なんです。教育をされた子供なんです。この子供といふものを証拠にするのは、これはなかなか証拠法上の問題があるわけなんです。だから今文部大臣は中立確保法のことに関連しておつしやつたのですが、私の申し上げるのは、むしろ特例法の場合、特例法の場合でも一番問題になつてゐるのは今申し上げたやうな事態、やうなて来ると子供が証拠をとる方法として大きく出て来るわけですね。これをどのやうにあなたは考えられるか。

○國務大臣(大達茂雄君) 特例法の規定する政治行為の制限は、教育公務員に対して課せられた制限でありますけれども、併しそれは教室内における教育活動といふものを対象とする觀念ではあります。教職員の身分を持つておる公務員の個人的な關係において政治活動をする場合、その一定の目的を持ち、又一定の人事院規則に定められたる行為をする場合、それに対して、これを禁止する規定と罰則の定めがあるわけでありまして、これは学校内における教育といふものは、少くとも観念的にはこれは關係のない事柄であると思ひます。学校の教育の場においては、偏向教育といふものは、本日申し上げますように、直接これが罰則の対象となつておらない。これを罰則の

対象とする場合には、教室にいわゆる警察官の手が入つて来る。又警察の手が伸びて来る。教員の公務である、教室といふ公務を遂行する場合、その一つについてこれが偏向である、これが法律違反である、こういうことで罰を以て臨むということは、私は極めて行き過ぎの場合を生ずる。であるからして、これは教員の自衛自衛に待つのである。ただその場合に、ただ職務上の問題であるからして、職務上の行政処分、そういうことが加えられるということは当然考えられます。これは現在においてもやうである。現在においても基本法八条二項といふものがある限り、それは同様であります。この規定によつてその点は何らの増減をする点はないのであります。特例法の規定は、教育公務員たる身分を有する個人に対して、特定の政治活動を禁止する規定であると私は考えております。御指摘のやうな子供を相手にする教員の政治行動、これが犯罪として、これは或いは私の記憶違いであるかも知れませんが、間違つておるかも知れませんが、公職選挙法において児童を使つて、児童を利用して選挙運動をするということが禁止されてゐると思つております。で、これは公職選挙法において、児童を使つて選挙運動をするやうなことは、それ自身がこれは選挙の公正を害するやうな立場から、公職選挙法において禁止されてゐる規定であり、又罰則を以て臨まれてゐる規定であります。こういう場合には、現在現行法にあるやうな選挙運動の制限について、子供を証人に呼ぶといふ場合も起るでございませう。併しこの特例法の場合には、これは子供

に対する教育活動に対する制限ではありませぬ。むしろこの人事院規則の中に「この規則の如何なる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行すべき行為を禁止又は制限するものではない。」という規定があるのであります。これは個々の場合について考えなければならぬのであります。或る場合においては、この人事院規則に抵触するような行為があつても、それが職務としてなされる場合には、本来の職務としてなされる場合には、むしろその違法性を阻却するという規定まであるのであります。でありますからして、この特例法の一部改正によつて、当然に子供が証人に呼出されると、そういう問題は通常の場合においては生じ得ないと、私はそう考えております。

○亀田得治君 そうしたら、特例法と離れて考えてもらいたいのですが、この国家公務員法の百二条で引用されている人事院規則ですね。この如何なる条項によつても、教室内で子供に対して特定の政党を支持させるといわれる教育を教師がした、そういうものは、これには該当しないと、これは明確に言えますか。

○國務大臣(大達茂雄君) この点は特例法の解釈の問題であらうと思ひます。でありますから、これは特例法についての有権的な解釈は、人事院総裁がお見えになつておりますから、この人事院総裁の御見解というものが少くとも行政的には權威を持つものであると私は思つております。ただこの七には「いかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行すべき行為を禁止又は制限するものではない。」こ

の「当然行すべき行為」というのが一体どの程度の問題であるかということだろふと思ひます。今朝来この大学の先生については特にこれが当時この公務員についての反対があつて、特に解釈においてその点が認められていたといふうなお話でありましたが、これは必ずしも大学の教授だけに限つてこの違法性阻却の規定があるのではない。

職務上正当に遂行するための行為、つまり職務を行う場合にはその規則の違反の制裁を受けないということが書いてある。そうして人事院の解釈、これは一般に発表せられた解釈によりまして、例え国立大学の政治学の教授が学術の見地から現行の選挙制度の不合理性を指摘し、経済学の教授が米券制度の得失を批判する研究論文を発表すること等も同様である。つまり違法性阻却の場合として書かれていたものであります。だから一応職務の遂行としてなされる場合には違法性が阻却されるものと、こういうふうには私は考へておりますし、又実際の問題におきましても、殊にこの義務教育諸学校等におきましては実際の問題の発生するケースを考えても、児童生徒を相手にしての特例法違反、つまり特例法違反と言ひますか、この人事院規則違反、つまり特定の政治目的を持つて特定の行為をするといううなケースは事実上殆んどないのではないかと、こういうふうには私は思つております。

○亀田得治君 これはやはり私どもから見るとそこに一つの危惧があるわけなんです。それはどういふ点かというのと中立確保法のはうは成るほど本犯と関係なしに切離されて教唆運動の問題にしているのですが、従つて教唆運動

されたものが教室でやつてもこの中立確保法には関係ないのだ、こういうことが盛んに言われている。そうするとこの教唆、運動された教師は何でもないので、どう伺つてゐるのですが、どうも細かく調べて行くに必ずしもそうならぬのじやないか、こういう実は懸念がある。それはなぜかと言ひますと、この人事院規則ですね、例のことをつつと細かく見ますと、やはりここに流れておる精神から言ひますと、この教師が教室でいゆる偏向教育をやつた、このどれかに當るような気がするのであります。この人事院規則を作るときには勿論そんなことは考へなかつたでしよう。これは別個の立場から作つておるのですから。ところが一方ではそういう偏向教育ということがこの中立確保法によつて不法な行為なんだ。社会的にこれは排斥されるべき行為なんだといふことがこれによつて明確になつて来るわけですね、社会的というか、刑罰の対象になる、そういう不法行為なんだといふことが明確になつて来るわけでしょう。そういう考へ方がずつと出て来ますと、或るほど人事院規則を作るときには考へなかつたことであつても、この規則自身は、これは抽象的な規定でありますから、こういう法律ができたというのは勿論そういう偏向教育というものは、この人事院規則にひつつかかるのだ、こういう解釈は絶対にあなたとらえないのだ、こういうふうには断言されれば私それで安心するんですが、どうもそうならないように思われる。この点は人事院総裁の考へ方も承つておきたいと思ふのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 今申し上げましたように、偏向的な教育をしてはならない、これがまあ一種の不法行為であるといふ点につきましては、すでに教育基本法第八條の二項の規定のある限り、これはこの法律案の提出せられると否にかかわらず、その点は既定の事実であると私は思ひます。そこで仮に国立学校の先生の場合について、それに限定して考える場合には、国立学校の先生については、この人事院規則がそのまゝ初めから適用されておるわけでありまして、そうして国立学校におきましても勿論教育基本法第八條の二項のいわゆる偏向的教育をしてはならん、又それをするのが法律の違反であり不法行為であるといふ点は、この法律案があるといふ点には、この行為の制限といふものは、公務員たる身分を持つておる人がその個人的関係において一定の政治活動を禁止する、こういう規定であつて、そうしてそれが職務上どうしてもしなければならん、つまり職務としてそれをするような場合には、むしろ違法性が阻却されるものである、こういうことを規定しておるのであります。でありますからして、このたび公立学校の教職員を国家公務員と同様な地位に立たしめるといふそれがあることによつて、人事院の規則の適用が何らの変化を生ずるものではない、かように思ひます。ただ、私は先ほど申し上げましたように、人事院規則に対して、これは私の個人的見解でありまして、当面の責任者として有権的な解釈はこれは人事院においてなされることであります。私は私の個人的見解を申し上げれば、職務上の問題であつても、それを自分で意識してそれを承知の上で学校において、

特例法の人事院規則に違反するようなことを教室においてする、つまり職務の遂行である形式はとつておつても、それを承知の上で人事院規則に違反するような行為を教室においてする、これは主としてまあ教室で演説するといひますか、そういう意見を發表する場合であると思ひますが、そういう場合には、これは特例法の違反として、人事院規則の違反として罰せらるべき場合が生ずるのではないかと、これは私の個人的見解を持つております。これは誠に釈迦に説法になつて恐れ入りますが、外科の医者が人を手術する場合に、これは治療行為という場合でなければ、人の体を勝手に切つたり張つたりすることは、これは当然に傷害罪とか何とかいふことになりまして、併しそれが当然の職務としてなされる場合においては、これは違法性が阻却せらる。これは当然のことである。但し、その医者が手術の形式はとつても、初めからその人を殺すつもりで手術に名を借りて殺したということが立証されれば、これは職務行為として違法性の阻却さるべき筋合いじやないと思ふ。私がこういうことを申し上げるのは少し行き過ぎでありまして、私自身はそういう見解を持つております。併しこの点は人事院総裁もいらつしやることでありまして、これは人事院総裁のほうからお答えを願つたほうがいい。私はそういう考へを持つておつて、これがために教室における先生の教育活動というものが、この人事院規則の対象として罰則を科せられるといふことは通常の場合においてははないものであると、こういうふうには考へております。

特例法の人事院規則に違反するようなことを教室においてする、つまり職務の遂行である形式はとつておつても、それを承知の上で人事院規則に違反するような行為を教室においてする、これは主としてまあ教室で演説するといひますか、そういう意見を發表する場合であると思ひますが、そういう場合には、これは特例法の違反として、人事院規則の違反として罰せらるべき場合が生ずるのではないかと、これは私の個人的見解を持つております。これは誠に釈迦に説法になつて恐れ入りますが、外科の医者が人を手術する場合に、これは治療行為という場合でなければ、人の体を勝手に切つたり張つたりすることは、これは当然に傷害罪とか何とかいふことになりまして、併しそれが当然の職務としてなされる場合においては、これは違法性が阻却せらる。これは当然のことである。但し、その医者が手術の形式はとつても、初めからその人を殺すつもりで手術に名を借りて殺したということが立証されれば、これは職務行為として違法性の阻却さるべき筋合いじやないと思ふ。私がこういうことを申し上げるのは少し行き過ぎでありまして、私自身はそういう見解を持つております。併しこの点は人事院総裁もいらつしやることでありまして、これは人事院総裁のほうからお答えを願つたほうがいい。私はそういう考へを持つておつて、これがために教室における先生の教育活動というものが、この人事院規則の対象として罰則を科せられるといふことは通常の場合においてははないものであると、こういうふうには考へております。

○**龜田得治君** もう少し具体的に例をとつて申上げますと、この人事院規則の第六項の十四号ですね。「政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること」、これは政治的行為の第十四番目ですね。そしてそれが第五項の政治的目的の、例えば第四・特定の内閣を支持し又はこれに反対すること、こういうことが想像されるような内容のものである。そして先生が学芸会で子供に對して、まあ先生がいろいろ主宰したり、援助をするのはこれは普通ですから、そういうふうに結付く、こういうことになりますと、但しこの第七項には「この規則の如何なる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない。」と、これは仰せの通りあるものであります。ここに「本来の職務を遂行するため」と、「本来の」となつておるわけですね。これは私どもの経験

う行為はもう本来の職務遂行のために当然行へべき行為ではないのだ、だからこの第七項によつてもそういうものは違法性を阻却しないのだ、こういうふうに必ず言われるのですよ、これをやつけようと思へば。だから私今度の二法案が出て、決して学校や教室内における先生の行為までは対象にせんのだと、こういうことをちよつと記録を見ますと言われておるのですが、必ずしもそうならんのじゃないか。やはり法律は一旦出来上つてしましますと、その文字の解釈の許す以上はその法律をやはり理詰めで適用されて行く、こういうことに私はなるような気がして仕方がない。若し文部大臣がそういう場合までも実は考えていないのだと言うのであれば、何かそういうことをもう少しこの二法案の中に適當な方法で盛り込んで置きませんか、これも先ほど第三条について申上げたような、無用の混乱を起すのじゃないか、こうい

目的があるかどうかが判定される場合に「有する」という字を使つておる。「政治的目的をもつて」と書いてございませう。あるかどうかを本人について立証する必要がある。「政治的目的を有する」という場合は、下に必らず文書、圖画とか、演劇とかいうところへかかつて来るので、その文書、圖画、演劇等それ自体の中において政治的目的があるかどうかを判断せられるわけでありまして、只今の「本来の」というような規定を設けておきませんと、これが不当に広く解釈される虞れがある、そこでそういう規定を設けたわけであります。が、只今仰せになりましたことは、今回の教育中立法の有無にかかわらずそれは問題になつて来る点だろうと思つております。

○龜田得治君　この「政治的目的を有する演劇」、これは勿論客観的に演劇そのものについた形容詞、これは今あ

来る。従つて今人事院總裁が言われたように、この中立確保の法律の有無にかかわらず、特例法がこういうふうに改正をされて来れば、教室内における行動というものは、この人事院規則によつて処罰の対象になつて来る。あなただもそういう御意見ですね。そういう場合もあるというのですしょう。

○政府委員（浅井清君） お説でございますけれども、若しこの二法案を別に考えまして、現在やつておる人事院規則の運営におきまして、特定の内閣を打倒するための演劇を教室内で教員がこれをやるということになれば、これは人事院規則違反になつていいのじやないかと私は思つております。

○亀田傳治君 そこでそういうことがはつきりしたものであれば人事院規則違反になつていいのですよ。ところが我々が心配しておるのは、何もそんなことを口に出して言うわけじやないのですね、演劇ですから……。そのとき

は抽象的な運営の部面は残すことは御承知の通りでございます。実は若しこのような規則が、只今裁判官についての規定されておりますように、積極的の政治活動してはならないという一句で以て規定されておるといたしますれば、裁判官のような身分保障のない一般の行政官吏については由々大きな大事件を生じます。よつて、できるだけ詳しく書いたつもりであります、けれども只今仰せられたような問題は残つておると思ひます。そこで、只今人事院規則の運営では、違反事件があるときは直ちに人事院に報告することになつておりまして、その規定もこの中に入つております。これはそういう運用において濫用のないように適切な運用をして行きたいということから出ておるのでございます。

○亀田得治君　そうすると、結局、成るほど中立確保法に関連して被教唆者らが処罰されると、教唆を受けて行動し

た人が処罰されると、そういう関係は断ち切られておるのでありますが、この特例法の改正によりまして、結局は教室内の行動が問題になるのである、今度の改正によつて。だから、これは国家公務員である教師についてはまあ現在もやつておるかも知れないが、そうでない地方公務員である教師にとつては、これは大きな改正になつて来るわけですから、ここで、こういうことになりまして、私が最初に申し上げたように、いわゆる子供というものがそういう事件が起きて来た場合にはやはり法廷に出されるのだ。こういう事態になりますよ。そこで考えなかつたのだというなら、文部大臣、この特例法の改正で百二条援用するが、但し、教師の教室内における行動なんかは問わないとか何とかね、明確にしておきませんか。文部大臣はその点少し勘違いされたのじやないかと思ふのです。私はそういう意味では必ずこの法の運用如何によつては、子供というものが法廷の対象になつて来る。そういうふうな今の人事院總裁の解釈を進めて行つてもそういう場合があり得るわけですが、どうでしょう。

○國務大臣(大達茂雄君) これは觀念としては偏向教育をする、つまり教育ですから教育活動であります、一方的に偏つた教育をするというこを、この特例法といふは、政治行為の制限として考へてゐるのではないことはこれは明瞭であります。政治行為の制限は、公務員たる身分を有する教職員の個人的政治行為の制限であります。そこで只今御指摘になりました政治目的を有する演劇をやりたい、こ

れを主宰したり演出するということ、これは学校であらうが学校でなからうが、これは別途の禁止された政治行為であります。それをたゞ「教室内においてやつた」と、これは少くとも觀念の上から言へば、これは特例法違反になるからならんかは、これは人事院の行政的な御解釈もありましよう。又裁判所に出れば裁判所によつて判断されることでありましようが、併しそれが行為の形態において特定の内閣を打倒するやうなことを目的としてゐるという演劇であるから、成るほどそれは教室内においてやれば、いわゆる偏向教育の一つの場合と考えられるべきであらう。併しそれは偏向教育なるが故に罰せられるのではありません。人事院規則に定められてゐるこの政治行為の制限、特定された政治行為の制限というものに違反するからしてこれが罰の対象になる。偏向教育であるからという、その教育であるからという理由では私はないと思ふのであります。でありますから第三条のこの中立確保に関する法律は偏向教育を教唆助長する者に対する罰則であります。であるから偏向教育というそういう觀念が法廷に移されて、そうしてこれが取調の対象になり、これが処罰の対象になるというのではないので、その政治行為の制限といふものに触れるやうな行為を教室内においてやつた場合に、これは偏向教育になるとかならんとは別途の問題であります。そういう行為が教室内において行われた場合に、これは本来の当然の職務として行われたかどうかという点についてのこの解釈はそれぞれ人によつてありましよう。若しこれが本来の職務でない、当然にすべ

き行為でないというならば、これが偏向教育であつたからとかなんとかいふ問題は、この場合には法律的な関係はない。それは人事院規則に違反する行為であるから罰せられる。偏向教育であるからという觀念はそこに入つて来ない、私はそういうふうな考へておる。

○一松定吉君 ちよつと今の質問に牽連して一つお尋ねしたいのですが、この教育公務員特例法の第二十一条の三の二項で、これによりまして、国家公務員法第百二条第一項に規定する政治的行為をしてはならん、こういうことですね、そうすると国家公務員法の第百二条の第一項はどう規定してあるかといふと、前のほうは、抜きますが、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除く外、これから先です。人事院規則で定める政治的行為をしてはならん。これが百二条の一項の後段の規定です。そこで人事院規則に定める政治的行為とは何ぞやと、そうするとそれはいわゆる人事院規則のこの六項で、法第百二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。だからいわゆる国家公務員法の百二条の一項に規定する政治的行為とはどれをいうかといふと、実はこの六項の「次に掲げるものをいう。次に掲げるもの」といふのは一から十七まで掲げられておる。だから一から十七までの政治行為をしてはならん、そこで今文部大臣のいわゆる七項の「この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行ふべき行為を禁止又は制限するものではない。この七項は準用されておる。せんよ。つまり公務員法の百二条の一

項といふものは、人事院規則で定めてある政治的行為をしてはならん、その政治的行為といふのは、人事院規則の六項に規定してあるものであつて、七項のことは言うてはいない。だからして一から十七号までの行為をしてはいかん、と考へて、これをした者は今度の改正法で、即ち「同法百十條第一項の例によるものとする」と考へる。文部大臣は七項の規定を御援用になつて職務の執行である場合には違反にならないのだとあなたは仰せになるけれども、この百二条の規定は七項は援用してない。援用してないのです。それから結局人事院のこの六項の一号から十七号までの行為を禁ずることになる。今度の改正法ではだからこの禁止されたことをやれば當然罰則に至るはありませんか。若しあなたのような御解釈であれば、このいわゆる百二条の「人事院規則で定める政治的行為をしてはならん」といふことだけじやいけません。職務の執行の場合には、但しこれは除外するのだといふ七項の規定の準用があればあなたの解釈の通りでいいが、これがない限りは七項といふものは問題にすべきじやない。なぜかといへば六項の一号から十七号までの行為をしてはならんといふのが百二条一項の規定なんです。これはどう解釈なさるのですか。

○國務大臣(大達茂雄君) これは人事院總裁からお答えになるのが当然かと思ひますが、私にお尋ねでありますから私の見解を申し上げます。この国家公務員法の百二条の規定は、これは国家公務員について定められた規定であります。そこでこの百二条の中には「人事院規則で定める政治的行為をしては

ならない」といふことが書いてある。これはお話の通りであります。これは国家公務員についてさうな規定があるものであります。そこで人事院規則においてはこの規定を受けて、人事院規則に定めるこの法律の授權に基いて人事院規則といふものが定められてゐる。だから人事院規則は法律から委任された内容は、政治的行為を定めることによりまして、それ以外に法律は人事院規則に対してさうな授權をしてはおらんのであります。そこで人事院規則においては、一定の政治的行為を列挙して定めてゐる。その場合に一応列挙してゐるけれども、但しこれ／＼の場合には、つまり職務としてする場合においてはそれは違法性を阻却されて罰せられない。つまりその場合にはその行為といふものは禁止されないといふことを規定してゐる。これは国家公務員について規定してゐるものであります。この兩者併せて国家公務員に対して課せられる政治的行為を禁止する内容をなすものと、思う。そこで今度の特例法改正は、国家公務員の例によつて、こゝ言つてゐる。例によつて。国家公務員と同じ立場に立たせる。だから国家公務員について人事院規則の第七項ですか、その規定が適用されるものとするならば、この法律によつて公立学校の教職職員についても、当然にこの人事院規則の例によつてこの内容のいふやうな内容が政治的行為の内容であります。こゝういふ場合にはそれは禁止されないと規定してゐる。人事院規則といふものは、その政治的行為を定めることによつてのみ法律の授權を受けてゐる。だからして国家公務員

の例によるといつた場合には、その七項が除外される理由はありません。

○一松定吉君 あなたの前例によると、これは罰則ではありませんか。この条文の「同法第百十條第一項の例によるものとする」というのは、いわゆる百十條の第一項の例によるもの、即ち国家公務員がこの規定に反したときはこの例による。例によるのは、いわゆる第十九條の第百二條第一項に規定する政治的行為をなしたときには三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処する、この例によるのです。人事院規則の例によるなどということではない。この二十一條の三の二は、百二條一項に規定する政治的行為の制限、政治的行為の制限というものは、いわゆる人事院規則の六項の中の一から十七号までがこれである。これをするときは、この公務員法の百十條の十九、いわゆる百二條第一項に規定する政治的行為の制限に違反したんだから、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処するぞと、こういうことなんです。あなたのおつしやるように、いわゆる人事院規則の七項というものが職務に関して、職務の執行であつたならば罰せられないというところであるならば、この百二條の人事院規則で定める政治的行為をしてはならない、この政治的行為としてのものは、これをしちやいかんと、こういうのです。職務の執行であるとか何とかいうことは、これは二十一條のほうに規定がない。あなたのつしやるように、人事院規則の第七項を、これを若し準用なさるとか、適用なさるとか

いうことであれば、今度の改正法の第二十一條の三の最後のところにその意味を言い現わさなきゃならん。なぜかという、ちやんと百二條の政治的行為をしちやいかん、百二條の政治的行為というものは、人事院規則の六項の一から十七号まで、これをしちやいかんと、こういう。職務の執行であらうと何であらうと例外はない。その例の七号をこれに適用して、七号の場合には罰しないぞということであれば、それは明示しなければならん。明示も何もしてなくて、百二條のこれによつて見ると、この行為を、人事院規則で定める政治活動をしちやいかんと、こう書いてあるのですから、あなたの言うように、七項をこれに持つて来て、それは職務の執行だから罰せられないとか何とかいうのは、このままでは解釈できませんよ。どういうわけですか。それを一つ御説明願ひたい。

○政府委員(浅井清君) 人事院規則のことでございますから、私から先にお答えをさせていただきますが、今の一松さんの御意見によりますと、公務員法百二條の「人事院規則で定める」というのは、この人事院規則十四の七の第六項のみを指すのであつて、それ以外のものを指してはならないという御趣旨のよう

に考えておりますが、私もそれはそうは考えていないので、この人事院規則十四の七は一項から八項まで分れておりますが、この全部を指すのでござい

ますれば、政治的目的をきめました第五項は、これは問題でならなくなるのでございませう。そうではないので、第五項に定めた政治的目的を以て第六項で定めた一から十七号までの行為をしてはならない。従ひまして、その一から十七号までの一つ／＼に第七項がついておると同じことでございませう。只今一松さんの御疑念のようなことは生じないと考えております。

○一松定吉君 あなたはそれでは六項を一番初めから御覧になつたでしようか。読んで御覧なさい。こう書いてある。「法第百二條第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをい

う。」と書いてある。これはあなたはお読みになつたでしようか。

○政府委員(浅井清君) それでは、第五項の「法及び規則中政治的目的」とは、次に掲げるものをいふ。」というのも同じことでございまして、即ち第五項に掲げた政治的目的を持つた第六項に掲げる政治的行為、これが即ち公務員法第百二條の政治的行為と考えております。

○一松定吉君 つまりね、国家公務員法の百二條の一項はどう書いてあるかという、人事院規則で定める政治的行為をしてはならないと書いてあります。人事院規則で定める政治的行為とはどこかという、人事院規則の第六項にちやんと定義を示しておる。「法第百二條第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいふ。」ですから、「次に掲げるもの」は即ち国家公務員法の百二條の一項のいわゆる政治的行為ですから、この政治的行為をすることができると、こういうのです。法文がこうなつておるから。第六項の法

百二條一項に掲げる政治的行為というのは、左に掲げる行為をいふ、左に掲げる行為というものは、この六項の一から十七号までをいふのです。これはどう解釈なさるか。

○政府委員(浅井清君) 然らばその人事院規則の一番初めを御覧下さるようお願いしたいのでございませうが、人事院規則十四の七、「政治的行為」と書いてございませう。即ちこの規則で政治的行為とはどういふものかということをおつしやるように、それは第五項に掲げた政治的目的を持つた第六項に掲げた政治的行為、かように考えております。

○一松定吉君 けれどもあなた、この六項に明らかに書いてあるじやないですか、(笑聲)「御尤もだ」と呼ぶ者あり。百二條による政治的行為とは左に掲げるものをいふと明らかに書いてある。これをどう解釈するかというのです。そうでしょう、国家公務員法の百二條の一にいわゆる人事院規則に定める政治的行為をしてはいかんと書いてある。その人事院規則に定める政治的行為というのは、人事院規則の六項に、法第百二條の一項に規定する政治的行為とは左に掲げるものと、ここにちやんと限定してあるのです。あなたの言われるようにいろいろなところから持つて来て、そんなことはできません。ちやんと規定してある。だから一から十七号までは国家公務員法で禁止されておるのだから、これをしちやいかん、これをしちやいかんというのに、文部大臣は、これをしても、それがこの七項のいわゆる職務、本来の職務を遂行するときであれば罰せられぬ、こう言うからわからんのです。若しその

つもりなら七項のこれをこの法文の中に持つて来なければいけませんよ。もう先はこれは議論ですから言いません。この通りなら我々は承知できます。法文を無視しての解釈ですから。

○委員長(川村松助君) いいですか。

○一松定吉君 よろしい。もう関連質問ですか。

○龜田得治君 今質疑したように、この点は非常に文部当局の考え方が不明確だと思つております。私がまあ速記録なんかを見ますと、最初に申上げたように、何か教室内の行動は問題にされておらない、こういうふうな簡単に言われておるのですが、私は問題になる。こういう解釈になつて来れば、いづれは又問題になることがある、こういうふうな考えを持ちます。それでこの点は一つこの法案が最終的な結論に到達するまでに、いろいろこれはお考えを願ひたいと思つて、私の希望としては、たとえ国家公務員法を準用なさるにいたしましても、教室内における教師の行動、これは一つ罰則の対象にしないように明確に突はしてもらひたい。そうしませんが、先ほどから申上げますように、そういうことが罰則の対象に心ならずもなつて来るということになれば、結局は裁判で、証人は子供です、お前一体どういふ話を聞いたのか、子供のことですからまち／＼です。答は。だから若しそういう裁判に対して争う教師が出れば、子供全部を調べてみなければならんことになる。教師のほうから要求すれば、これは全部調べなければいけません。而も子供のことですから内容が極めてはつきりしない。何か書いたものがある。だろ

う、こういうことも言われるかも知れませんが、子供の書いたものですから、どうにでもとれるようなものばかりに違いない。どうせそういう裁判があるというふうなことを予想しておれば、それは先生も注意してこれは偏向教育でないのだというのを最後に附加するようなことを書かすでしょうが、そんなことを一々考えて話ができるものじやない。このことは非常に恐ろしいことなんです。結局は先生の供述とそれから子供の供述、これしかなくなる、この裁判は。私はこういうことが始まつたらどこかで一つ起きててもこれは全国の教師に対して非常に大きな衝動を与えると思う。子供ですからまあ先生をかばうために或いは幾らか嘘をつくのもあるかも知れん。ところが子供は智慧がなくて嘘をつくのですから、嘘をついたことが却つて不利になつたりいろいろな悲劇が起る。子供では十分だというので子供から聞いた父兄からそれじや間接に聞こう、証言としてとる、これは間接は大して価値のない証言ですが、併しそれも参考になるかも知れない。父兄の場合には、これは御存じのように、中にはいろいろな考えを持つた人もいます。或いは党派的な立場の人もあるだらうし、だから事態が非常に紛糾して来る。私名今前を思い出せないのですが、アメリカで、学校で共産主義を教えることを禁止する法案というものが問題になつたときに、共産主義の嫌いな教授がこれに対して非常な反対をした。私今ちよつと名前を思い出せないのですが、これは私よく気がわかるのです。その人の言われるのは、それはむしろ共産主義の教育が学校で行われるよりもつと

恐いことだ、先生を処罰するのにその大事な子弟の証言を求めなければならぬというふうなことを、そういうことをするのには学園の空気を全く乱してしまふ、絶対に対抗しようとはしちやいかんと思う。共産主義の教育をたえ学校でしても、それで何も生徒が全部共産主義になるわけじやない、だからそういうことも、そういう生徒の証言を求めなければ処罰できないような法律を作ることは何としてもいけないというのを強く主張されたのを書いてたものを讀んだことがあります。丁度私はそういうことがうかつかりしてありますと、今度の二法案の改正で出て来るのじやないかと思う。そんなことまでは考えていないということであれば、一つこの法案の最終結論を出すまでに、この点を一つもつと明確にするように御工夫をしてもいいと思ふのです。大臣としてどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ほど申しましたように、偏向教育をした、或いはするといふやうなことの観点から、先生が犯罪としてその行為を処罰される、こういうことは私はないと思ひます。ただ他の規則によつて、先生が刑罰を以て禁止されているやうな制限が先生に課せられている、こういう場合は偏向教育という観点ではありませんが、それは学校の外でやる場合が無論普通の場合であります。そういう場合にその制限が課せられている。たまたま教室においてそれが行われた場合の問題を言つておられると、こう思ふのでありますが、その場合にこれは、龜田君はこういう点についてエキスパートでありまして、私は全然の素人であります。法廷における証人の事実調べといふことがどういふことで行われるか、それすらよく知りませんが、併しその場合に子供を、つまり特定の行為でありますから一般の偏向教育という観点ではありません。具体的に只今御指摘になつたやうに、一定の政治的目的を有するところの、つまり特定内閣を打倒するとか反対するとかいう意味の政治的目的を以てする演劇を上演をし、演出をし或いは又主宰する、そういう行為、特に人事院規則に定められた行為が、たまたま教室内において子供を対象にしてなされた場合であります。特殊の場合であります。これは職務上当然の行為として処罰せらるべきや否や、これは七項と併せて具体的に考えらるべきものだらうと思ひます。ただこういう場合は演劇を演出したとかどうとかいふことを、私の考えでは、先生と子供の供述以外には立証の方法がないのだ、そういうことになる場合もありましよう。又併しやうでなしに、他に有力な立証をなし得る場合もあるかと思ひます。ただお話をよりますと、子供を証人に法廷に呼び出すといふやうなことがあつてはならん。これは成るほど望まじからざることであります。併しなから先生が犯罪に該当する行為を教室内においてした、こういうことが仮にあれば、それがやうして裁判になつたといふ場合に、証人として法廷で必要とすれば、子供を呼んで聞くといふことも、これは絶無ではなからうと思ひます。何もこの二法案ができたから急にこういう場合が生じたといふことではないと思ひます。刑法において、暴行、傷害といふものを禁止せられて

おる。子供に対して先生が余りひどい鞭をした、蹴つた、蹴つた、これがいやゆる鞭の教育として、これはいい悪いは別であります。いやゆる教育活動なりや否やという点に一つの問題がありましよう。併しそれがために非常に大怪我をさせたといふことで、これが暴行傷害として法廷の問題になつた場合には、それを見ておつた子供が証人に呼ばれる場合もありましよう。それからこの間の本郷で起つた殺人、子供を相手にした誠に悲しい殺人事件がありました。こういうものが法廷に審理される場合に、子供が証人に呼ばれるといふ場合もあり得るでしょう。子供であるからして、これは法廷に呼び出すといふことは好ましくないことであることは明確であります。併しそれがあらゆる場合において拒否せられるべきものだと私は思ひます。事實の審理の上には必要であれば、これは裁判所の良識によつて、裁判所の認むるところによつて誰が呼び出されるかといふことは、これはあり得ることであらうと思ひます。ただ私が申し上げたいことは、この二法案が出ることによつて、そういう事例が開かれる、こういうことは絶対には開かれ、かように私は思ひます。これは偏向教育といふものであるからといふことで罰則を科せられるのではありません。他の法令によつて、法律によつて禁止せられておられる制限、罰則を以て禁止せられる制限が教室内で行われる。そこでそれを目撃するところの子供が呼ばれる場合があり得る、こういうことであります。この法案ができたために、そういうことが制度と

して当然ここに予想されて起る、こういうことは私は承服できません。○龜田得治君 約束の時間がだん／＼来ますので、簡単に切上げたいと思うのですが、どうも私の言つてゐることが御了解願えないやうなことを私言つてゐるつもりはないのですが、どうも少し食い違ふ。勿論教師が学校で窃盗したとか暴行したとか脅迫したとか、そういう場合には、これはそれを見た人が証人になるのは当然でしょう。ところが今度の二法案ができることによつて、教室内における教育といふものが新らしく処罰の対象になることがあるのです。これは、これは国家公務員の場合には以前からあるし、地方の公務員の場合に新たにこれに加わるわけですよ。今までは何でもなく、なんですよ。それが教師が子供に対して教育をする、そのことなんです。そのことで証人に出されることがある。こういう子供の教育と関係ないことで、教師が学校で悪いことをして、それに対して子供が見ておつたから証人に出す。そんなことは少しもあつても何かは先生の驚くわけでもない。何んでもない。何らの又弊害も起らん。その点を言つてゐるのであつて、これは併しまあ大体私の申し上げることも御了解願つておると思ひますので……。一体こういうふうな問題を、幾らかこの法案としては不明確なやうですが、最後にはどう処理するのかというふうな問題にならうかと思ひますので、時間の都合も考へて、この程度にします。

で、あと一、二点だけお尋ねしておきますが、教育委員会がこの処罰を請

求する、こういうことがこの中立確保の前提になるわけですね、処罰の……で、この場合文部大臣が以前にお答えになったのを見ますと、甲乙丙といろんな教育委員会がありますが、この取扱が私非常にまち／＼になって来ると思ふのです。そういうことをそれでいいのだと、そのほうがむしろ当然なんだというふうな意味にとれるようなことをおっしゃつておられるようです、その点どうなんですか。

○国務大臣(大藏省蔵相) 同じような事例に対して甲の教育委員会ではこれを請求する、又乙の委員会ではこれを請求しないで黙殺する、こういう場合は当然に起り得る場合だらうと思ひます。そこでその場合にそれ／＼の教育委員会においてそれを請求する、或いは請求しない理由は、それ／＼の教育委員会の考え方或いは解釈によつて違つて来ると思ひます。同じようなことについて、甲の教育委員会ではこれは偏向教育ではないと、従つてこれに対する教唆、奨励があつたけれども、これは罪を請求するべき限りではない、こういう見地に立つ場合もありましよう。乙の委員会では逆にそれと反対の見地に立つ場合がある。或いは甲の委員会ではこれは教唆、奨励という事実が認めがたい、こういう事実について実際問題として認めがたいという見地から請求しない場合もありましよう、乙の委員会においてはさような事実を認め、こういう見地である場合もありましよう。又甲の教育委員会においては、さような事実は偏向教育を教唆、奨励したという事実があるけれども、実害がなかつた、従つてその人の罪を請求してまで論ずる必要はない、こう

いうふうな見地である場合もありましよう。或いは又非常に実害があつて迷惑をした、このままでは放置しておけない、こういう考え方です。そして教育委員会が請求する場合もありましよう。でありますからこれは一種の親告罪の制度でありますから、教育委員会としてはむしろ被害者のような立場をとる気持ちが多からうと思ひます。つまりこういう迷惑なことをされるのは困る、こういうことである。自分らの手では負えないから官憲によつてそういうことをやめさせてもらいたい、こういう場合が実際の場合としては起ると思ひます。これはすべての親告罪のものについてそれ／＼の親告訴権者によつてこれはまち／＼であります。これはまち／＼になるという感じが、法に違反するやうなことがあれば、こごとく、まあ極端に言へば、草の根を分けても罰しなければこれは公平にならん、こういう考え方もある一つの考え方であるかも知らん、法を維持するといふ点から見れば、併し現実に教育が中立性を維持するといふことが目的であつて、そうしてその当面の責任者であるところの教育委員会の意見に従つて、或いは請求し或いは請求しない。こういうことが起つても、これが私は非常な混乱であつて秩序を乱すものである、こういうふうには考えません。

この点については私は裁判についても同様であると思ひます。甲の裁判所と乙の裁判所が必ずしも法律上の見解を一にするものではない。甲の裁判所においてはこれは有罪と定めるかも知れん、乙の裁判所においてはこれは無罪と定めるかも知れん。裁判所はそれぞ

れの管轄地域によつて区分がきまつておりますから、その場合において兩者併せて考へて見るといふと、同じことをやつて、甲の場合には、甲の裁判所の地域におればこれが有罪になる。乙の地域におればこれが無罪になる。こういう場合は私はあり得ると思ふ。又檢察官にしても起訴するかしないかというところは、当該檢察官の意見に従つてすることでありましよう。同じことをしても甲の檢察官ではこれが起訴に値しないと思ふかも知れない。これは起訴すべきものであると思ふかも知れない。これは私は決して異例の問題ではなくて、こういうことは如何なる場合においても起る問題であつて、これが特に一般的な混乱を引起す、こういうことは實際上私たちは考えられましよう。

○龜田得治君 そのが実は問題があるわけだ。どういふ点かと言ひますと、成るほど一般の処罰についても、裁判所により、或いは起訴前の検事の取扱、これも人によつて幾らかの違いといふものは出て来ておる。併しそれはやはりそこに一定の違いの幅といふものがある、そんなに大きな違いといふものはあるものじやないのです。ただこの教育委員会の場合には恐らくいろいろな、今大臣もおっしゃるやうに、型が私は出て来るのじやないかと思ふ。その出ざるを得ないといふところに実は問題がある。そういうものは本来は処罰の対象に適しないのです。行政的な措置の段階なんです。そういう段階のものならい／＼な裁量があつて然るべきなんです、いやしくも人を刑罰の対象にする、これが扱ふ委員によつてまちまちななるやうなことが

起きて御覧なさい、こんなことはちよつと承服しません。幾ら刑法の運用が裁判所、検事によつて違ふと言つたつて、そんなに大した違いがあるものじやないのです、日本全国……教育委員会の場合必ず私は違つて来ると思ふ。それは本来処罰なんかで以てやるべきものでない、行政的な範囲のものだといふことをそこからも実は証明しておると私は思つておるのです。そういう意味で、じゃそれを私、画一的にやれと、こういう意味じやないのです。大臣がそういうふうにお答えになつておるその裏には、つまり処罰の対象にするのがそういうことでは無理なんだ、いやしくも人を刑罰所に入れるのに、そのときの事情で取扱が相当違つて御覧なさい、処罰される人がそれで納得するものじや絶対ない。これも一つ罰則を以て臨むかどうか。これは非常に議論になつておる点でありますから、一つこれは問題点としてお考えを願ひたい。

それからもう一つは、もう最後にいたしますが、特例法の改正によりまして国家公務員の例によることになりまして、一定の行為をやつた場合には三年以下、十萬圓以下、こういう罰則が今までなかつた人たちに付くわけなんです。ところがこれは先ほどいろいろ人事院規則のことで問題にされたわけですが、人を処罰するのに、この特例法のこれだけを見てはわからない。国家公務員法の規定によるといふから、国家公務員の百二条を見ると、それを見ておなかつたからない。もう一つはかものものを引つくり返して、人事院規則の政治的行為といふところの項目を引張り出して見る、こういうことな

んです。而もそれをずつと関連して見ると、いや、その七項が引用されておるとかおらんとか、これがはつきりしないやうな問題があるわけですね。こういう形で罰則法を作る作り方ですね。これは絶対にこういうことがあるのはいけないと思ひます。人を処罰するのにはちゃんと処罰を、その法律の中で処罰条件といふものが明確になつて来んといけません。

それからもう一つは、その形式の問題が一つと、それからもう一つは、その処罰条件を人事院規則に大幅に譲つておる。これは罪刑法定主義の立場からいつておかしいと思ふ、こういうことは、で、いやそれはもう従来国家公務員法でやつて来たことなんで、今更始まることじやないと思ふ。そういうお答えをされると思ふ。そう頭を下げられるとこれは困るのですが、(笑)そういうお答えじやこれは満足行かない。と言ひますのは、国家公務員に対してそういう今更始をやつて来たこと、それが私は問題だと思ふ。そういうやり方で処罰法規といふものを作つて来たことが、これは一つの行政罰の対象とか或いは行政上のい／＼な懲戒のための規定とか、そういうことならい／＼／＼なのを引用したりしてさされてもよろしいのですが、人を処罰する場合に、これは憲法の罪刑法定主義に反すると思ふ、絶対にこれは。現に人事院規則、これは国会の承認を得ないで変えられるでしよう。それはそんなに減多にむちやな改正はいしたまへん、こつとつしやるかも知れんが、されるかも知れない。だからその点一つから見ても、私はこの際にこういう処罰規定のやり方は改めてもらひたいと

思う。刑法というものは、そういう点だけじゃ極めて人を処罰するに嚴重にやつてゐるのですから、それが一方でこういうふうなルーズなやり方で法律が作られる。而もその処罰条件が一部はかの規則に任されてゐる、こんなことは私は大変なことだと思う。国家公務員で今までそういうことがあつたからといって、これは許されることじやない。従来のもつと引つくるめて、この際は改めてもらいたいと思う。これは人事院總裁、両方とも一つどういふ御見解が承りたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 簡単に願ひま

す。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ずこの特例法一部改正の法律案の書き方の問題であります。成るほど国家公務員の例によると、こういう極めて簡単な書き方でありまして、これだけを見たのでは、これによつて制限を受ける先生がたが一体何を制限されたかわかりません。こういう、これだけ見ればわかりません。併し国家公務員の例によると、このこととありますから、国家公務員に關する政治行為の制限というものを御覧になれば、自分たちの受ける政治行為の制限の内容、これはわかるはずであります。ただ書き方として、できるだけわかりやすく書いたほうがいい、これは御意見であります。御尤もに思ひますが、ただこの例によると、このことは、私から申上げては釈迦に説法であります。ただ現在の国家公務員法に規定してある制限の内容、或いは又人事院規則に規定してある内容を地方公務員に対して準用するか、或いはそれと実質的に同じ制限を課するか、つまり現在のものを基礎として

それと同じ内容を地方公務員に課するためというだけではないのであります。国家公務員と同様な立場に立たせるといふことは、將來国家公務員に關して政治行為の制限に關する法律の規定なり、或いは人事院規則が改正された場合には、自動的に地方公務員たる公立学校教職員もその制限の内容が變つて来る。つまり国家公務員と同じ立場に立つ、こういうことが趣旨でありまして、列挙するのはそこが実質的に違つて来るのであります。でありますからして、これはまあさうなことを一般に周知させる方法をとらうと思ひます。これはまあ從來もそういう用例が前からあることでありますからして、その用例に従つたものとして御了承を頂きたいと思ひます。

それから人事院規則の問題であります。これは私からお答えをいたします。は筋違ひであると思ひますが、併しこの教育公務員特例法の一部改正に當つて、この問題を併せて考えたかどうかという問題であります。これは成るほど人事院規則の内容に定めてあるやうな、相当広汎な、或いは又重要な制限というものは、殊に罰則を以て規制されておる制限、これを規則に任せないほうがいいんだといふことは、これはもう十分その理由がある、一つの議論であらうと思ひます。又一つは、これはどうも思ひます。ただ現行法においては、これを人事院規則に譲つておるのであります。であります。これは法律自身がこれを譲つたのでありますから、これを若し不當であるとするならば、法律を改正して、そうしてかような規則に譲らないという方法は

立法府においてとり得る。何時でもとり得る問題であらうと思ひます。これは若し不當であれば是正をする途があるものであります。ただ一応法律によつてさうな方法、措置をとつたと、こういうふうには私は了解をしております。ただ今度の特例法一部改正におきまして、これは国家公務員の例により、つまり国家公務員並みにする、つまり地方公務員を国家公務員の場所まで進んで来ると、こういうことでありますから、その辺人事院規則を法律によつてきめるといふところまで私どもとしてはこれを考える立場ではありません。ただ法律によつて人事院規則に任せて、そうして人事院規則においてこれを列挙して、具体的な行為として規定しておるのでありますから、いわゆる罪刑法定主義といふものに反するとか、或いはその趣旨に……さういふ趣旨から見て、少し違つてはおらんかといふふうに私は考えます。

○政府委員(浅井清君) 只今文部大臣から申されたことに尽きておるのでございまして、人事院としての意見も述べよとのことでございまして、一言補足いたします。只今の罪刑法定主義は御尤もでございます。でございますから、人事院としては、人事院規則が法律として立法化されることに少しも反対はいたしておりません。ただこれは国会の御意思で、現行法がかやうに相成つておるので、我々としては現行法を基礎としてお答えを申し上げておるのであります。ただ問題は、私にいたしましては、最前申しましたやうに、裁判官のやうに、ただ一行で以て一般行政職員の政治活動を禁止するといふことは、非常に危険であらうと思つてお

ります。即ち裁判所法にありますがやうに、積極的な政治活動をしてはならないといふやうな条文でございまして、これは運用によつて濫用される虞れが多分にありますから、相当詳細な規定を設けなければならぬ、少くも人事院規則くらいの詳細な規定は要するだらう、その場合に、これを国家公務員法の中に入れて、全体の法典としての体裁がいかに悪い、この点は考へるところだらうと思ひますが、これを法律に、立法化することには少しも我々は反対ではございません。

○委員長(川村松助君) ちよつと連記とめて。

〔連記中止〕

○委員長(川村松助君) 連記始めて。

○一松定吉君 質問を以て答弁を求めるといふことはせずに、私の疑問のあることだけ申上げますから、これを御考慮願ひます。

偏向教育を是正するのが目的であるといふことはよくわかりませんが、それならば偏向教育をやつた者に対してのみ責任を持たせるやうな規定を設ければよくはないか、然るにこの国家公務員法の規定をこれに準用して、そうして非常な範囲を広くして、本當に教員が何らの活動もできないやうなことにするといふことは、これはよくないのではないか。これは一つの疑問だけ残しておきます。

それから地方公務員法第三十六条の規定は、これには精彩がありませんね、現行法では、ところがこれを今度国家公務員法の百二条により、人事院規則によるということになつて来る、これが大変重いのであつて、即ち三年以下の懲役、十萬元以下の罰金ということになつておる。それには制裁があるが、現行法の地方公務員法三十六条の規定、それには制裁がない。それをわかに一躍して三年以下の懲役、十萬元以下の罰金といふことを科するのとは、これは考慮の必要がある。お答えはあとで一括して願ひれば結構です。だからして、地方公務員法の三十六条の規定に、若し必要があれば制裁をこの規定に設ければいいのであつて、これを範囲を拡げると、国家公務員のはうに範囲を拡げるといふことは、これは余りに行過ぎではないかと、私はこう思ひます。

それからその次は、この義務教育のほうのいわゆる政治的中立に關するものに、教唆、扇動した者は、これは国家公務員法の百二条の一項によりまして、そうしてこれが同法の百十條の十九号によつて、三年以下の懲役若しくは十萬元以下の罰金です。さうしてこの教唆した者は一年以下の懲役若しくは三萬元以下の罰金、教唆した者のほうが悪い、教唆した者のほうが悪いのに、それが軽くて、教唆された者は国家公務員法の百二条によつて、三年以下の懲役、十萬元以下の罰金と、さういふやうな刑の偏向は、これは失当である、さういふやうに私は考へております。

それからこの検査の仕方が、これでは検査できません、さういふ取締をこしらへてしまふ。而も、常にさういふ偏つた教育を受ける者は、これは生徒なんです。これは私が先刻言つた、文部大臣は教室内における云々は七項の規定において除外されるからとおつしやつたが、これは除外されません。人事院總裁のお話も、五号のことをあな

たは用引になつたけれども、五号は、六号において制限した以外のことは罰せられないぞというところが第五号に書いてあるだけであつて、これは条文を見ればよくわかる。だからして、六項の二から十七までのことがいわれるこの国家公務員法の百二条で禁じられておる。それをいはいかんと、それは余りに範囲が広過ぎる。地方公務員法ならば、三十六条で僅か七カ条だけ禁じられておるが、併しこれには制裁がない。国家公務員法になつて来ると、一から十七まであつて、そうして制裁が非常に多い。こういうような不均衡なことであつてはいけなないのではないか。

検査の方法についても、これは親告罪になつておりまして、国立大学の学長とか、教育委員会とか、或いは都道府県知事とかいうような者がこれを親告する。こんなことで証拠は上りませんわ。そういうようなことを設けて、これはただ威嚇するだけであつて、威嚇するだけにこういう法律を設けるということならよいけれども、これによつて実績を上げるということは本当はできない。若しこれを実績を上げようとするならば、学校に警察官が私服で入り込んでおつて、いつもこれを監視する、或いは監視員がおつて、こういうことは、財政からできないけれども、治安維持の建前からそういうことはすべきでないけれども、結局これは威嚇法に過ぎない。こういうようなことをして、そうして教育家が本当に自由なる政治教育をすることもできん。教育基本法の第八條に書いてあるように、基本法の第八條にはどういふこと

が書いてあるかと言へば、いわゆる良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重せなければならん、これだけのことはちやんとやる義務があるのです。そういうようなこともできんようにやつて来よう。本當に我々のところにやつて来よう。本當に我々の口を縫つて何もできませんから困つたものでございまして、この控訴がたくさん来る。そういうように、教育家を威嚇するような立法は、これは少しく考慮しなければならんのではなからうかと、それだけの疑問を残しておきますから、お答えはまとめてお答え下されば結構で、私の時間は来ましたからこれで終わります。

○国務大臣(大達茂雄君) 私から簡単にお答えを申し上げます。

第一の偏向教育をやめさせたいというところがこの二法案の主眼であるとするならば、偏向教育を直接やめさせる方法をとるべきであらう、それを特例法の改正をして政治行為の制限をするというところはちよつと見当が違つていふか、要らんことではないか、こういう御趣旨でありました。偏向教育、つまり教育活動の内容についてこれを一処罰の対象にするということとは、これは先ほど申上げましたように一面非常な行過ぎを生じて、そうして教育活動を圧迫する虞れがあります。最後にお述べになりましたように、先生方がうつかりしたことは言えない、こういう状態に追込まれる危険が非常にあると思ふのであります。でありますからして教育を萎縮させ、萎縮させるような結果が起つてはならないから、偏向教育自体を罰則の対象とはしたくない。それで特例法について、国家公務員

員と同じ立場に立つてもらふというところを考えたのであります。それは教育はこの場合公務でありますから、その公務が適正に執行せられるために、一般公務員というものは政治活動の制限を受けておるのであります。現状は、国家公務員である地方公務員とを問はず政治活動の制限を受けておる。その制限をつけておる根拠は、それが担当する公務を公平に適正に執行運用する、こういうことを保障するために政治行為の制限がしてあるものと私は解釈をしております。この場合において学校の先生が教室内において偏向教育をするというところは、これは公務たる教育の上においてこれを適正に行つていない一つの場合作であると考えられます。であるからしてその場合に、教育の特性からして、政治活動の制限というものはこれは国家公務員と同列に置くべきものである、かような観点から特例法の改正をしたのであります。特例法の一部改正の趣旨とするところは、学校の先生を直接偏向教育をしたというかどを以て処罰の対象とするに、而も先生の公務である教育の上の偏向教育というやうな好ましからざるやう方が起らないやうに、それを保障するために、公務員自身に対して政治活動の制限をする、これは一般公務員の場合と同様な見地に立つておるのであります。

次に、地方公務員法の第三十六條において罰則の規定が附してない、然るにこれを一躍罰則を三年以下の懲役というやうな相当強い罰を以て臨む、これは少し行過ぎではないか、こういう御趣旨であります。これは只今申上げましたように、同家公務員について

はそういう規定ができております。そうしてこの法律は、教育というものが国家的性格を持つておる。国立学校の小、中学のする教育と、それから公立学校においてする教育、その実質においては何らその間に差異はない、これはやはり国家というものを、法律によつてその基本が定められて、そうして教材についても文部省のつまり国家において検定をした教科書を使わなければならん、或いは又学習指導要領というやうなものにもよらなければならぬ、こういうことであつて、この点については国立学校の小中学と公立学校との間に、その公務の内容たる教育において何らの差異がない、従つてその公務たる教育が適正に執行せられるがために、国家公務員と同様な制限の下に置くことが適當である、こういう見地から特例法の一部改正をするわけでありました。

それから教唆、扇動した者は一年以下の懲役、三万円以下の罰金と比較的軽い罰である。然るに先生は三年以下ということになる、これは重きに失しておるじやないか、こういうことであるが、教唆、扇動の罰則が一年以下の懲役ということになつておりますが、併しこの教唆、扇動によつて、教室において偏向教育をしたというかどを以ては、職務上の問題として行政処分の対象にはなりません、その意味で学校の先生には刑罰は科せられないのであります。従つてこの場合に一年と三年という刑罰の輕重の問題の比較の問題は起らない、これは別途の問題であると考えております。

方公務員については、その職務上の違法性の阻却の規定は適用がないのだから、従つて特例法の一部改正の結果としての三年以下の懲役が学校における教育活動の上においても適用される場合が生ずる、こういうやうな御意見でありましたが、これは先ほど申上げました通り、私どもは国家公務員の例によるというのであるから、人事院規則の第七項が国家公務員について適用される限り、この点だけ地方公務員たる教育公務員から除外されるというふうには考えておりません。

それから最後に、教育委員会ではこれは立証の方法がない、従つて教育委員会が請求をする場合にはそれについての証拠を挙げる途がないから、従つてこの法律が施行されるためには、ふだんから警察が調べをしなければならん、こういうやうなお言葉でありましたが、この点も私はそういう實際の取扱、捜査の問題についてはこれは一松先生専門でありますから、私の点は明瞭には存じませんが、併しこれは御指摘のように一種の親告罪のやうなものであります。親告罪で親告する場合に、先ず警察がするやうな的確な証拠を挙げて、殊にこれは各種の親告者が警察に依頼して警察を頼むということとはできません。教育委員会の場合でも同様でありまして、教育委員会が警察を使つて先ず調べをして、そうして然る後に請求すべきか否かを定めて請求するといふものではないと私は思ひます。教育委員会は必ずからその事実があつて、そうしてこれは是非やめてもらなければ困る、こう思へばこれは請求をすると思ふのであります。その場合において初めて検査の手が動い

○湯山勇君 私がお尋ねしておる趣旨と大臣のお答えになつた趣旨とは若干違いますので、その点だけ申上げておきたいと思ひます。と申しますのは、大臣も今おつしやいましたように、成るべくならばこういう法律は作りたくない。大臣のお調べになつた資料は、どこでこういうのを作つておるのかというはうだけしかお調べになつていないしやらない。私はむしろ、この教員だつてそう違ふものではないのです。それが作つていない国のほうが多くとすれば、それはどういふ政策をとつておるか、或いはどういふ社会情勢にあるか、こういうふうなすればこういう法律を作らなくとも教育の中立性は維持できるというふうな調査が私は文部省として当然なされなければならぬ。それは大臣の今おつしやいましたように、この法律は好ましくないという前提に立つておられることから明瞭だと思ひます。そういう御努力をなさつたかどうか。これは私は非常にとつても参考にするべきものが多いと思ひますので、そういう調査がなされていないことは極めて遺憾でもあるし、又端的に言えば、文部省の調査局の怠慢であるといふことも言えるんじやないかと思ひますが、前提としてお聞きしたいことはそれだけでございまして、次に、国家公務員法を直ちに地方公務員に準用することによつていろいろ不都合な点が生じて参ります。で、そのことを指摘する前に文部大臣が提案理由として説明されたその中に納得の行かない面があると思ひます。この点についてお伺ひしたいと思ひます。それは国立学校の教育公務員と公立学校の教育公務員との間には現在

法制上顕著な差が設けられております。こういう前提に立つて、即ちその内容としては制限事項、罰則、それから制限を受ける地域、それらについて著しい差があるようにお述べになつておられます。で、地域について差があることは私もよくわかります。罰則について著しい差があることも、一方は零でし、一方はあるんですから、これもよくわかります。ただ制限事項に著しい差があるというところは私には納得できかねるのですが、これはどういふところからこういうことをお考えになつたか、この根拠を明確にして頂きたい。

○國務大臣(大達茂雄君) これは両者の間に相当な違いがある、その違いのある点が政治行為の制限の内容であり、罰則の有無であり、そしてその制限の行われる地域の問題、こういうような点といふことで著しい両者の間には相当な違いがある、こういう意味で申上げたと思ひます。そこで政治行為の制限につきましては、御承知の通り国家公務員におきましては法律で一応の禁止をきめて、そしてその大部分の禁止するべき政治行為の内容といふものは人事院規則に護つております。それから地方公務員におきましてはこれはやはり国家公務員よりもむしろ或る程度詳細に直接法律によつて禁止せられる行為の内容を採上げております。併しやはり同様にそれぞれの地域について条例を以て定めるという規定を置いてあつたと思ひます。丁度条例と人事院規則が相對しておるような形でありまして。ただ条例につきましては私は詳細に存じませんが、この政治行為の禁止について条例を現実に定めて

おるものは非常に少いんじゃないかと思ひます。或いはないのじやないか、こういうふうな思ひます。又その制限につきましても、これは条例でありまして、それから、それらの地方々々によつてみなそれ／＼違ひ得るわけでありまして。これは地方公務員としてその地域社会の全体に対する奉仕者という立場からその公務の適正を要求せられておる地域から見ても、その地域々々によつて内容が違ふといふことは必ずしも不当ではない、こう思ひます。ただ教育公務員につきましては前々申上げるように、公務として適正を保証されなければならぬその公務の内容が国家的性格を持つておると、こういう見地から今度の特例法の改正をしたわけでありまして。

○湯山勇君 只今のは御答弁が少し私のお尋ねしたのと違つております。つまり提案理由には、法制上の違いがある。實質の問題ではありません。而も制限事項及び罰則の有無について差がある。だから制限事項には当然差がなくちやならないはずで、この提案理由通りから行けば、ところが今大臣がおつしやいましたように、人事院規則のほうは十七項目かつきです。ところが地公法の三十六条によれば制限項目として挙げられているものは四項目ですけれども、第五項目に条例でこれを更に加へることができるようになつてゐる。つまり十七に対して地方公務員の場合は四アルファという形になつております。従つてどちらが制限が大きくてどちらが制限が小さいといふことは法制上差があるとおつしやるけれども、法制の建前から全く差がない、差があるという断定はできないといふ

ことになると思ひますが、これはむしろ人事院總裁のほうから御見解を承るほうが適當かと思ひますので、その点についてお願い申し上げます。

○政府委員(淺井清君) 私、文部大臣の提案理由に何とあるか存じませんが、今承れば制度上とある。制度上といふことが法制上でございまして、或いはお示しのように差はないかと思ひます。併し實際の制度上といふこととすと、こういう条例があるかないかは私は存じませんが、或いは現存するものはないのじやないか。そういう意味であるとは私は了解しております。

○湯山勇君 總裁がおつしやいましたように、これは提案理由には、はつきり現在法制上顕著な差があると思ひます。だから間違ひでございまして、う、今のは。

○政府委員(淺井清君) 制度上は条例が附加されておりますために、これを差があると言へないかも知れません。

○委員(長川村松助君) 答弁を求めますか。

○湯山勇君 確認だけいたします。總裁は先ほど、制度上の場合だと實際問題を作らうからどうかかわらないが法制上の差といふものは考えられないとおつしやいましたので、その点御確認願つたものと考へてよろしうございしますか。先ほどのお言葉の通り繰返したのですから……。

○政府委員(淺井清君) 但しこれは文部大臣の提案理由の中の用語でございしますから、どういふ意味でそこで法制上という言葉が使つてあるかは、これは文部大臣からお答えになることだと思ひます。

○湯山勇君 私は文部大臣の御見解を聞いておるのじやないのです。今のは人事院總裁の御見解を承つたのだから、それはそれで結構でございします。そこで今のような人事院總裁の御見解ですから、これは大臣の提案理由とは少くとも政府委員である人事院總裁は間違ひであるといふことをおつしやつたわけですから一つ御明記願ひたいと思ひます。速記録をあとで御覧下さい。法制上となつておるのが間違ひだとおつしやつておるから……。

○委員(長川村松助君) ちよつと発言を求めておりますから、その話を聞かれたらどうです。

○湯山勇君 私時間惜しいものですが……。

○委員(長川村松助君) けれども違つておるところがあるといふのだから、聞くほうは……。

○説明員(齋藤正君) お示しの三十六条の第五に定めてあるのはこれは条例で定めることになつております。その場合に三十六条の政治的目的といふものはこれは定め得ないことになつております。それに対しては、国家公務員法の関係におきましては政治目的も政治行為につきましても、両方とも人事院規則で定め得ることになつております。従ひまして、三十六条の条例に基きまして、政治的行為を如何ように定めましても、政治的目的については本法に三十六条の本文に書いてあるところを書きますから、従ひまして制度上差が出て来ることに相成ると思ひます。

○湯山勇君 制度上と法制上と大分混同しておられますが、これは今おつしやつたのは制度上のことをおつしやつたわけなんです。法制上のことではあ

りません。それは一つ先ほどのように……。

○説明員(齋藤正君) 同じ意味でございませう。

○湯山勇君 お間違ひにならないように。浅井総裁がおつしやつたのは、具體的な事実が伴えばそれは制度上の問題ということに當るであらうとおつしやいました。この点一つしつかりしておいてもらわないと困るのです。それから大臣の提案が制限事項及びとなつておるので、行為とか目的ということとは別です。制限しておる事項があるかないかということ、目的がどうあるかと、行為の制限をうんとたくさんすればやはり制限は多くなるのです。よろしくございませうね、条例で。おわかりになりますか。だから決してあなたが言われるように目的が変る。たつた一つの、目的だつてその制限事項をうんと行為を多くすればやはり制限は多くなるわけです。だから目的がどうだからこうだからというように、つて、そのことだけでもつて制限事項に差があるなしということの決定にはならないということも申上げておきたい。で、なおこういう抽象的な議論をするよりも具體的に入ります。今の点は今の点として、はつきり一つ御確認願ひまして、次に地方公務員に国家公務員法を適用する結果、なおここでもう一つ指摘申上げたいのは、各地方の条例でどういう制限をしておるかよく御存じないということをお大臣はおつしやいました。これは怠慢です。私は率直に申しますが、地方でどういう条例による制限をしていないかを検討しないで地方公務員に適用されたものを取上げるといふことは、これは私は非

常に暴力だと思ひますが、若し御意見があれば承りたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 政治行為の制限の内容について国家公務員の場合と地方公務員法三十六条に規定してある点、公務員に対する制限の内容そのものは当然差違があると思ひます。これは国家公務員法とそうして人事院規則を合せたものと三十六条に規定してあるそれを対照して見れば、その間に相違があることは明瞭であると思ひます。ただここに著しく違つております。たゞこの国家公務員法におきましては、単に政治行為を制限しておるだけで、地公法におきましては、そういう制限されておる行為をかまわずやれということ、いわゆる教唆、煽動、そ、ういふものを禁止してあります。これは「何人も」という形で禁止してあります。これは著しく違つておる点であります。行為の内容におきましても、これは両者の間に違ひがあることは明瞭であります。それからこの一、二、三、四と行為を列挙して、そのうして最後に条例で以てその行為をその地方々々の実情に応じて追加しますか、あなたの言われるプラス・アルファというものを規定してあります。これは地公法におきましては、この国家公務員法と違つて、いわゆる政治的目的というものを法律に書いてあります。でありますからして、条例に譲るところはその目的を以てする行為についてそれらの地方の実情に従つて追加することができ、こ、ういふふうになつております。従つて両者全く同じであるといふことは到底言えませんが、これは制度上も法制上も私ども同じ意味に使つておりますから、その点

は御了承願ひたいのであります。それから条例につきましても一例もまだ各府県で条例を規定しておるものはありません。

○龜田得治君 市町村……。

○國務大臣(大達茂雄君) 町村でもないので。

○國務大臣(大達茂雄君) そこで、ただこの点は成るほど調べる必要があるとすればあるものであります。併しこの特例法の立案の趣旨は、教育といふものの性質から国家公務員法と同じに扱ふ、つまり現在の地方公務員法に定めてあることがこれで十分であるか十分でないかといふ問題ではないので、国家公務員と同様に扱ふ、こ、ういふ趣旨が立案の趣旨であることはもうすでに申上げてあるところであります。

○湯山勇君 具体的な問題に入つてお尋ねいたします。

他の法律を準用する場合には、それを準用するには相当したちやんと理論がなくしてはならないと思つて、それは枠だけの問題ではなくて、個々の具體的な事象についてもそれ相當の合理性がなくしてはならないと思ひます。そこで人事院規則によれば金品を国家公務員に与えることはできないとなつております。地方公務員に与えることはかまわない。そうすると今度の場合の教職員は国家公務員に政治的目的を以て金品を与えることはいいないが、地方公務員に与えることは政治的目的を以てしてもよろしい、私一々法文は時間がありませんが、これは合理的な説明ができますか。国家公務員の例に倣うのだといふのでは済まないと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) この点は実は私もこの法律案を作るときに一応考えたことであります。ただこれはまあ瑣末な点と言へば何でありませんが、実は関係各省との政府内部の意見の調整をする場合に、現在のこ、ういふ点について、それらの点については人事院のほうにおいても改正せられるまあ御意図がはつきりしなくても、何とかしなければならぬという点があるさうであります。で、こ、ういふものと合せて解決したらいじやないか。こ、ういふ読み替へる規定を作るまでもなからうといふので実はやめたのであります。ただ私は地方公務員であるから、地方公務員に金品を与えようことが禁止するのは当然でありましようが、同時に国家公務員に対してもそれを禁止せられてもいいことではないか、こ、ういふふうにおつしやしております。従つて、現在の人事院規則をまあ準用するといふお言葉ですが、大体準用すると同じことではあります。国家公務員の例によつて、国家公務員に対して金品を与えようかといふようなことがありましても、それを禁止することは不合理ではないのであります。ただ地方公務員についての規定が欠けておるといふことは、これは御指摘の通りであると思ひますが、その間の事情は只今申上げましたような事情であります。

○政府委員(浅井清君) 只今の点でございませう。それは人事院といたしまして考慮しなければならぬ点があると思つております。大体その「国家公務員に与え」といふ点それから国の庁舎に

政治的目的を有する文書、図画を掲示する云々という点、これらの点については考慮しなければならぬ点があると思つております。それは先ず国会の御意思が御決定を願ひたい。この法律が成立した後にこ、ういふか。この法律が成立した後にこ、ういふか。我々は国会の御意思に従つて行わなければならぬ。決してそのほかの意思には従ひません。国会の御意思に従つて適當の考慮を加える必要があるかと思つてあります。

○千葉信君 只今文部大臣から、このままでは人事院規則を例にとつてやることは當を得ないが、併し、人事院のほうでも人事院規則の点についてはやはり何とかなければならぬらうといふ御意向もあるさうであるから、こ、ういふ御答弁を頂戴した。この点は誠に重大な問題だと思つております。

それからもう一つは、只今浅井総裁のほうからこの法律が通りましたならば、人事院としては考慮しなくてはならなくなるかも知れないといふ、国会の御意思決定によるといふ御答弁でございませうが、私はお二人に対してこの際質問をしたいと思ひます。

それは今現行法によりまして、国家公務員法によつて人事院が政治活動の制限をすること、こ、ういふ人事院規則の制定なるものは、公務員法の第十六条に基いて、この法律に基いてと明記されております。従つて、この法律に基かない公務員法の百二条の人事院規則の制定などはあり得ないだらうと思ひます。従つて、その場合に問題となりますことは、例へば、国の庁舎或いは施設といふ問題を地方公共団体の建物若しくは施設といふふう

政治的目的を有する文書、図画を掲示する云々という点、これらの点については考慮しなければならぬ点があると思つております。それは先ず国会の御意思が御決定を願ひたい。この法律が成立した後にこ、ういふか。この法律が成立した後にこ、ういふか。我々は国会の御意思に従つて行わなければならぬ。決してそのほかの意思には従ひません。国会の御意思に従つて適當の考慮を加える必要があるかと思つてあります。

それは今現行法によりまして、国家公務員法によつて人事院が政治活動の制限をすること、こ、ういふ人事院規則の制定なるものは、公務員法の第十六条に基いて、この法律に基いてと明記されております。従つて、この法律に基かない公務員法の百二条の人事院規則の制定などはあり得ないだらうと思ひます。従つて、その場合に問題となりますことは、例へば、国の庁舎或いは施設といふ問題を地方公共団体の建物若しくは施設といふふう

若しも改めるとしたら、少くとも現行法の場合におきましては人事院の越権でございます。それから又地方公務員に対して与える云々という条件におきましてはこれ又越権でございます。それからまたそのほかにもこの人事院規則によりまして例え第八項等におきまして若しもこの第八項を人事院がはしりまことにこれを變更し、人事院規則を改定するということになりましたら、これは明らかに国家公務員法によつて人事院に委任されているその委任の範囲を逸脱するということは明らかでございます。こういう点について、一休文部大臣は今非常に樂觀的なお見通しの上に立つてこの法律案を提案されておられますが、その点については一体どうお考えになつておられるか。

それから人事院總裁に対してお尋ねしたいことは、この法律が通つただけで若しも人事官會議においてこの百二条に基づくところの人事院規則をこの法律の施行に合致するような方向において改正するということは不可能なはずでございます。今政府のほうから国家公務員法の一部改正法案が提案されておられます、この国家公務員法の一部改正法案が通過いたしますれば、第十六条に基づかないで、他の法律による人事院規則の制定ということもこれは勿論許されるでありまして併し浅井總裁自身、一休国家公務員法の第十六条を含んで改正しようとして、この国家公務員法の一部改正法案が通過するといふお見通しに立つてお

られるのかどうか、それからこの条文が間違ひなくこの通り修正されずに通過するといふおつもりに立つておられるのか、若しそうでないといふれば、浅井總裁が言われた、この法律が通ればつまり教育公務員に関する特別法の一部を改正する法律案が通つただけでは不可能なはずでございます。そういうことは、只今の浅井總裁の御答弁は少し食い違ひを生じて来ると言わなければならぬと思ひますが、その点は如何でしょう。

○國務大臣(大達茂雄君) 現在の人事院規則に対してこれをそのまま地方公務員たる教育職員に適用するといふことは国の庁舎云々のような規定のある点から見てもこれは不合理である、そのまゝ適用すべきものではないといふふうな御趣旨であつたように思ひます。私のほうではそれは不合理とは考へておらんのであります。国の庁舎を公務員が、地方の公務員であつてもそれをこういふ政治目的のためのビラを貼つたり、そういうふうな類のことをするといふことは禁止せられて然るべき行為である、こういうふうな思つております。ただ身分が地方公務員でありまゝから、その場合に地方団体の庁舎等についても同様の規定を設けるべきではないかといふことは考へられます。その点がつまり人事院規則を適用することが不都合である、不合理であるといふことではないに、そういう点が抜けておるといふことが考へられるのであります。つまり足りない点ができて来る、これは私の了解するところでは、今度逆に国の公務員がそういう政治活動をする場合に地方の建物を使つても、そういうことに利用してもいい

か悪いかといふ問題はやはり同様にあるわけですね。地方の公務員がやる場合に国の庁舎を使つてもいいか悪いかといふ問題があると同時に、国の公務員の場合でもいやくも公共団体の公の施設といふものをそういう自分たちの政治活動のために利用していいか悪いかといふ問題がやはり逆に生ずるわけでありまして、それらの点について調整を人事院のほうでお考えになつておる、こういうふうな私どもは了解しておるものであります、このまゝでは地方公務員に対して適用することが不都合であるといふふうには考へておりません。それから十六条につきましては、これはまあ全然人事院関係のこととありますから、總裁から御答弁があることと存じます。それから人事院規則の八項ですか、これは地方公務員には適用はしません。適用がないといふことはこの規定自身が国の公務員だけに限つて適用せらるべき性質の内容を持つておりますから、これは例に準ずるといつても入らんと思つております。適用はないと私は解釈しておりますが、この点も人事院總裁の御答弁があるかと思ひます。地方公務員たる教育職員にはこの八項の規定は適用されません。これは各省各庁の長といふふうには書いてありますから、その場合にはこれは入る余地がない、適用される余地がないと考へております。

○政府委員(淺井清君) 今般の教育公務員特別法は地方公務員たる教員を国家公務員の例によるというのであります、この例によるというのとはすでに給与等においても例によるという例は多くあるのであつて、これは少しも構わんことであらうと思つております。

従ひまして實際上人事院規則の運営の中に地方公務員が実際に入つて来るのであります。この場合に人事院といふしましては適當の人事院規則で調整するといふことはこれは可能であらうと思つております。それは法律上不可能であるとは私は考へていないのであります、それは公務員法百二条によつて人事院規則に移譲されてあるものであつて、これは今回の国会に提出されております法案が成立するか成立しないかとは別問題で、現行法上できるやうに考へております。なお八項は地方公務員には適用しないのであります、これは適用させることは不合理であらう、又この点を変更する意思は持ちません。

○千葉信君 私はいく今の大達文部大臣の御答弁、それから人事院總裁の御答弁について前後順を追つてのちほど質問することにして、この際は関連質問ですから以上で湯山君の質問に譲ります。

○湯山君 それらの改正にはそれぞれの理由がなくてはならない。それで今まで地方公務員については地方公共団体の庁舎は使つちやいけないといふことになつておつたのです。それを許して国の分だけを禁ずるといふことはやはり不合理だと思ふ。よろしうございませうか。新らしく国の庁舎だけ使つてはいけないといふことを規定するのであれば、只今のおつちやつたやうな答弁が成立つのですけれども、それは地方公共団体の庁舎を使つてよろしいことにした理由はないのです。これはどうでしょう。

○國務大臣(大達茂雄君) これは現在に、この地公法においてはそれを禁止

してあります。でありますからして、この点についてやはり地方公務員である身分を持つておる教職員についてこの制限を緩和する理由はない。この点は私もそのように考へます。これは先ほど来から答弁したのであります、が、国の公務員につきましても逆に地方団体の建物、庁舎、施設、つまりそういう公共施設といふものをさやうの政治運動に使用するといふことは、これはやはり制限されていいことだと、こういうふうなことでありまして、現在国家公務員については地方の庁舎を使つて悪いという規定はありません。それから地公法においては国の庁舎を使つて悪いという規定はない。けれどもこれらの公の施設といふものを政治活動の具に使うといふことはこれはいづれの場合も禁止されて然るべきものである。その点は国の人事院規則においても調整をされる、でありますからして、それで以てその点は、是正されるものと考へておるわけでありませう。

○湯山君 今大臣がおつちやいましたように、このことはやはり不合理である。つまりこの国家公務員が自分たちが使つておる庁舎を使つちやいけないといふことと地方公務員が使つておる庁舎を使つてはいけないといふことは同義です。同じ意味である。それをこうやつたことには今大臣みずからおつちやいましたように問題がある。で、なおよろしうありますけれども、更にお尋ね申上げたいのは、人事院總裁はこの法律が通つたらこれを考へるということをおつちやいましたけれども、私も、私も今これを通すか通さないかというために御意見を聞いておるのでございまして、よろしうございませう。

か、通ずるべきでないかを判断するためにお聞きしておるんだから、このまま適用すれば不都合な、不都合なという事は今のような仮定に立たないで、将来の問題としてではなくて、現在のこの規則で適用した場合にどうかと、こういう不都合があるというように、このことを明確にして頂ければいいと思います。これは御答弁を要求しておるわけではありません。

それから次にこの問題は、これは一松委員がおられると非常に好都合なんです。大臣は七項はこれは教員にも適用される、八項は適用されない、こういうことを至極あつさりお答えになつておる。これはこのまま適用することと、このおつさりお答えしないんだと、このおつさりお答えするのですが、不合理なところはたくさんあるのですが、これは大臣の只今までの御言明はつまり当然やらなければならぬこととしてやつた、七項は適用されるというのです。先ほど一松委員おつしやいましたので、おられると又関連質問あると思うのですけれども、おられないので、私指摘だけにどめですが、時間も余りありませんので指摘だけにどめですが、これは非常に問題だと思ふのです。で、以上の点は大体今までも質問された点もあつたり或いは大臣のほうも大体御用意なさつておられたようですが、私は更に一つとそれ以上この国家公務員に対する制限が地方公務員である教職員に適用されることによつて著しい不利益を受けるという場合ができる、そのことについてお尋ねしたいのです。それはどういふことかと申しますと、この人事院規則の政治目的の七号に「地方自治法に

基く地方公共団体の条例の制定、若しくは改廃又は事務監督の請求に関する署名」、これに關することがあります。ところが現在地方公務員にはこういう制限はなされてないのです。このことは私のほうから大体申上げますが、地方公務員に禁止されておるのは、地方公務員法によつて執行機関等に対する直接請求の署名或いは議員のコール等に関する署名、こういうふうなものには禁止されておりますけれども、給与とか勤務条件に関する条例の改廃に禁止されてない。このことは職員団体が給与、勤務条件について何らかの執行者、理事者と交渉することができるといふ規定との関連もある。又国家公務員については人事院というものがあつたといふこととの関連があるわけですが、これが若し実施された場合には、地方公務員は単に政治活動の制限だけでなく、給与並びに勤務条件について著しい不利益をみることになると思ふのですが、これはどのようにお考えになつておられますか。

○國務大臣(大達茂雄君) これは目的に關する規定でありますから、この七号に掲げてあるような目的を以て次の六項に掲げてある行為をする、こういうことであらうと思ひます。そこで地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃それから事務監督の請求、こういうものに關する署名を成立させ又は成立させないこと、これは国家公務員法において強い政治的目的として採上げておるものであらうと思ひます。そこで地方公共団体の条例の制定若しくは改廃に關する請求、これは地方自治法の七十四条に綴数の五

十分の一以上のものの連署を以て代る者から云々という、請求をするということが出来る。これは一定の法律にそういう標準を定めまして、そうしてその地域の住民の強い意思の現われとして請求をする場合でありまして、單純な何となく条例を改正して、もう少し給与を上げてもらいたいとか、給与を厚くしてもらいたいとかいふ單純な陳情とか、そういうものとは違つて、一定の法律に基いて特殊の政治的效果を狙ふところのいわゆる政治活動であります。そして又事務監督の要求、これもいづれかの地方の役所において經理上の不都合がある、こういう彈劾的な意味を持つて要求する、こういうことでありまして、これは国家公務員の場合においては無論国家公務員だからそれを禁止するのでありますが、これは国家公務員でありまして、それぞれ地域の住民であります。地方団体に所屬するその地方の住民であります。住民としての権利、住民としての政治行為、こういうものであらうと思ひます。住民としての政治行為でありますから、それが今の法律にきめるような特定の数を揃えて、署名を揃えての条例の改廃の要求であるとか、或いは事務監督の要求であるとか、こういうものは国家公務員法においては、やはりそういう目的を以て、特定の内容を持つた行為をすることは禁止すべきものなりとして禁止されておると思ひます。地方公務員の場合には、さきましても、国家公務員法に合せます場合に、地方公務員であるから、さような行為は當然許さるべきものであらう、こういうことには私はならないと思ひます。これは地方公務員であるか

ら、或いは国家公務員であるからということではないと思ふのであります。地域住民として、その地域の行政機関に対して強い要求をする、政治的な効果を持つ強い要求をする、その場合の行為を政治行為の制限として、やはりそういう目的を持つ一定の行為を、制限の対象としているのであります。地方自治法におきましてはその規定がありませんし、国家公務員であるから、地方公務員であるからということでは私は合せる場合にこの規定が地方公務員にも適用される、つまり地方公務員が強い政治活動をするという点の制限の一つでありまして、これが不合理であるということには私は私はないと思ひます。

○湯山勇君 大臣もよくこの内容を御存じないと思ふのです。

〔委員長退席、人事委員会理事宮田重文君着席〕

それは地方公務員は無条件で条例改廢の直接請求をしてもいいということにはなつておりません。地方公務員にもやはり制限はあるのです。ただ地方公務員の場合はその執行部とか知事のコールだとか、或いは町村長のリコールだとか、そういうことをやつてはならない。或いは特定の議員なりそういう者のリコール等はやつてはならない。併し一般の他の条例については、今まではこういうことができたのです。現在もやることが出来る。それはそれだけの理由がちゃんとあるのです。その理由はどういふことかと申しますと、国家公務員については人事院が勧告もしますし、或いはその勧告は

尊重もされますけれども、地方公務員についてはそのような制度がありません。そして現在の地方公務員の給与、勤務条件は殆んど条例で定められている。その給与、勤務条件に対するいふ／＼な、これは組合としての交渉も認められておるわけですから、これについて直接署名、つまり法にきめられた直接請求をすることも又許されておる。これは当然のことなんです。でないと、文部委員長いらつしやいましたらよく御存じですけれども、曾つて岩手県のごときは降給条例というのが出かかつて随分騒ぎました。こういう条例について住民が放つておいて、反対するといふことはないので、やはりこれは当事者がこういう条例が出て困るからやつてくれと、こうでなくちやならない。多くの県では地方財政が困つておりますから、昇給のストップだとか降給条例だとか、そういうことをさすに知事、理事者は考えないけれども、議員提案でやろうとしているのはたくさんある。そして結局この教にものを言わせて議会だけは通す。議会だけ通るが、これはこの国と地方と違ふところは、国の場合は二院制ですけれども、地方の場合は一院制です。だから議会の決議があつても知事が公布しなければこれは有効でないのです。そこで条例が可決した段階において、知事はこれをもう一遍議会に差戻すために、あなたがたこれを一つもう一遍直接請求をやつてくれ、そうしないといふから再議に一遍付しても、もう蹴られたら駄目になるのだから、二回しかできませんから、知事はすね、そこで二回蹴られたらおしまひになるから、そのあとは一つ直接請

求でもう一遍議會に諮るやうにやつてくれといふことはよくやることなんです。これは今のやうな人事院を持つていない、二院制でない、そして勸告その他においていふ／＼不利を見てゐる、或いは勤務条件、或いは給与について交渉権を持つた地方公務員には当然なくてはならないことである。そのことが今度のことによつて剝奪される。勿論特定の内閣を倒すための署名だとか、或いは何といふ署名か、理事者をリコールするとかいふことは、これはいけないのは地方公務員も国家公務員も同じです。この点が明確にならなければこのことによつて非常な損失を受ける。これについて、どうお考えになつておるか。これを一つ承わりたい。

○國務大臣(大達茂雄君) これは、この地公法におきましては、御承知の通りに、政治行為の制限をする場合に、その行為をする目的というものを法律で規定しております。地公法三十六条の第二項には、「職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、」かういふふうに、その目的を、特定の政党を支持し、或いは特定の内閣、或いは地方公共団体の執行機関、これを支持又は反対する、かういふ場合に限りておるわけですが、ところが国家公務員の場合においては、この目的の点も併せて人事院規則にこれを委任をしておることは申上げるまでもありません。そこで人事院規則においては、その目的を、丁度地公法のそれに該当するような場合のほかに、政治の方向に影響を与える意図をもつて、特定の

政策を主張し、又は反対することを目的とする場合、それから国の機関又は公の機関において決定した政策の実施を妨害する目的を以てする場合、それから今お話の、地方自治法の規定による請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させない場合、それから地方自治法に基づく地方公共団体の議会の解散又は法律に基づく公務員の解職の請求に関する署名を請求する。若しくは……。

○湯山勇君 問題は七号だけです。

○國務大臣(大達茂雄君) そういふふうに、国家公務員法の規定しておる政治行為の目的についての限定が拡がっております。従つて地公法において、これらの目的以外の目的を以てする政治行為というものは、これは禁止、禁止する対象になつております。国家公務員法の場合においては、今御指摘の七号の場合もその他の場合もこれは国家公務員法においては、禁止の対象としております。この特例法の一部改正の規定によりまして、これを国家公務員法の例によりまして、これを国家公務員の禁止の内容として入つて来るわけですが、この七号というものの目的を持つものは制限せらるべきではない。これは湯山さんの御見解であります。私はそれは思ひないのではありません。地方公務員であるからして、これらの行為を、目的をもつてする一定の政治行為というものの、これは当然禁止されてはならないという御見解だと思ひます。私は地方公務員であるからの故を持つて、これを禁止されてはならないといふことにはならないと思ひます。

その点におきましては、政治の方向に影響を与える意図でやる場合、或いは決定した政策の実施を妨害することを目的とする場合、かういふ場合と同様に、やはり禁止されていふものではないか。併しこれは国家公務員について設けられておる制限でありますから、この特例法におきましては、これは国家公務員並みにすることによつて、これは当然にそれらの制限が加わつて来るわけですが、これは別に地方公務員に対してはこの種の制限をするとは不合理であるといふふうには、私は考えません。

○湯山勇君 これは大臣は他の項目とごつちやにしておられます、趣旨をでしな。地方公務員に対してかういふことを認めておるのはそれだけの理由があるのです。何もこの地方公務員を緩くするためにしておるのではなく、身分、勤務条件、給与に關して、当然国家公務員になされておると同じ保護がなされていふ、その保護規定として、ここにこれだけのものを許してゐる、それを今度は奪つてしまふのだからこれは大問題である、これについてどう考えるかといふことをお尋ねしてゐる。

○政府委員(緒方信一君) この第七号の目的でございますが、これが禁止されましても、かういふ目的をもつて政治的行為をやりますことは禁止されましても、先ほどのいふ／＼お話しでございますけれども、職員団体がその当局に對しまして待遇、条例の制定等につきまして、交渉いたしますことは、これは何ら制限されないものであります。先ほど大臣の答弁がありましたように、この制限の趣旨は選挙権者の五十分の一の連署を以て直接請求をする、これは相当程度を過ぎた政治行為でありますから、これに職員がかういふことをいたしまして、そのために政治の渦中に捲込まれることを制限するという趣旨でございます。国家公務員に對しましてその制限があるのでございますか、地方公務員に對しましてこれを同様に適用いたしますことは何ら矛盾はないと思ひます。それから更に又地方公務員に對しましては、いふ／＼な保護がないから、これが与えられておるといふお話でございますが、御承知のやうにこれは地方公務員法の第四十六条を見ましても、いわゆる措置の要求がちゃんとできることになつておりますし、先ほど申しましたやうに職員団体の交渉といたしましても東京府にこれは当然権限がある事項でございますから、条例の制定、改廃、かういふことにつきましては交渉することは、これは十分認められたことであります。

○湯山勇君 そういふことは不十分だと思ひます。これは国家公務員だつて交渉することを認められておるのです。だからその点を言つておるのではありません。それから又今の給与とか勤務条件について直接請求をするといふことと政治的中立といふことは無関係です。つまり社会党に味方をして給与の条例を変更して貰うとか、勤務条件をどうこうやなくて、これはどの党だつて同じことなんです。偏向といふやうなことは無関係である。で、交渉するといふことを認められておるとおつしやいますけれども、国家公務員の場合にいたるところで、文部省の人たちが文部大臣と交渉して、それが給与が上つたり下つたりするといふ

ことにはならない。そうでしよう。で、結局は人事院の勧告を待つて国会の決議によつてなされる。それで国家公務員の場合は一段落ですけれども、地方公務員の場合は更に次に条例というものがあつて、この場合には誰も勧告しない、責任を以て勧告しない、かういふ状態を守るためにかういふ措置がなされておるのである。これらも今回復上してしまふといふことは不利益な処分といふことになる。これについてどうお考えになるか。

○政府委員(緒方信一君) 只今お話のうちに、第七項の条例の改廃或いは事務監督の直接請求でございますが、これが政治的目的的でないといふお話でございますが、人事院規則におきましてはこれを政治的行為の前提になる政治的目的と、取上げております。これはそして単に待遇の改善等の、その職員が待遇の改善を当局に要求するといふ關係はなくて、一般住民に對しまして認められておる権利、その一般選挙権を持ちます者が選挙権者の五十分の一の連署を得て、それによつて地方公共団体の長に對しまして直接に請求する、かういふ権利なんです。これをかういふことを国家公務員或いは今度地方公務員たる公立学校の教員も同様になりますけれども、かういふことに狂奔と申しますか、それに深入りをしてやりますことは、これは政治的な紛争の渦中に捲込まれると、かういふことになつて、かういふ目的を持つて次の第六項に掲げてあります政治的行為をすることを制限して行くと、かういふ趣旨であると考へる。それから又給与の改善等につきましては只今も申しました措置の要求等の

権利もございするし、地方公務員につきましてもございするし、それから更に又人事委員会が給与法の整理等につきましても必要があると認めれば、これは勧告することに相成つております。さような点から申しまして、そのことこの第七項を目的として、政治的目的として制限するという問題とは別なものであると考えております。

○湯山勇君 今の御答弁では質すべき点が多々あります。例えば今、局長は私が政治的目的でないというふうに言つたと申しますけれども、私は政治的目的でないとは申しておりません。政治的な偏向でない、中立確保の問題とは無関係だと言つては、勤務条件とか給与とかいうものは、いいですか、そういうことを申上げたので、これは感違ひしておられます。それから地方の人事委員会が必要ある場合ですけれども、国の人事院の場合は今度まあ改正になれば別ですが、必要である場合じやなくて当然情勢適用の原則に基いてしなればならぬ、こういうのがあるんです。この辺は非常に違ひつてゐる。ただ交渉ができるのか同じように勧告ができるのかいつても、その内容が著しく違ひつてゐる。で、そういうことはただあつたかどうかという当面を勘案するようになつて、実際に給与とか勤務条件に關して直接条件に対して意思表示をする、そういう機会が失われるのだということを御確認願ひたい。それが願ひればそれについてのことを私は質したいわけなんです。

○政府委員(緒方信一君) 私が答へします中に言葉がちよつと……。ただ給与並びに勤務条件の要求をいたすこ

とは、政治的の偏向に關係がないというお話でございしますが、これはさうであらうと思ひます。併しながら第七号に掲げてありますように、自治法に基づきますこの直接請求をやる、つまり選挙権者の五十分の一の連署を得てやる。これは一つの政治行為の目的でございまして、それを禁止するといふこの度の改正案が成立したとすれば、公立学校の教師もこういう目的で政治的行為をやりますことはできなくなつて、これはその通りであります。

○湯山勇君 一つずつ押して行きます。そうされることは、地方公務員である教職員にとつては、不利になるといふこともお認めになりますか。今までできていたものができなくなるのだから当然不利になる。お認めになりますか。

○政府委員(緒方信一君) これはそういうことになると思ひます、制限をいたすのでありますから。

○湯山勇君 それならば、それに対する代償はどのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(緒方信一君) これは服務に關しまして、その職務を公正に執行させるために、一定の政治的行為の制限をいたして行くといふものであります。その制限をいたしたものであります。何かプラスをするといふような關係にはならんと思ひます。こういう必要がありましますので、職務の遂行を公正にいたしますために、この政治的行為の制限をするといふことでございしますが、それに關連しまして、それではその代りに、何か与えるかといふことは出て来ないと思ひます。そして先ほどちよつと申上げましたが、この第七号が適用

されまます結果、不利になるといふ考え方もこれはございするけれども、併しながら政治的行為を制限して行くといふ考え方の中には、一面職員を保護して行くといふ考え方もあるのでございまして、これは人事院規則の運用方針等にも規定してございするが、職員が政治的な紛争の渦中に巻き込まれまして、そのために延いて身分が不安定になる。そういうことを保護して行きたい。そして職員を保護して行くといふ考え方もございするもので、必ずしもその政治的制限が加わりましたために、それだけ不利になるといふことは相成らんとお思ひます。

○湯山勇君 私はさういふ問題をお尋ねしておるのではなくて、給与、勤務条件といふのは職員団体の交渉の最大要素であります。職員団体結成の最大の目的です。それに関するこのいふ制限を、而も国家公務員と違つた状態にあつて、当然保障されておつたものを、今回不用意に剝奪するといふことになる。これは重大な問題だといふことを申上げておるのです。お分り頂けましたでしょうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 給与の改善或いは勤務条件の改善といふことにつきましては、その教職員の、何と言ひますか、職種の団体を作つて交渉する、これによつてその關係についての内容的に給与をよくすること、勤務条件をよくすること、この内容についての内容の発言は十分にできるはずである。そしてこの七号の規定はさうな見地からでなしに地域の住民として一般に条例の制定、改廃、つまり地域において公民権を有するものとして地域の政治に対する法律に定められた発言の

形式でありまして、これは政治的なものとして、それを目的として何か特定の行動をするといふことは、政治的に公務員としては行き過ぎたことになる、かような見地からの制限である、これは制限されるからそれだけの職場にある人としてその給与の改善とか、勤務条件の改善の上に不利の結果をもたらし、こういうことには私は考えられんと思ひます。

○湯山勇君 現実には不利なものがあるのです。これは文部委員長、今さつきはらつしやいませんでしたが、岩手県では降給条例、現在の俸給の何号でしか、二号でしか三号でしか、とかにかく下げようといふ条例が提案されるところまで行つたのです。こういうことを防ぐのはただ陳情や、請願や、交渉では片付かない。大臣自身もこれは私は聞いたのですが、日教組との交渉において、これはなんぼ言つて来ても陳情みたいなものだから聞き放しでよろしいといふことを大臣みずからおつしやつてゐる。現在の地方自治体の理事者がただ単に職員団体の交渉をそれほど重要に考えてはおりません。だから議会関係の勢力分野の如何によつては降給条例の昇給のストロップも或いは勤務条件についてもつと苛酷な条例も出しかねない。そういう場合に、ただ手をつかねてお願ひします、どうか助けて下さいといふのは具合が悪いのです。できないのです。そういう場合にこそ、その地域の人たちの力を結集しなければならぬ。そのために地方公務員としてはこれはやつちやいけな

い。政治活動が過ぎるからこの地方の理事者に対するリコールだとか或いは

どうだとかいつたようなことはいけないうが、このことだけは残しておこうというので残つてゐる。これは国家公務員とのバランスの上にも必要なのである。大臣も、今、さういふことはいけなくおつしやいましたけれども、現にさういふことがあつた。これは文部委員長からお聞き下さい。たしか岩手県だつたと思ひますから。

○国務大臣(大達茂雄君) これは私は間違つておるかも知れませんが、府県の或いは単位団体としての教職員団体といふものは交渉ができる。給与その他の勤務条件の改善について交渉ができると思つてゐます。ただ私は日教組の諸君に対して申しましたことは、日教組の諸君はこれを交渉と同じように扱いたがらぬのであります。例えば、請求をするのであるとか或いは納得が行かなければ困るというふうのことを申しします。これは併し湯山さんのよく御承知のように日教組といふものは何も法律に根拠をもつたものではない。おん。でありますからして、少くとも法律的には交渉権はないはずであると私は思ひます。そこでいつも間違ひが起りますから、話は幾らでも聞くけれども、それはいゝゆる交渉ではなくていゝわば陳情と考へる、これは念のために私は日教組のかたへに面会の際に申したことがあります。これは日教組といふものの団体の性質として当然であると思ひます。それは府県の職員団体とかいふものとはそこにおのずから違ひがあると思ひます。それでこの政治行為制限の目的についての公共団体の条例の制定若しくは改廃といふ広い問題でありまして、必ずしも給与に關する条例とか何とかいふことに限られ

たものではありません。給与その他の勤務条件の改善については交渉の道があるものであります。これは七号にあることは地域住民として地域の住民に重要な利害関係のある条例、これは当然であります。これは国家公務員でありまして、それ／＼の地域の住民でありますから、住民としての重要な利害関係を保持するの条例或いは条例の制定、改廃ということについて、住民の立場で請求、一定の法律上の条件を具備した請求をする、言葉を換えて言えば、その地域において強い発言、政治的な発言をする、こういうことであろうと思ひます。でありますからして、国家公務員がそれ／＼の地域の住民として地域の政治において重要な利害関係を持つておる、これは十分に認めらるることであり得ます。その場合でも国家公務員としては、仮に地域住民として非常に利害関係の強い問題につきましても、その政治活動の形式が、自治法に定める或いは法律に定めるところの請求をする、その署名を集めるという目的をもつて、特定の、これも限定されておりますが、政治行動をする。そういうことはつまり政治的に行き過ぎを生じ易い、政治の渦中に深入りをし過ぎる、こういう見地から制限されておるものであつて、決して国家公務員だから地域住民として条例の制定、改廃に大した利害関係も持たないからと、こういう意味じゃ勿論ないと思ひます。

そこで給与の問題を言われますが、この給与の問題については交渉の道があるものであります。それから無論署名をすることも差支へはありませんし、ただこういう目的をもつて或る程度の

強い、例えば署名運動を主催するとか、そういう強い動きをする、これは政治的に行き過ぎの場合を生ずる、こういう見地であらうと思ひます。ただ今のようにこの場合は一般的に地域住民としての利害に關係する条例の問題を採上げておるのであります。この場合にそれを教職員が地方において給与を受けておるから、だから当然にこれは排除されるという御意見でありますけれども、私はその間に矛盾はないと考えております。

○湯山勇君 大臣のおつしやつた意味の範囲においてはあります。おつしやる通り。併しこれは大臣のお考えになつておるのは一面だけであつて、地域の住民としての性格から言えば、勿論差はないと言つても結構です。併しここで特にこのことを規定したのは、さつき大臣もおつしやしましたように、地方公共団体の施設は使つてはいけないというやうなことだつて、今の大臣の論法から行けば当然さうあるべきです。にもかかわらず、このことに關してこういうふうにしたのは地域住民としての性格よりも国家権力です。つまり身分上の問題に關係する、これを無視してこの問題を見ることはできないと思ひます。そういうことでわざわざこゝに來ておるのであつて、この点については十分再検討して頂かなければならない。ただ交渉ができておつしやいますけれども、これも地公法にしても国家公務員法にしてもどうも思ひますが、職員団体を作るといふことは必須の条件ではないのです。勤務条件や給与について交渉するために団体を作ることでもできれば作らないこともできる、だから日教組が任意団体

だから交渉しやないとか、どうとかいふことも又これも問題があります。間違ひだとは申しませんが、問題があるんです。で、地方はむしろ今大臣がおつしやつたのと逆に正当な交渉さえも阻まれております。そしてそういうことが無視されて昇給昇格のストツブ、それから首切り、それが甚しいところは今の岩手県のように降給降例、こういうことまで出されようとしておる。こういうことで今現在の給与を下げるんです。全部一律に二号俸を下げる。こういうのを条例でやるんです。こういうことは事実なんですから大臣、いいですか、どうか一つこの点は他の点にも問題がありますけれども、この問題は本当に大きい問題です。若しこれについての何らの措置がなされないでこのまま適用されるといふことになれば、これはもう非常な国家公務員との間の不平等待遇になるんです。国家公務員との不平等待遇といふのは説明していても長うございませうから、先ほど申し上げましたやうな勧告の問題にしても違いますし、法律が通りまして、国家公務員は通つた通り貰えますが、地方公務員は貰えませう。で、〇・二五の問題について奈良県知事が遂に最後出さなかつたのも御存じでございませう。ああいう問題もありまして、それからこのベース・アップにしても、地方公務員の場合はあの通りやられたところもありますけれども時期のずれたところもあると聞いております。ただ合わせるために廻つて実施はしましたけれども、渡るのはずつと遅れて渡つたのは沢山あるんです。こういうことを何とか防がなくてはならない。大臣が意図された三本建

だつてそうです。国の法律で三本建は通りましたけれども、地方の条例ではできていないためにあれもまだ実施されていらないところもあると思ひます。これは反対ですけれども、併しケースとしては同じです。三本建は必要だと思ひになつて、国の法律でもきまつたつてやはり実施されてない県が沢山ある。これが地方公務員の実情なんです。そのときに国では三本建ができていないのになぜ県ではできないか。県では三本建をやつて下さいといふことを、よろしくございませうか、直接請求で訴えることは、これは許されてる。国とそれだけ違ふのだから、そのことを禁止しようとするのやり方には大きな欠陥がある。不平等待遇、不利な扱いがあるといふことを十分一つお考え頂きたい。

それから次に沢山あるんですけれども、次のほうへ移ることにいたします。又時間がありまして……今の国家公務員に移したために残つた問題で今のように大きい問題ではありませうけれども、小さい問題では辻褄の合わないところも沢山ありますから、指摘しただけでも今のあの寄附金の問題、調査のしやうの問題の七項は適用されて八項は除外される問題、それから只今の問題とかいふ／＼あります。で、大人の着物を子供に着せるやうな恰好になりましてどうしても直さなくちやならない問題がある。これを人事院規則で直すことは誰に期待されておつてもできないことです。なぜかといふと人事院なり国家公務員法は国家公務員だけのものですから、これが地方公務員のことを謳えばこれは違法です。越権行為です。できないと思ひます。やろう

としたつてできない。法律を立てないから、代えない限り、国家公務員を代えない限りこれはできない。人事院規則は、国家公務員で作られたものを誰が使つても勝手ですけれども、私の服を誰が着ようが勝手にすれば、どなたかが着るために、これを作り直すことは許されません。これが法律の建前ですから、先程来大臣や人事院總裁が、ちよつとそういうやうな意味のことをおつしやつたかと思ひますけれども、これは大問題ですから、そういうことは不可能であるといふことを御認識願ひたい。こういうことに關してです。まだ申し上げたいことがありますが、時間があればそこへ戻ります。

次に、二法案を出した理由について、いろいろ速記録によると御答弁になつております。で、その御答弁等から考へて、私は非常に心配になつたのは、この立案に當りまして、知事とか、市長とか、そういう人達の意見を聞きになりましたでしょうかどうでしょう。その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) この立案につきまして、直接知事、市長、そういう方面の意見を聞いたといふことはありません。

○湯山勇君 大臣の先ほどの御答弁で、どうしてもこういう法律を作らなくちやならないといふことをおつしやつておるのです。それはなぜかと言ふと、教育の中立性が守られれば、いふやういふ言ひ方が悪ければ、いふやういふやうなこともおつしやいますけれども、實際は、政治的な中立性が守られていないといふことを大臣はおつしやつておられます。若しそ

だとすれば、私はここで一つ伺いたい。たししたの、文部省設置法の第五条並びに第八条によりまして、当該自治体に対して、その自治体、京都なら京都に偏向教育があるということならば、当然文部省の責任において、その自治体に対して助言をする、指導をする、更に強力な勧告をしなければならぬことになってくるのであります。どういふ勧告を京都についてなさつたか、大臣が偏向教育の事例として指摘されておる山口県について、どういふ勧告を文部省はなさつたか。このことをお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) この偏向教育が行われておるといふことを、私は、はつきりした形において認識をいたしましたのは山口県の小学生日記、これがはつきりした形で認識した初めでありました。尤もその前は、私は文部大臣をしておりませんでしたから、これは就任して間もなくのことでありました。その当時、この種の偏向教育については、全国一般に五条によるところの助言、勧告という見地から、全国の教育委員会に、これを偏向教育が行われないようにと、又それに関連して、勤務の不良な、これはまあ勤務自身でもありますし、職務の執行の内容において、思ひからざる教職員に対しては、そういう先生方がいなくなるように、いなくなるようにというものは、必ずしもやめてしまへという意味ではありません。そういう先生方の後を断つように御尽力願ひたい。こういうような通牒を出しました。只今御質問のあつたのは、知事に出したか、こういう意味は、知事は私立学校においては、知

事が監督長としての役をしておる。だから知事にも出すべきだ。教育委員会だけでは足りなかつたのだ。多分こういう御趣旨じゃないかと思うのです。○湯山勇君 趣旨は、文部省設置法による、私今手許に法文を持っております。せんけれども、設置法の第五条並びに第八条に、文部省は地方自治体に対して、その助言、指導、更に勧告をするといふことになっております。そこでございましょう。それをどういふふうになさつたか。どこへどういふふうに出したか。これは決して一般的に通牒を出すといふことじゃないです。勧告といふことは、山口県なら山口県はこういう日記帳で不都合なことがある。そこで今のように、地方公務員法第三十六条が生きて来る、こういう条例を出せ、こういうようなことが勧告なのです。そういうことを京都なら、山口県なら、大臣自身さへもこの法律は好ましくないとおつしやるのですから、そうすれば出さずに済んだかも知れない。そういう勧告をなさつたかどうか。その偏向とみなしておる地域の知事に出すのが正しいと思う。条例は知事が出せますから、そういう勧告を市長なり、知事なり、当該者にどういふ勧告をしたか、それを伺いたいと思ひます。なさつていないければ、なさつていないで結構です。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ほど私が申し上げたのはちよつと間違つておりました。偏向教育のないように御注意を願ひたい、こういう意味の通牒は一般に各府県に亘つて出しました。これは別であるとおつしやいますが、私も具体的事例について一々その場合に指示する、指示するといつては語弊

がありましようが、文部省の意見によつてその処置を勧告、助言することもある方法でありましよう。併し一般的に偏向教育といふものがないようにして欲しいと思ふ。これは山口県の日記を具體的の事例として、そういうふうな教育は行われないうちに貰ひたいといふことを、一般的に通牒を出したのであります。教育委員会だけに出しておるようには申し上げましたが、府県知事にも出してあります。府県知事に

出しているのは地方自治体の云々という意味ではありません。府県知事は私立学校については勧告の位置にありません。でありますから、その意味において府県知事に出したのであります。ただこの種の文部省勧告、これはそれぞれの責任者である知事なり或いは又教育委員会のほうでどの程度の関心を払つて文部省の勧告といふものに順応せられたかといふ点はなかくわからなないのであります。又私は非常に有効であつたとは思ひません。残念ながら大した関心と影響とを呼び起すまでには至らなかつた。その後引き続き偏向教育の事例によるものが各地に見聞されますので、文部省としてはその後改めて、偏向教育の実情について報告を求めた、これも御承知の通りであります。これについても、私も満足するような回答は得られませんでした。

○國務大臣(大達茂雄君) 今日文部省の、地方の教育委員会やそれらの地方の教育機関に対する指導、勧告といふものは、言葉によつては違つて思ひますが、この偏向教育に關係しては、強い、何といひますか、地方に反對を認め得ないのは甚だ遺憾であります。さうな点もありまして、又偏向

教育といふものがどの程度に行われてるかといふことも文部省の把握も十分である。それから、一面、日教組等の組合活動として、教育に対する偏向的な方向を指示するとか、指令するとか。又この法律的には、裁判の問題にしては、とくと吟味されなければならぬでしよう、これが果して教唆扇動に當るかどうかといふことは、併しとにかくそういう状況が見受けられる。かれこれ考へ合せまして、この二法案を提案したわけでありま。

○湯山勇君 大臣が率直におつしやいましたように、実例についての調査は十分である。併しこれも文部省設置法によれば当然そういう実情の調査をしなければならぬことになつてゐる。これはやはりなさるべきだと思ふのです。そしてどうすればこういうことはとまるかといふことを事実についてお当りになつて、若し文部省が文部省設置法にあるような助言なり勧告なりで、特にこの地区といふ事例があれば、これは勧告によつてその地方公共団体に条例を作らせる。作るといふことの決定はできないにしても、勧告はできるのです。そういうことになれば或いはとまつたかも知れない。というのは実例を申し上げますと、今度の場合は實際調査が不十分だつたし、實際把握が足りなかつたから通牒も不徹底だつたと思ふ。併し昨年から昨年から消えては、次官通牒をお出しになつて、それでびつたり、九県ですとか八県ですとか、あとで局長通牒によつてこの府県はよろしいという通知を出されたにもかかわらず、殆んど全部が生活協同組合が教科書を扱うことをやめてしまひ

ました。これは何回も公取委なんかで調べて行きました。実態把握をしてからそういう手を打つたからよく行つたわけです。今回の場合は今大臣がおつしやいましたように、実態把握をしていなかった。だからこの手が適切でいいなかつたのです。そこで若しこの法律を作ることがさして好ましいことではないといふお立場から言へば、文部省の当然採らなければならぬ中間段階を飛ばして、直ちに法律によつてこれをこうしようといふ行き方は、行き方としても非常にまずいのではないか。その間の調査或いは手だて、その他についてやはり若干の不備な点があつたといふことをお認めになられますか、どうですか。おそうございませう、大臣は喉も出ておられますから、どうぞお坐りになつたままです。

○國務大臣(大達茂雄君) 文部省として、もう少しこの法律案を提案する前に文部省の設置法によつて与えられた職員として他に与えらるべき方法、少くともその前提として与えらるべき方法があつたではないか、こういうことであるが、それは私も御尤もなことであると思ひます。ただ今の生活協同組合の教科書の取扱については私つぶさは知りませんが、これは事柄がそれとは違つておりまして、實際教育活動の内容自身の問題であります。極めて重大な問題であり、而もこれは人によつて認識はそれと違ひましよう。その重大性についての問題、實際どの程度に偏向教育が行われておるであらうかといふことの判断の点において、又日教組の動向につきましても、これは見る人によつてそれと違ひと思ひます。私は今日の実情といふものは、

日本の学校教育をこのままの状態に置くことは、極端な言葉でいって、一日も放置することを許されない状態だといふふうに考えております。そして従来文部省といひまして、これは条例によつてというようなお話がありましたが、この問題は条例で云々という問題ではないと思ひます。教育活動の内容それ自体の問題でありますから、公立学校については教育委員会が管掌すべき、この管掌といふのは何と言ひますか、管轄、所掌といふ意味であります。という問題でありまして、この問題を条例においてということとは、どういふことなのか、条例で扱える場合もあるかも知れませんが、ちよつと私、頭へびんと来ないのであります。が、要するに問題は事実問題として、偏向教育といふものがなくなるということでありまして、これは先ほど申し上げましたけれども、なか／＼文部省の力というものは、十分に残念ながら末端においては尊重せられない、と言へば語弊がありますが、どうもそういう点がある。まあほかの予算のことであるとか或いは校舎がどういふふうに普及しておるかといふような点についての報告ならば、これは文部省が求めればほとんど必要な報告が参ります。ただこの問題については先ほど申し上げましたように、私どもとしては殆んど満足すべき回答は得られなかつたのであります。それならばそういう事例がないからいゝゆる該当なしといふような事もありました。それは該当が實際ないのもあります。併しながら全然報告をして来ないとか、これは文部省は報告する職務権限といふものを持つておるのでありますから、そうして教育委

員会としてはとにかくこれは報告を求められれば報告をしなければならぬ、こういう義務があると思ひます。それにもかかわらず、報告を受取る事ができなかった。又該当なしと言つて参つた府県につきましても、私は必ずしもその言葉通りに該当しなかつたものとは思ひません。そういうわけでこの問題は非常にデリケートな点があつて、文部省は指揮監督をしたりするということではできませんし、そうして事が教育内容に關係する場合でありますから、これをいささかでも無理な行政的な方法を以て地方にこれを強いるとか、それは法律的には拘束力はあります。が、文部省が事実上の圧力を以て地方に強いるとか、或いは事実上徹底した調査を行うとかいふことになれば、これは又一面行き過ぎの問題が起ります。御承知の通り、現にただ通報によつてそれ／＼の事情について報告を求めただけでも、これは思想調査であるとかいふことで、国会において相対に問題になつて参つたのであります。この間の問題が重大であればあるだけに文部省がこの間に於て何とかこの偏向教育といふものの後を断ちたい、こゝういふ念願をしてこの問題と何して来た、その苦衷は一つお認め願ひたいと思ひます。文部省が何もそれらの点に考慮を払わずに、出しぬけにこゝういふ法律案を出した、出して来て事情を有無を言わせずこれに押してしまふのだ、こゝういふような印象を与えておることは、誠に私どもとして不本意でありますけれども、実情はさうなわけでありまして、同時に又私どもの認識におきましては、今日この問題を今日の状態においてこのまま放置する

といふことは、どうしてもできない、こゝういふふうに思つておるわけでありませう。

○湯山勇君 大臣のそういうお氣持もわからぬではありませんけれども、ただ問題は大臣のおつしやつた通りに受取れないのは、二法案が出されるといふことが先に決まりまして、それから後に調査の事実があつたわけですから、そこに問題のこんがらがつた要素がある、そうでなくて大臣の本當にそういう立場から御調査になるのだとしたら、これは恐らく、ああいう思想調査云々の問題は起らなかつたであらうと思ひます。あれほどにはならなかつたと思ひます。すでに二法案が用意された後にあつたために、静岡の問題にいたしましてもその他の問題にしても、問題が大きくなつたと思ひます。大臣がおつしやつたように、地方に今の文部省の権限を以て強いる意思がない、或いは勧告等にしても、そういうことをするのとはどうかと思ひます。こゝういふことは、好意的になされることなんです、これは指導、助言、勧告といふことが、今回のように法律で一網打尽にやつてしまふといふことは、考え方によれば、一層地方に強いることになるし、もつと言へば地方を無視したことになる。こゝういふことも言へるわけなんです。そうなりますと、偏向教育について心配しておる大臣のお氣持は分るにしても、このやり方では結局大臣が考えておられるのと逆なことが出て来るのではないかと。こゝういふやり方だからこそ大臣が予想した以上に、あらゆる方面がこのやり方に対して反対してゐる、こゝういふことを招いたのではないかと。その要素としては、当然これを

作るまでに履まなければならない手だてを正當に履んでいない。これは大臣もお認めになつた通り、そして文書の回答ではやはり駄目です。これは文部省にはそういう課もあるし、局もあるのですから、こゝういふことにならないときに、すでに現地について御調査になれば、こゝういふふうな問題の起つたところへ人を派遣して、その実情を調査された例は、他にも沢山あります。私もその実情を知つております。それは愛媛県の教育委員会が総辞職をし、教育庁も又やめるといふ寸前まで行つたときに、田中課長が見えまして、数日に互つて実情をお調べになりました。実に詳細にお調べになつた。こゝういふこともありますので、事例があれば、ただ単に、文書でなくて、文書では本當のことは確かに分りません。だから実情はやはり本當にお調べになつて、これはこゝうだからこゝう、といふ適切な手をお打ちになれば、今日こゝうな混乱した、反対の多い法律をお出しになる必要はなかつたのではないかと。このことをもう一度、一つお考え直して頂きたいと思ひます。更にこの今のことから考えまして、私は今回の二法案は、特に中立維持の法律案は逆用される虞れがあるのではないかと。飛ばすものですから連絡がなくて恐縮ですけれども、あと時間も少うございまして、今回の中立法案は逆用される虞れがあるのではないかと。こゝういふことを心配いたします、と申しますのは、御承知の通りに教育は普通の行政と違ひまして、常に教育の主張、こゝういふものがありまして、その主張によつて、今日までいろ／＼進歩

発達を遂げて来たのです。例えば自覺性の教育とか、或いは個性教育とか、或いはこれは戦前のことでもそうなんです、自由教育とか、或いは形式教育とか、実質教育とか、こゝういつたような、或いは今日においても、なお生活教育とか、個性教育とか、或いは純潔教育とか、いろ／＼、それ／＼の教育には、主張があるのであります。そしてそのとき、そのときの教育の実態に立つて、教育委員会なり、或いは教師の組織なりが、それ／＼ふさわしいコース及びふさわしい書物、を推薦して研修を続けて行く、そうすることによつてとにかく欧米諸国からいふんな教育上の知識を学び取り、まあ今日日本の教育は今日の段階に到達した。特に信濃教育会などはその顯著なものでございます。ところが教育の主張といふものは誰が考えましてもそれはけしからぬといふような主張は一つもありません。純潔教育なら純潔教育にしたつて誰もそれはいいことだと思ひますし、自由教育といふ命題についてもそれはいいけないといふ人はいない。個性教育にしても同じです。そこで教育がそのような命題を提えてそれによつて進歩発達して行くといふ今日までの過程から考えますと、それによつて教師が研修して行くといふ事実から考えますと、今回の法案が出されましたために若し私がよし今あそこであらう教育をやつてゐるから變つてやろうと思へば、私は私の党なら党のスローガンに、例えば今の教師たちが純潔教育といふことを謳つてゐるとすれば、我が党のスローガンは民族を守るための純潔教育であると打出す。そうするともう教師は、その純潔教育といふ言

葉を言えないことになる、同じ、一致しますから……。そうすると、意図的に教育を奨励することができるといふ裏があるのです。今の例でそうであるとかないということは申し上げておきませんよ。再軍備反対なら反対というのを、仮に教師たちが軍備を持つてはならないと言っているのに対して、教師が言っているからおれも言つてやろう、某政党が、どこかの政党が強く取上げて真先に掲げてばつと打つて行けば、これは結局教育を牽制することになる。不当な干渉を受けることになる。こういうやり方がとられることに一つの途が生れて来た。つまり、この法律によつて表の門は閉じたけれども、今度はその代り裏門を開けたということになるわけですから、これは一体どういふふうに大臣はお考えになりますか。

○國務大臣(大達雄雄君) 初めの点であります。文部省として何かの手段を尽すべきであつて、いきなりこの法律案を考える、これは余り、何と言いますか、不親切であるというか、尽すべき手段を尽しておらんということでありまして、これは当時、昨年の特別国会においても、これは国会においてこの山口県の記事が問題になつたときに、私申し上げたのであります。若しかくのごとき教育が行われておるとするならば、これは是非正をしなければならぬ、何とか適当な処置を講じなければならぬと思つて、このことは当時申し上げたのであります。ただ、どういふ方法によつてするかというところは、その当時すでに腹案があつて、又この教育法案の内容も腹案があつた、こういうわけでありまして、ただ成るほど行政的に尽すべきことを尽すということとは

一応理窟であります。併し私は文部省が教育の場に与えられた指導勸告といふことをするといふことはこれは当然のことでありまして、文部省の氣のついたことについてそういう關心を引くといふ意味でそれを指導する、勸告するといふのは当然であります。さればと言つて地方の学校においてしてあることを文部省の力で、まあ行政的な手段でそれを矯正直すといひますか、是正するといひますか、これはやもすると文部省の持つつゝ政府の裏教育に対して相当強い影響力といひますか、支配力を及ぼすといふことが前提であります。これは場合によつてはいわゆる中央集権といふか、そういう形になるけれどもそこへ出て来ると思ふのであります。この法律案は両案とも御覧になりますように、その内容は実情に合わない、若しくは酷に失つたといひ、さような御意見は御意見といたしまして、これによつて文部省が中央集権的な立場に立つといふことは、私はこの両法案のいずれから出で来ないと思ふのであります。ただ文部省として偏向教育は正のためにこの法律的手段をとつたほうが適當であるといふ見地から、立案して提案したのであります。これは文部省の行政上の権限といふものに何らのプラスになるものはない。これによつて文部省が行政的な権限を拡張するといふことではない。ただ一定の行為を取締りをする。こういう法律ができただけであります。文部省がその行為に対する監督権とか、或いは行政上の権限を、これによつて与えられるといふことはないのであります。この法律の運用といふものは或いは教育委員会、或いは

は又その行為をやつた場合の一般の犯罪と同じように裁判所において取扱われるものであります。文部省はその間に何らか発言をし、又介入する余地はないのであります。ですから見方によりますと、文部省は行政的な方法によつて地方に強い力を加えるといふことは、いわゆる中央集権といひますか、中央政府の圧力が教育の面に及ぶといふ場合も考えられるのであります。でこの法律案につきましても、これは要するに案として文部省はこれが適當でありまして、これを御審議になつて決定することは、国民の意思を代表するところの立法機関たる国会においてきめられるのであります。私どもは国会がさういふ法律をお作りになる、その材料として、こういうことが適當であるといふ意味で、決して文部省が国会を差しおいて、或いは行政的手段を以て教育の上に圧力を加えるといふか、そういうことを意図するはずもなければ、又教育法案の提出からそれが割出されて来る結論ではないと思ひます。その点は御了承を願ひたい。それからこの教育の中立性を確保する法律が、却つて逆に利用されることになりはしないかといふことではあります。私は一体偏向教育といふものは、ただ一定の政策とか、そのときそのときの政策の政策主張が教育の上でそれと合致するものがあつても、それはすぐその政党を支持するとか反対するとかいふ所へ飛躍するものではないと思つております。どうしてもその政党の立つておる基本的理念であるとか或いは特にその政党を政治の元として本質的に

に特徴付けておるものであるとか、そういうものに触れなければならぬ。そのときそのときに時勢の動きに応じて政党の打出して来る幾多の政策のうち合致するものがあつてもなくとも私はそれが、政党を支持する、反対するといふものではない、こういうふうな思つております。殊にこの政党といふものが好んで教育を破壊しようといふことを目的とするようなことがあるかどうか知りませんが、わざ／＼自分の党の主張を今度政党の側から、学校の純潔教育とかいふような例をお挙げになりましたが、そういう学校でやる純潔教育であるとかいふ／＼名前をつけてやりましよう。道徳教育といふこともあるでしよう。その場合に政党のほうからその学校においてそういう教育をさせないために、殊更にそれを自分の党の政策として掲げて妨害をする、これは私、政党の場合についてはなんぼなんぼでもそういうことはあり得ないと思ふのであります。殊に、仮にそういうことがありましても、先ほど申し上げますように、それがすぐその政党を支持し、反対するといふことには、私は個々の場合のことではありますから、そういう場合もあり得るでしようが、そういうことは考えなくていいのじやないか、こう思ふのです。

○湯山勇君 一々大臣の御答弁について意見を申し上げて行きますと大変時間がかりますけれども、ただ私が最初の点で申し上げたいことは、現在勸告なり、助言するといふことは法で認められてゐることなんです。悪いことがあつても中央集権、力で云々するといふことになつては工合が悪いからといふので放置された、そういうことはならんといいふうにおつしやいましたが、悪いことならば当然やつていいことだ、こういう手続をお踏みになるかならないかといふことが問題だ、そういうことが踏まれてないところに手続上、問題があるといふことを申し上げたまでですから、これはこれとして後の場合です。私は政党と申しましたけれども、団体もあります。団体だとしても又問題ができて来るのです、実際に……。それから最初羽仁委員からの御質問のときに、憲法に關する問題があつたかこに該当するかのやうな例になつてゐるのです。そこで憲法の問題については申し上げたいと思つておりましたが、それは省いてこの場合の例としてだけ申し上げたいと思ひます。それは講和条約前です。つまり憲法ができた当時は、すべての政党の憲法に対する考え方は殆んど一致しておりました。ただ憲法に対しての考え方が分れて参つたのは、サンフランシスコ講和以後です。時期的にサンフランシスコ講和の日からといふのではありません。あのことが問題になつた以後なのです。これは大臣も御承知の通りです。ところが今の教員は、本会議でも、委員会でも問題になつたと思ひますが、あの吉田総理大臣の言つた通りを今日も進んでゐる、これはお認めになります。今言つてゐることと少しも變つてゐない、ところが實際は、改進黨は憲法改正まで行つてゐるし、自由黨の人はあゝいふ主張を述べてゐるし、それから社会党でも右の人は又違つた意見を持つてゐる。こうなつて参つて、結局いふ／＼おつしやいますけれども、端的に言へば、道連れで今まで来たものが階級的な問題、労働者と

て、而も表口のほうを閉じようとする、これは非常に問題があると思うのです。大臣が今おつしやいましたように、そういう政党なり政治団体の主張を教師が教えるとか、たま／＼合わして見て逆だつたとか言うのでなくて、例えば大臣ではちよつと工合が悪いですが、羽仁委員なら羽仁委員を或る教員団体が講師に呼びます。そのときにその政党が、これはまあ地方公務員に……貼つてゐるビラを、スローガンを書いたビラをずつと貼つてしまふ。その中へ全部です。これは違法じゃないんですから今度改正になれば、そうすると羽仁講師は違法と思うこと、我が党のスローガンはこうだということをやられたら止むを得ないことになる。そういう妨害ができます。そしてそこでなお考へになつておられる平和教育なら平和教育の話をすれば或いは我が党はこうだというひつかけができます。来るし、そういう中では、講師も良心的に話ができない。する気にならなない。こういうことになることを恐れるのです。これも今大臣のおつしやつたような点も含めて再検討願いたい点だと思ひます。時間がありませんから次へ移りますが、次に今度は基本的な問題へ轉ります。教育基本法の第八条を大臣は随分問題にしておられるのですが、これは法制局長官に先ずお聞きしたい。ここに政治教育とか、社会教育、括弧がしてあるのであります。あれは何の意味でしてあるんでしやうか。

意味で、大体どんなことが書いてあるかというところはわかるという手がかかるつもりでつけておきます。

○湯山勇君 そこでもう一つ、第八条について伺いたいします。第八条は第一項が主なのか、第二項が主なのか、これは如何でしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつと主従をここで判定しかねますが、要するに、二つが集まつて一本になつておると申上げるほかにないと思います。

○湯山勇君 地方公務員の教職員を国家公務員に移した提案の理由に、教育は、国民全体に責任を負つて行われるものであるということを挙げておられます。大臣の御答弁にも、しばしば教育は国民全体に責任を負つて行われるというところを、ちゃんと教育基本法に書いてある。教育基本法にある通り、教育は国民全体に責任を負つて行われるものである。こういうことをおとしやつておられますが、これは今もなおそのようにお考えになつておられますか。

○国務大臣(大達茂雄君) そう考えております。

○湯山勇君 教育は、国家全体に対し、直接責任を負つて行われるべきものであるというの、教育基本法の第十條の教育行政のところにあります。だからむしろ……、ちよつと御覧下さい。教育行政はそういうつもりでやらなくちゃならない。さつきの法制局長官のおつしやつた通りに、一項がそれ／＼独立しておるのではなくて、二つの項目が一つのことを示しておるとすれば、第十條は二項において、教育行政はこの自覚の下にやらなくちゃならない。一つずつ切離すのでなく

て、両方一緒にすれば、教育行政においてはこうでなくちやならないということがきめてあるのであつて、個々の教員も教育活動について述べたものではないというこの結論になります。これは法制局長官の御説明の通りに説明すればどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 教育基本法は第一条から十一条まで全部重要なところはきめられておると思ひますが、今のお話は教育行政という括弧書に關連してのこととございしますが、例えは第六條の第二項を見ましても、法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であつて、というような言葉が出て来ておるわけですから、それだからおの／＼相照應し合ひ、この主たる概念というものが組立てられてゐるというふうに思つております。

○湯山勇君 そこで第十條の規定というものは教員自身の身分を地方公務員法の適用から国家公務員に移すというふうな意味合にすべき性格のものではなくて、むしろ、これは教育行政者がこういう精神で教育行政をしなければならぬというところになつておるわけですから、それはあたかも第八條が第一項、二項がそれ／＼別々のものではなつて、從屬關係がなく、両方で以て一つのことを示しているという法制局長官のお説の通り行けば、第十條においても又同様なことが言える。そうすると行政を規定しておるのでございしますから、むしろ国民全体に直接責任を持つ、全体の奉仕者ということに特に言い換えてあるのは、教育委員会なり、文部省なり、そういうことに對しての教育行政に當る者の基本的な事柄を述べたものである、こう解釈しなければ

ならないと思ふのです。これはどうお考えでございしますか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私はこの第十條に括弧して教育行政ということを書いてある。だからしてその中に使つてある教育という字は教育行政と呼ぶべきものである。こういうふう

に、私は字句の上からもそういう解釈は成立しないと思ひます。教育は、とあればこれは教育として読まなければならぬ、教育自体として読まなければならぬ、当然であります。そうして教育行政はその前項にある教育、その字句をもつてその教育の目的を遂行する必要な条件を備えるのだ、こういうふうにして書いてあるものでありまして、教育行政というこの括弧に入つておるから、これは教育行政のことである。こういうことは法律の字句というものを離れての御解釈であると私は思ひます。そうならば第二項において教育行政ということまで書上げるのは、まづい。第二項においても教育は、と書いて教育行政と讀ましたらいいじやないかと思ふ。

○湯山勇君 そうすると法制局長官とはお考えが違ふわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも大臣のほうは法律的には正確のようにここに拝聴いたしました。私の説明よりも大臣の説明のほうがどうも詳しいように思ひますから、「おかしいな」と呼ぶ者あり。

○湯山勇君 大臣は大変法律學者でございますから……。そういうことでしたら、又問題は第八條にも、そういうふうな今度は分けて考えるということになれば第八條の解釈に問題がある。併しもう時間もありませんから、主な

点は少しですが、こういう点を聞きたいのです。問題は今度やはり助役の教育長兼任の法律を出しになる御予定でございしますか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは自治法の改正になりますので、自治庁のほうにお願ひして向うでそれよろしいということであれば自治法の改正として提案をして頂くようにお願いをしております。

○湯山勇君 これは又今の中立法並びに地方公務員法、国家公務員法との關連において非常に重要な問題がでて来るのです。それはどういふことかと申しますと、助役というのは教育公務員ではありません。特別職でございす。従つて助役というのは、身分においては政治活動の制限は地方公務員ほどにも受けないのです。而もこれは政治的に自由な町村長と直結してゐる、それでございまして、その市町村長と直結して政治的に自由です。何黨を支持しようがどうしようが勝手な助役が教育長を兼ねる、而もその教育長は教育委員会法によつて人事については教育長の内申がなければ委員会はやれないのです。法律的にもさうだも、条例で、法律ではさうではないが、条例ではさうなつております。又内規等ではすべて人事は教育長の内申がなければ委員会は決定できないことになつてゐる……。(時間、時間。三十分秒ある。)と云ふものあり。そこでそういう勝手に変更できる教育長が、而も町村が財政権を持つておりますから……。

○委員長(川村松助君) 只今午前零時

となりましてこれを以て散會いたしましたと存じます。
なお文部・法務・人事の連合委員会は終了したものといたしまして御異議ございませんか。
〔異議なしと云ふ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議ないようでありますからさう決定いたします。
本日はこれを以て散會いたします。
午後十二時散會